

第24回

水源開発問題全国連絡会 総会

資料

＝目 次＝

矢山有作さんのご逝去を悼む	1
事務局からの報告	2
私たちの課題 新年度の方針	7
石木ダムを中止させるための水源連の取り組み（案）	9
石木ダム問題に関する特別決議（案）	10
土砂災害は「拡大造林が元凶の人災」	11
徳山ダムと強制収用―事業認定処分取消訴訟	14
各地からの報告 目次	16
北海道自然保護協会、成瀬ダムをストップさせる会、鳥海ダムと市民生活を考える会、思川 開発事業を考える流域の会・ムダなダムをストップさせる栃木の会、ハッ場あしたの会、ハ ッ場ダムをストップさせる市民連絡会、STOPハッ場ダム・市民ネット、埼玉の川を考 える会、霞ヶ浦導水事業を考える県民会議、溪流保護ネットワーク・砂防ダムを考える、設楽 ダムの建設中止を求める会、長良川市民学習会、導水路はいらない！愛知の会、NPO法人 伊 賀・水と緑の会、天ヶ瀬ダム再開発事業公金差止住民訴訟弁護団、安威川ダム反対市民の会、 大阪安威川の治水を考える流域連絡会、城原川を考える会、石木ダム建設絶対反対同盟を支 援する会、立野ダムによらない自然と生活を守る会、子守唄の里・五木を育む清流川辺川を 守る県民の会、清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会	
討議資料 目次	61
1、ダムをめぐる経過と現状	62
2、利水問題	71
3、治水問題	81
4、ダム建設業界の延命策	92
5、ダム事業の水源連開発施設の環境問題	95
6、水道民営化問題	97

2017年11月5日

大阪府茨木市

矢山有作さんのご逝去を悼む

水源連の初代の代表であった矢山有作さんが去る 3 月 27 日にお亡くなりになりました。享年 93 歳でした。

矢山有作さんは 1962 年に社会党から参議院議員選挙で岡山選挙区で初当選し、2 期務め、その後、1976 年の衆議院議員選挙で当選し、3 期務められました。国政の



場で舌鋒鋭く、国の姿勢を厳しく追及し続けた著名な政治家であるとともに、国家権力と闘い続けた社会運動家でもありました。

国鉄労働問題や苫田ダム問題、平和問題などに取り組み、9 条を守る活動など護憲派として活躍されました。かつては平和・民主・革新の日本をめざす全国の会（全国革新懇）代表世話人も務めておられました。

苫田ダムは国と岡山県が強権的に推進したダムとしてよく知られています。地元の奥津町（現・鏡野町）に対して建設省等が行政圧迫を行って、ダム反対の町長が予算を組めないようにして 3 期にわたって辞任に追い込んだ強権行使の象徴的なダムです。ダム反対の予定地住民に対しては子息の勤め先まで手を回して、翻意を迫ることまで行いました。

このように理不尽なことがまかり通ってよいのかと、心底からの憤りをもって矢山さんは岡山の人たちとともに苫田ダム反対の闘いに取り組みました。地元反対地権者の支援、裁判闘争等々でした。裁判は住民訴訟、事業認定取消し訴訟、収用裁決取消し訴訟などを精力的に展開しました。

残念ながら、苫田ダムは 2005 年 3 月に完成しましたが、現在、ダム開発水のお大半が使われておらず、不必要な苫田ダムをつくってはならないと訴え続けた矢山さんたちの主張が正しかったことが明らかになっています。

話が前後しますが、1993 年夏に全国のダム反対運動に取り組んでいる方々によびかけてハッ場ダムの現地調査見学会を開きました。その時に参加された矢山さん、故・酒井興郎さん（足羽川ダム問題）、原豊典さん（川辺川ダム問題）らと私たち関東勢のメンバーが話し合っ、ダム反対運動の全国的な支援組織をつくろうということになり、その 11 月に水源開発問題全国連絡会が発足し、矢山さんが代表になりました。その後、矢山さんのリーダーシップのもとに、水源連は毎年、ダム反対運動の現地で全国集会を開くとともに、各地のダム反対運動に対して技術的な支援を行ってきました。

2003 年 11 月の山鳥坂ダム反対全国集会で矢山さんが辞意を表明されました。矢山さんはスケールがとびぬけて大きい方で、その代わりを務めることはできませんが、嶋津と遠藤が代表を引き継ぐことになりました。

それから、早くも 14 年が経過しました。ダムをめぐる状況は一層厳しくなっていますが、今後も水源連として精一杯の取り組みをしていきたいと思ひます。

矢山さんのご冥福を心からお祈り申し上げます。

嶋津暉之・遠藤保男

事務局からの報告と、これからのこと

1. 初代代表・矢山有作さんのご逝去

水源開発問題全国連絡会の初代代表である矢山有作さんが去る 3 月 27 日にお亡くなりになりました。享年 93 歳でした。1993 年 11 月に水源連が発足した時から、2003 年 11 月の山鳥坂ダム反対全国集会まで約 10 年間にわたって水源連の代表をつとめ、全国のダム反対運動の先頭に立っていただきました。矢山さんは参議院議員を 2 期、衆議院議員を 3 期務め、国政の場で舌鋒鋭く、国の姿勢を厳しく追及し続けた著名な政治家であり、国家権力と闘い続けた社会運動家でもありました。

前頁の追悼文をお読みいただければと思います。

2. 今年の取組み

事務的には、水源連の皆さん相互の情報交換のツールである「水源連だより」、水源連 ML、水源連ホームページの発行・運営に務めました。

1) 石木ダム

石木ダム現地を中心にした経過報告は、別掲の「各地からの報告 石木ダム」を参照願います。

① 状況

- ・ 特筆事項は何と言っても、石木ダム事業現地の風景がほとんど変わっていない「＝現地の皆さんが連日の行動で工事の進行を止めている」ことです。
- ・ 長崎県はこの抗議行動に対して昨年 10 月 28 日、19 人を債務者（被告）とした「第 2 次妨害禁止仮処分申立」を長崎地方裁判所佐世保支所に提出しました。長崎地方裁判所佐世保支所は 9 月 29 日、19 人中の 10 人に対し、通行妨害禁止の仮処分を出しました。しかし、自分たちの生活の場を無駄な石木ダムから守り抜くための活動が続けられています。
- ・ 収用委員会の審理（公開の収用委員会）・審議（非公開の収用委員会会議）が進行する一方で、事業認定取消訴訟と工事差止仮処分申立の法廷闘争が進んでいます。
- ・ 長崎県は、地権者 13 世帯皆さんからの「工事を中止して、知事との話し合いを」との要求を、「工事最優先」に固執して拒否し、付替道路工事を進めようと画策しています。地元の皆さんは支援者と共に工事現場で工事中止要請行動を行い、工事の進行を阻止しています。石木ダム建設に向けた工事は殆ど手つかずの状態が維持されています。
- ・ 居住家屋 4 軒を含む第二次の収用・明渡裁決の審理が、当事者（地権者）が出席を拒否しているにもかかわらず終了し、収用委員会が決定を出すばかりの状態が 1 年近く続いています。更に長崎県は残地・残家屋すべての物件に対する第三次の収用・明渡裁決申請を長崎県収用委員会に提出しました。第三次の裁決申請についての収用委員会の審理が地権者出席拒否の下で進んでいます。
- ・ 長崎地裁は 3 月 30 日、石木ダム事業認定の執行停止申立を以下の理由を挙げて却

下しました。

「現在、工事に着工する目途が全く立っておらず、現に今、申立人らの権利が危険にさらされているという緊急な状態ではない。

申立人らの主張する損害が、本件事業認定処分により生ずるということはできず、本件事業認定処分の効力の停止をすることはできない。

申立人らの主張する損害は、金銭的な賠償により回復が可能であるから、重大な損害に当たるということはできない。」

要するに、「申立人らの権利が危険にさらされるのは収用・明渡採決後であるとし、さらに財産権は賠償によって回復可能であるから、重大な権利侵害はない。」という人格権の侵害を一切顧みない判決でした。

◎ 水源連事務局は、事業認定取り消し訴訟と工事差止訴訟の弁護団の皆さんを専門的分野について支援しています。あわせて、両裁判の進行について、水源連ホームページで情報共有を図っています。

② 水源連関係者による支援

石木ダム問題に関して水源連の多くの皆さんには、署名活動への協力をはじめとして、共有地権者、事業認定不服審査請求人、事業認定取消訴訟原告、工事差止仮処分申立とその本訴の原告を引き受けていただいています。岩下和雄さんたちの田圃オーナー募集に応じられた方も多いと思います。

- 共有地権者の皆さんには収用委員会への対応もお願いしています。去る10月5～6日の共有地権者有志による長崎県収用委員会・長崎県・佐世保市への要請行動、川原（こうばる）での工事中止の要請行動支援には、長崎県外の遠方からも参加していただきました。
- 「子守歌の里、五木をはぐくむ川辺川を守る県民の会」の皆さんは「川辺川ダムストップを獲得した経験を石木ダム反対運動にぜひ活かしたい」と川棚町内での世論喚起を目指した地道な活動、学習会の開催を川棚町と佐世保市の皆さんと共にしています。

③ 課題・現地で必要とされていること

55 ページ「各地からの報告 石木ダム」を参照ください。9 ページ「石木ダムを中止させるための水源連の取り組み（案）」でも触れています。

④ 東京アースデイ（代々木公園）に出展

4 月 22 日～23 日には東京代々木公園の東京アースデイに水源連は八ッ場あしたの会、東京の水連絡会と共同で出展しました。水源連は石木ダムの問題を取り上げてアピールしました。こうばる米など石木グッズの販売や署名なども行いました。

2) 各地の河川開発事業反対運動等への支援活動

次に示す反対運動等への支援活動を引き続き行いました（順不同）。

- ① 安威川ダム差し止め住民訴訟（大阪地裁）
- ② 霞ヶ浦導水事業の工事差し止め訴訟（東京高裁）
- ③ 江戸川スーパー堤防の工事差し止め訴訟（東京高裁）

- ④ 天ヶ瀬ダム再開発差し止め訴訟（京都地裁）
- ⑤ 川上ダムに対して伊賀市水道の自己水源を守る運動
- ⑥ 思川開発に対して栃木県の県南三市町水道の自己水源を守る運動
- ⑦ 当別ダムに対して札幌市の水道行政を問いたす取り組み
- ⑧ 2015 年鬼怒川水害の原因を究明するプロジェクト
- ⑨ ハッ場ダム事業の行く末を見据え、その不合理性を迫及する取り組み
- ⑩ 荒川調節池建設計画の是非を問いたす取り組み（埼玉）
- ⑪ 鳥海ダムの環境アセスをたす取り組み（秋田）

3) 「水源連だより」、水源連 ML、水源連ホームページの発行・運営

相互の情報・意見の交換水源連の重要な役割です。

- ・ 特に水源連 ML には臨場感あふれる情報が投稿されています。1 年間で 600 通がアップされていました。
- ・ 水源連だよりは 76,77,78 号を発行しました。
- ・ 水源連ホームページは更新を心掛けてはいますが、遅れがちです。石木ダム関係の訴訟資料を共有する場としても使っていることもあり、ホームページの内容が石木ダム関連情報に偏っていることは申し訳ありません。

3. 水源連関係団体の活動

完成したダム事業、完成間近な事業、現在進行中の事業、これから本格的に事業化されようとしているダム等・・・・・・、私たちの異論に耳を貸さずに進行しています。皆様からの情報をもとに、全国の様子を見えます。

1) 反論・提訴を無視して完成したダム・の実態

- ・ 北海道の当別ダム：札幌市は水需要予測を大幅に下方修正し、水需給の面では当別ダムの水源は不要となったが、水源分散化と称して当別ダムの水源を無理やり使おうとしている。
- ・ 徳山ダム：ダム開発水が全く使われていない。その開発水を木曽川、長良川で使うための木曽川水系連絡導水路の計画も進んでいない。
- ・ 長良川河口堰：開門を求めているが、国は調査そのものを拒否している。

2) 住民側が敗訴したが事業中のダム

- ・ 成瀬ダム：事業には必要性がないこと等を主張したが、控訴審で敗訴。世界遺産条約、生物多様性条約違反の視点から調査・研究を実施している。
- ・ ハッ場ダム：本体建設事業が進んでいるが、ダム湛水域周辺の地すべり対策と代替地の安全対策の問題、代替地等に不法投棄された有害な鉄鋼スラグの問題、歴史遺産（縄文時代草創期～江戸時代天明期の遺跡）の問題などに取り組んでいる。
- ・ 思川開発（南摩ダム）：栃木県は思川開発の開発水を無理やり使うため、県南三市町水道の地下水源を 100% から大幅に切り下げる県南水道用水供給事業を推進しようとしており、それに対する反対運動が三市町で展開されている。
- ・ 徳山ダム導水路（木曽川水系連絡導水路）：徳山ダム導水路を巡る公金支出差し止め訴訟の裁判報告（裁判記録）を自費出版。同事業は一步も進んでいない。

3) 係争中のダム等事業

- 霞ヶ浦導水事業（漁協が提訴）：①霞ヶ浦の汚濁水を那珂川に送水することによる漁業被害、②那珂川から霞ヶ浦への大量導水による漁業被害などを争点にしている。
- 天ヶ瀬ダム再開発事業：①京都府営水道が 0.6 m³/秒の新規水利権を得る必要性はない、②放流能力を増強する天ヶ瀬ダム再開発の治水目的は机上の話に過ぎず、琵琶湖の後期放流 1,500 m³/秒は実現性もなければ、必要性も疑わしいことなどを争点にしている。
- 安威川ダム：①ダムサイトの地質地盤が脆弱で危険である、②ダムによる治水対策が有効ではなく、ダムでは氾濫を防止できないことなどを争点にしている。
- 江戸川スーパー堤防：①北小岩一丁目のわずか 120mの区間にスーパー堤防を整備する必要性・合理性がない。②国交省には住民の同意なしでスーパー堤防の土盛り工事を行う法的な権限がないことなどを争点にしている。

4) かけがえのない自然や地質遺産を守る取り組み、環境アセスをたす取り組み

成瀬ダム、鳥海ダム、設楽ダム、立野ダム、・・・

5) ダムサイトおよび周辺の地質地盤に問題があるダム

平取ダム、ハッ場ダム、設楽ダム、安威川ダム、立野ダム、天ヶ瀬ダム再開発、・・・

6) 地域が育んできた「流域治水」の発展的活用を提案

城原川ダム

7) その他の工事中ダム

最上小国川ダム、平瀬ダム、山鳥坂ダム、・・・

8) 2009 年政権交代による「コンクリートから人へ」の政策転換への反作用

2009 年の衆議院選挙では「コンクリートから人へ」を掲げた民主党の政権となってダム見直しが言明されましたが、実際に進められたダム検証は国交省の筋書き通りのものであったため、私たちが問題にしていたダムのほとんどは事業推進のゴーサインが出てしまいました。当時は動いていなかったダム事業までが推進へと大きく舵を切る結果となりました。

石木ダムは 2009 年 11 月に事業認定申請が出されていましたが、ダム検証とともに認定作業はストップしていました。しかし、ダム検証のゴーサインが 2012 年 6 月に出て、それを受けて事業認定が 2013 年 9 月に下り、それが現在の収用委員会の明け渡し裁決につながっています。

2009 年度内に本体工事の駆け込み契約した路木ダム・内海ダム再開発・浅川ダム等 5 つの補助ダムはダム検証の対象から外され、満額の補助金が交付されました。路木ダム・内海ダム再開発・浅川ダムは差し止めを求めて住民訴訟や事業認定取り消し訴訟が闘われましたが、すべて敗訴が確定してしまいました。

ハッ場ダムでは 10 年間に余る長期の住民訴訟が闘われましたが、「ダム検証」によ

る事業継続の決定を覆すことはありませんでした。

川辺川ダムは熊本県知事が 2008 年にダム中止を求めたことから、2009 年に中止の方針になりましたが、それを裏付ける河川整備計画が策定されていないため、ダム基本計画はいまだに廃止されておらず、国交省は「隙あらば復活」を狙っています。その復活を許さない闘い、「球磨川のダムなし治水」実現に向けた流域の皆さんの活動が続いています。

4. 公共事業改革市民会議関係

東京の江戸川スーパー堤防問題と、リニア新幹線問題に取り組みました。訴訟の傍聴と報告会への参加、現地見学会への参加などです。東京の江戸川スーパー堤防問題は終の棲家をしていた住民の家屋の取り壊しを伴うものですので、石木ダム予定地の現状と二重写しになっています。

5. 「公共事業チェック議員の会」との連携

✧ 衆議院議員選挙での支援

水源連は国会对策・政府対策として、超党派の国会議員グループ「公共事業チェック議員の会」との連携を図ってきました。2015 年 10 月 24 日には石木ダム予定地を、今年の 8 月 29 日には諫早湾干拓事業の現場を、9 月 4 日には辺野古新基地建設に伴う埋め立土採掘地の一つである奄美大島を視察しています。

今回の衆議院選挙では水源連事務局から水源連 ML と公共事業改革市民会議 ML を通じて、同議員の会関係の立候補予定者名簿を皆様にお知らせしました。同議員の会の元事務局長であった大河原雅子さん、八ッ場ダム中止で頑張った川内博史さんが議席奪還を果たしました。一方で、石木ダム問題でお世話になった真島省三さん、鬼怒川水害問題や思川開発問題などでお世話になった梅村さえこさんほか 3 名の方が議席を失ったのは本当に残念です。

私たちの課題 新年度の活動方針

1997 年河川法改正の原点に立ち返り、住民の意見に基づく河川行政への転換を進めます。

1) 石木ダムを中止に追い込むことと、各現地での闘いに勝利すること。進行中のダム事業の中止獲得を目指します。

- ① 石木ダム中止に向けての取り組みを強化し、年内にも下されるであろう 4 軒住居の収用・明渡裁決にそなえ、行政代執行による取壊しを絶対に許さない状況造りを全国の仲間と共に展開します。
- ② 立野ダム、城原川ダム、安威川ダム、川上ダム、木曽川水系連絡導水路、設楽ダム、ハッ場ダム、思川開発（南摩ダム）、霞ヶ浦導水事業、成瀬ダム、鳥海ダム、平取ダム、サンルダム、最上小国川ダム、山鳥坂ダム、平瀬ダムなどの建設反対運動が互いに連携を取り合い、中止に向けて取り組みます。

2) 下記の課題の克服を目指します。

- ・ 河川行政等への住民参加の道が閉ざされている。
- ・ 土地収用法において事業認定申請が強制収用に直結している実態
- ・ 行政訴訟の事業執行不停止原則により、工事が進行してしまう問題
- ・ 司法が機能せず、行政裁量権をほぼ無限大に容認している現状

3) 河川行政の抜本的な改善

ダム・スーパー堤防等の大規模河川事業に河川予算の大半を投入する河川行政を根本から変え、耐越水堤防の普及など、洪水から生命を守る真に有効な治水対策を求めていきます。

4) ダム等により破壊された地域社会・自然環境の復活を目指します。

- ① とりわけ不要が明確で、地域社会・自然環境に弊害をもたらすことが明白な、路木ダム、新内海ダム、太田川ダム等について、水抜き空っぽ運用を目指す。
- ② 瀬戸石ダムの撤去、諫早干拓の開門、長良川河口堰の開門、霞ヶ浦常陸川水門の開門など、河川の遮断によって自然環境が壊されたところの回復を目指す運動と連帯する。
- ③ 自然環境の回復を目指すために、必要性が希薄となったダムリストを作成し、公表する。
- ④ もはやダム建設が必要とする時代が終焉していることを広く知らせるとともに、失われた自然と地域社会の回復に全力を投入する時代であることをパタゴニアなどと連携して、広くわかりやすくキャンペーンする。

5) 国会、政府対応

- ① 「公共事業チェック議員の会」等と連携して国会議員との情報共有を図り、国に政策転換を求めます。
- ② ダム中止後の生活再建支援策を国・地方自治体に求めます。

6) ダム問題を広く知っていただくために

ダム事業の徹底見直しを実現するには問題意識を広く共有できるツールの活用が必要です。これまで通りの「水源連だより」、水源連MLの活用、水源連ホームページの充実を図っていきます。水源連ホームページは水源連仲間だけではなく、全国の皆さんへの情報発信・情報交換の場として活用していきます。皆様からの情報提供をよろしくお願いします。

これからもパタゴニアと連携して、ダム問題と、川の望ましい姿について多くの方と語り合えるように努めます。

7) 今年度の運営体制（案）

顧問	藤田 恵
共同代表	嶋津暉之 遠藤保男
事務局長	遠藤保男
会計	和波一夫
会計監査	川合利恵子

石木ダムを中止させるための水源連の取り組み（案）

2017年11月5日水源連第24回総会討議に向けて
何と言っても、13世帯皆さんの生活の場を奪ってしまう行政代執行ができない状況づくりです。

1. 石木ダム建設絶対反対同盟の状況に応える。

- ① 現地工事中止要請行動の支援
 - ◇ 支援行動の具体的イメージ
 - ◇ 支援行動実践体制の構築
- ② 国、長崎県、佐世保市、川棚町への、石木ダム中止・強制収用断念要請
 - ◇ 直接の要請行動、はがき・手紙等での意思表示、署名活動・・
 - ◇ 公共事業改革市民会議等の関係団体への協力要請
 - ◇ 公共事業チェック議員の会 との連携
- ③ 田んぼオーナー募集、署名活動など現地活動の支援
- ④ 世論形成
 - ◇ マスコミ投書欄の活用
 - ◇ 街頭活動
 - ◇ ミニ集会
 - 先行事例：川棚町民対象勉強会、佐世保市民対象水問題勉強会
 - ◇ 映画「はたるのかわのまもりびと」鑑賞呼びかけ、上映会開催

2. 石木ダム問題が提起している問題

- ① 事業の見直し、異議申立の有効な手段がない。
 - 意思決定過程への住民参画が必要→オース条約の批准
- ② 事業認定申請が強制収用、行政代執行に直結している。
 - 事業認定があまりにも一方的で、財産権以外的人格権侵害に対応できない。
＝土地収用法の抜本的改正
 - 収用委員会では事業の是非を問うことができない
＝2002年の土地収用法の改悪を抜本的に見直す。
 - 土地収用法を適用したダムは、その必要性が破綻している。
＝事例：徳山ダム、苫田ダム、川辺川ダム、内海ダム再開発
少なくともダム新設は不要なので、土地収用法適用事業からはずす。
- ③ 事業認定執行停止が認められず、事業認定取消し訴訟係争中に事業が進行する。→
行政事件訴訟法の「係争中の執行不停止の原則」の撤廃

3. 事業認定取消訴訟、工事差止め仮処分申立ての支援

- ① 工事差止訴訟の原告募集継続。
- ② 準備書面等の作成を支援する。
- ③ 弁護団会議に参加（スカイプ参加も含めて）
- ④ 口頭弁論・審尋の傍聴
- ⑤ 進行状況について水源連ホームページに掲載し、全国への共有化を図る。
- ⑥ 共有地運動に協力いただいた皆さんには「こうばるからこんにちは」で情報共有を図る。

水源連第 24 回総会「石木ダム問題に関する特別決議」（案）

2009 年 11 月に「反対派地権者との話し合いの促進」を掲げて事業認定を申請した長崎県と佐世保市は、3 回にわけてすべての土地と 13 世帯の住居について収用・明渡裁決を申請し、すでに第 1 次の 4 件の農地を収用し、次に第 2 次の 4 軒の住居を含む物件の収用・明渡採決決定と、第三次の住居 9 戸を含む残地すべての収用・明渡採決決定がなされるのを待っています。この事態は、事業認定申請時に事業者が掲げた目的「話し合い促進」から著しく逸脱しています。「話し合いの促進」は地権者を欺くための虚言であったことは明らかです。それにもかかわらず、地権者の徹底抗戦によって長崎県と佐世保市は立ち往生しており、現状は事業者にとって想定外の事態になっています。

長崎県は、これまでに土地収用法を適用した公共事業用地の事例はありますが、収用委員会の採決を経ることなく、用地を手に入れました。これは地権者が「今のうちに手を打たないと大損をするぞ！」と県に言われて、止む無く受け入れたことによるものです。

石木ダムの場合は全く違います。「金ではない。無駄な石木ダムのために住み慣れた、何代も続く我が家を手放すことはできない。たとえ家屋を取り壊されても、掘っ立て小屋を建てて住み着く。無駄な石木ダムは造らせない。私たちはただ、ここでの生活を続けたいだけ。」と、13 世帯のみなさんは徹底抗戦を言明しています。その思いは、ダムに関連する付替道路工事に対する、連日の中止要請行動に示されています。

長崎県はこのような事態、13 世帯皆さんと支援者による無駄な石木ダムへの徹底抗戦になることを想定できていたのでしょうか？

長崎県と佐世保市は、こうばる 13 世帯の住民の声を真摯に聞くときに来ています。

このままでは、13 世帯の家屋を強制的に取り払うための行政代執行に行く道しか残らなくなり、強権力で住民を踏みつける県と市は、世論から怒りの声の集中砲火を浴びることは必至です。13 世帯の住民の声を真摯に聞くことで、石木ダムへの固執が、取り返しのつかない人格権侵害に行きついてしまうことを長崎県と佐世保市は理解しなければなりません。

私たちは長崎県と佐世保市に、13 世帯の住民の声を真摯に聞くことを求めます。そして行政代執行に行く道を閉ざすことを求めます。

私たちは全国の仲間とともに全力を挙げて、行政代執行を食い止めます。

2017 年 11 月 5 日 水源開発問題全国連絡会第 24 回総会

土石流災害は「拡大造林」が元凶の人災

藤田 恵（元・徳島県木頭村長 水源開発問題全国連絡会顧問）

はじめに

今年も土石流災害などの大水害が頻発しています。

いつも、識者やマスコミの報道等は「大雨」が災害を引き起こす主犯のように言いますが、はたして本当でしょうか。

私は1日の雨量が1114[㍉]（徳島木頭で1976年9月・6日間の総雨量は2781[㍉]）という世界的な豪雨の記録がある、徳島県旧木頭村（現那賀町）の高い山々と川や沢に囲まれた山村で育ちました。子供の頃からの山林労働などの経験と、約30年前から何ヶ所かの土石流等による災害の現地を見た結果、大雨時の災害のほとんどは「拡大造林」が元凶の「人災」であることは一目瞭然でした。毎年春から秋にかけてヤマメ釣り、鮎釣りなどで頻繁にあちこちの山や沢を歩き回り、多くの崩壊地などを見た結果も、「拡大造林」が元凶の人災であるとの確信は深まるばかりです。

大雨が降っても、通常は山崩れや土石流災害は滅多に起こるものではありません。災害には山林に何らかの共通する特殊事情があります。（大雨で必ず山崩れが起きるのなら、旧木頭村の2000m級の約20峰の山は全て崩れているはずです。）

特殊事情とは、①「拡大造林」後の手入れ不足による山肌の過大浸食 ②急峻な地形へ、幅員が広過ぎる農林道の開設 ③川、沢の直線化 ④里山の喪失 ⑤砂防ダム、が主なものです。

最近の大災害は勿論のこと、2014年の広島、2013年の伊豆大島、2004年の徳島県旧木沢村（現那賀町・1日の雨量が1317[㍉]）土石流災害、前記76年9月の旧木頭村の大規模山林崩壊等の全てが、前記①～⑤に当てはまります。

「拡大造林」は、敗戦後の住宅建設などで杉や檜等の建築材が不足し、1950年代から、ブナ、ナラ、シデ等の天然林を含む広葉樹を皆伐し、補助金で主に杉を密植する政策で、当時の農林水産省が全国的に推進して来た広葉樹敵視の愚策です。その後、1964年の林産物の貿易自由化で、杉材等の価格の暴落が今も続き、林業家は間伐や下草刈りの費用も人材も無く、杉林は荒れ放題の状態です。

土石流の災害の原因

1、「拡大造林」後の手入れ不足による山肌の過大浸食

杉林の間伐などの手入れ不足のため、林内の山肌を保護する下草（草や細い木など）が全く無いか少ないため、大雨で山肌がいっぺんに削られ大崩壊を引き起こしたものです。つまり、「拡大造林」後の手入れ不足による、保水力の低下と山肌の過大浸食です。上記の旧木頭村の大規模山林崩壊は、直径2[㍎]以上もあるブナ林を皆伐した後に、杉林の山肌の過大浸食が原因で、中腹に深層崩壊が起こり、大きな山が大崩壊したものです。その後、砂防ダム工事が20年以上も続き、この砂防ダム付近で山の崩壊がさらに頻発している場所もあります。

2、急峻な地形へ、幅員が広すぎる農林道の開設

「拡大造林」と並行して、急峻な斜面に幅員が広過ぎる農林道を、崩壊しやすい地形、土質などを十分に考慮しないで開設しました。このため、大雨時に大量の雨水や伏流水により、農林道の擁壁からまず決壊が始まり、道路付近が崩壊して土石流が起こり、民家の流出などが発生した箇所が多く見られます。

（嘗て、自民党は建設業者から請負高の約5%の政治献金を取るために、業者が儲かるように幅4メートル以上の広い農林道路以外は補助金を付けない制度に固執していたと言われています。本当に林業家が望んでいるのは、幅員が2m前後の作業道や、森林に負荷の少ない狭い林道です。）

その典型例として、2013 年の伊豆大島の土石流などの大災害があります。当時、新聞に掲載された山崩れ前と山崩れ後の 2 枚の航空写真を見ると、ちょうど絵に描いたように道路付近から一斉に崩壊が起きていました。これは、2004 年 8 月 1 日、台風 10 号の際、徳島県旧木沢村（現那賀町）で起きた類似の大災害時に私が撮影した現地の写真と酷似しています。この大災害では数百箇所の山崩れが起きました。

3、川、沢の直線化

上記のように、山肌の過大浸蝕により、恒常的に大量の土砂が河川等に流入すると、河床の上昇と共に、大きな淵が埋まります。河川や沢がほとんど直線化しているため、洪水時に流量の一時的な通減が不可能となり、下流の流量も一挙に増大するため、杉などの流木が橋梁等にかかり、濁流を堰き上げるなどの水害がいつそう拡大します。

12 か所の淵が 1 か所に

私が子供の頃に過ごしたのは、那賀川の最上流の北川集落です。家の前を流れる川には僅か 2 ㌔ほどの区間に、今思い出だけでも大きな淵が 12 か所もありました。

大きな淵には全て名前が付いていました。その一つはカンキチ淵といい、大昔にカンキチと言う人が入水した淵だと言い伝えられていました。川の淵に全て名前がついていたと言うことは、「拡大造林」後に大災害が頻発する 1970 年代以前は長年にわたり河床が安定していたことを物語っています。

私の経験でも、大雨後に川の流れが激変することは殆どありませんでしたが、近年は一雨ごとに淵も埋まり、流れも激変しています。上記の 12 か所の淵も、今は僅かに淵の面影を残す所がたったの 1 か所のみです。川とは名ばかりで、単なる直線の水路と化しています。これは、ごく一部の川を除き、日本全国の川の現状です。

「ワンド」で洪水の通減が無く、ダム災害に

大きな淵には必ず「ワンド」と言う、水深が深くて大きく膨らみ、流れが渦巻いて上流へ逆流するような所がありました。小学生の友人が泳いでいて亡くなったのも、この「ワンド」でした。大水が出ると濁流となったこの「ワンド」は、河原や岸边の方へどんどん広がったものです。大水を下流へ徐々に流す洪水の通減と、鮎やアメゴ、鰻など多くの魚の避難所でもあったのです。

上流部にあった昔からの竹藪などの水防林を伐り、1 か所でもコンクリートの堤防を造ると、今までの流れが激変し、下流の何百年も昔から安定していた自然堤防が大雨ごとに崩れ始めて、淵も土砂で埋まってしまいます。

そのうえ、この土砂の過大な流出は下流のダムへの堆砂の原因ともなっています。ダム災害を含む最近の大水害は、この「拡大造林」が元凶だと、何度言っても言い足りません。

4、里山の喪失

里山とは、広辞苑によると「人里近くにあつて人々の生活と結びついた山・森林」とありますが、私の体験からは少し違うようにも思いますので、もう少し詳しく説明します。

1960 年代まで農業の主な作物だった米や麦の栽培で、農家に絶対に必要なのは農耕用の牛でありました。この牛を飼うために、春から秋にかけて草を刈る場所が、里山の最大の役目でした。この場所は里山でも家から最も近くて、比較的肥沃な土質で、一面に萱が生えているのが最高とされていましたが、家の近くで良い場所は限られていますので、少し遠い里山で萱ばかり刈れるようにした「萱野」という里山も作っていました。その他、里山は田や畑に入れる草を刈る、薪を伐る、炭を焼く、椎茸を栽培する場所で、尾根や尾根近くに昔から生えている木は別にして、近くの里山へは大きな木は生やさないようにしていました。

このように、里山は土質が肥沃な所が多く、元来地滑りなどで崩壊し易い地形の場所です。したがって、崩壊防止のために先人の経験則で比較的根が張りやすい広葉樹などを主に生やし、根が浅くて張りにくい杉はなるべく植えてはならない場所だったのです。

5、砂防ダム

全国には 100 万基以上？

砂防ダムは川の大小を問わず上流部から源流部へ沢、山崩れの跡地など山の頂上付近まで、ありとあらゆる場所へ造られています。高さが7m以上を砂防ダム、それ未満を堰堤と呼びます。

砂防ダムは、県や市町村が造ったもの、国交省や農林省が建設したものなどが入り乱れており、私が知る限り全国に何基あるかなどの実態が把握可能な資料は何処にもありません。木頭村(現徳島県那賀町木頭)内にある砂防ダムの数も県や国に質問しても不明とのことで、2000年頃に私が沢を歩いて数えただけでも500基以上あり、総工費は数百億円以上と言われていました。このことから推測しても、全国的には最低でも100万基以上の砂防が造られているのが実態ではないでしょうか。

打出の小槌

砂防ダムは、広辞苑には「山肌の浸食や河川の土砂の流出を防ぐため」とあります。私が子供の時から見て来た砂防ダムは違います。

砂防ダムが造られる典型的な地形は、V字形の急な溪流です。両側も浸食され尽くして全体に岩肌が剥き出しとなっている場所です。つまり、岩肌が何万年もかけて浸食される以外には、これ以上の浸食の恐れは全く無い場所です。こんな所へ砂防ダムを造るとどうなるでしょうか。大雨ごとにすぐに土砂が満杯となります。同時に、濁流が堰の上部を越流します。柔らかい両側の杉林などがいっぺんに浸食され、当然に山崩れが起きます。「大雨災害の復旧工事」で、すぐ予算がつかます。また砂防ダムが必要だ、となります。

このように、砂防ダムは建設業者の打出の小槌であり、必要性の有無に関係なく、際限なく造り続けられている場所も多くあります。その典型例が、旧木頭村の久井谷(ひさいだに)と言う小さな沢で、エスカレーターのように約200基の砂防ダム群が建設されています。

急がれる災害防止対策

第1は、尾根と沢付近、民家に近い手入れ不足の杉林は、公費の補償で皆伐する。1年もすると草木に覆われ過大浸食が防げます。

第2は、特に崩壊しやすい地形、土質の箇所から優先的に農林道の山側へ十分な側溝を造り、上部から道路への雨水の越流を防ぐ。

第3は、前記の優先箇所から順次、農林道の幅員を狭める改造工事をする。必然的に擁壁が低くなり崩壊がしにくくなります。

第4は、農林道の擁壁へ十分な水抜きを造り、擁壁の内部への雨水や伏流水の滞留が少なくなるように擁壁を改造する。

第5は、前記の優先箇所の農林道の上下に孟宗竹等を植えるなどの、里山の復元。先人の昔からの知恵を謙虚に学ぶべきです。

第6は、危険地域の民家の移転

土砂災害が予測される危険地域の民家などの移転を、公的な補助も含め早急に実施することです。災害で多くの人命が失われることを考えれば安いものです。

第7は、誤った農林行政・「拡大造林」の非を国や自治体に認めさせること。そうしないと、本格的な法整備による土石流災害防止は不可能です。

(ハッ場あしたの会のホームページより転載 <http://u0u0.net/FuQI>)

徳山ダムと強制収用- 事業認定処分取消訴訟

徳山ダム建設中止を求める会事務局長 近藤ゆり子

★ 石木ダムとの大きな差異 → A

- ・水没地住民からの明確な「ダム建設反対」の運動はなかった
- ・土地収用法適用の動きが出てきた時点では、関係地内に居住する人は存在しなかった。

A 徳山ダムを巡る徳山村の経過

- ・1957年、電源開発目的の「徳山ダム」の構想が浮上。徳山村議会で「絶対反対決議」が挙げられたが、この決議を根拠とした村民からの運動は盛り上がらなかった。
- ・1969年3月、徳山村長・議会議長連名で、ダム問題につき早期に結論を出すことを求める要望書を岐阜県知事に提出。4月には「徳山ダム対策連絡協議会」（村長、議会議員、区長等22名）を結成して、ダム建設を前提に条件闘争を行うという構えとなる。
- ・1971年4月、電源開発株式会社から、建設省に事業承継（多目的ダムとして）。12月、実施計画調査立入を巡って村民大会は紛糾。村側から「差入書」（6項目）を出し、それに対応して、県知事の立ち会いの下、「確認書」（10項目）を交わすことで、実地計画調査を受け入れることとなった。

＜差入書／抜粋＞ 徳山村長・徳山ダム対策委員長→建設省中部地建徳山ダム調査事務所長

2. 昭和46年10月16日徳山村民大会において、中部地方建設局長及び岐阜県知事が言明した、ダム建設用地取得における土地収用法適用の見解の趣旨にかんがみ、いかなる段階においても、住民の犠牲になるような強制収用を行わないこと。

＜確認書／抜粋＞ 甲＝徳山村長・徳山ダム対策委員長、乙＝建設省徳山ダム調査事務所長

8. 乙は、甲の同意が得られるまでは、ダム建設工事には着工しないものとし、また本確認書1項の趣旨にかんがみ、みだりに強制収用は行わないものとする。

- ・1972年6月、条例を制定して「徳山ダム対策委員会」設置。村民を代表する対外的な窓口となる。
- ・1973年、木曾川水系フルプラン全部変更（Ⅱ次）。徳山ダムが位置づけられる。
- ・1976年10月、水資源開発公団が事業を承継する。12月、村に公団の「生活相談所」が開設される。
- ・1978年9月、公団は「徳山ダム建設事業に伴う損失補償基準」（一般補償基準）を提示。10月、ダム対策委員会は、この一般補償基準を返上、全面改正を求める。以後、補償交渉は膠着。
- ・1983年2月、補償基準の早期妥結を求めて「同盟会」が結成され、対象世帯の90%が参加。条例改訂により徳山ダム対策委員会は廃止され、「同盟会」と公団が交渉。11月、「同盟会」と公団は、徳山村長・岐阜県知事立会いの下、「徳山ダム建設事業に伴う損失補償基準の妥結に関する協定」を締結。（厳しい条件を求める人々を「反対派」と呼んで”村八分”にするような動きもあった。）
- ・1993年、法律的には居住家屋の個別交渉は済み、全戸移転が完了した。しかし事実上は 雪に閉ざされる真冬を除いて、住み慣れた場所で居住するお年寄りの家が数軒あった。

B 本体工事への動きと「強制収用やむなし」の言説、土地（共有分）の権利譲渡と土地トラスト

- ・1995年12月、建設省は、「反対運動」など存在しなかった徳山ダム建設事業を対象に「徳山ダム建設事業審議委員会設置。」フルメニュー”をこなし、1996年10月10日、1997年2月16日、当会と建設省中部地建との「建設省との対話」集会がもたれる。（以後、6月8日に仮設定した「第3回」を建設省側が一方的に拒否）
- ・1997年2月7日、徳山ダム審、想定通り「早期完成」答申を出す。
- ・1997年5月、水公団、翌年度の本体着工に言及すると同時に「強制収用やむなし」発言。
- ・1997年8月、水公団、本体着工の概算要求。事業認定に言及。

- ・1998年5月、水公団、事業認定申請。
- ・1998年7月、本郷地区の地権者から、近藤正尚（98年1月に県知事選の候補者として闘った）に共有地の持分の無償譲渡の申し出があり、近藤正尚・ゆり子の共有として登記を書き換える。
- ・1998年8月、事業認定取消訴訟を念頭に土地トラストを募集。
- ・1998年9月、在間正史弁護士を団長として徳山ダム弁護士（準）結成。事業認定取消訴訟の準備及び、岐阜県の公金支出差止訴訟の準備を始める。
- ・1998年12月、事業認定処分がなされる。

C 事業認定取消訴訟

- ・1999年3月、事業認定取消訴訟（行政訴訟）提訴（ほぼ同時に公金支出差止訴訟（住民訴訟）提訴）。
「土地収用法第20条3号、4号の要件を欠く」

第二十条 国土交通大臣又は都道府県知事は、申請に係る事業が左の各号のすべてに該当するときは、事業の認定をすることができる。（一、二 省略）
 三 事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。
 四 土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること

- ・2003年12月、徳山ダム事業費大幅増額問題で揺れる中、1審判決－敗訴。
- ・2006年7月、行政訴訟控訴審敗訴（8月、住民訴訟敗訴）。
- ・2007年2月、行政訴訟上告不受理決定（11月、住民訴訟上告不受理決定）

利水問題、治水問題ともに、本質的な議論を提起した。治水論では、むしろ建設省（国交省）側は問題点を「理解」したが、裁判所は理解出来ないまま、行政追従の判決を出した。

しかしその裁判所でさえ、付言として「当裁判所は、公団の本件水需要予測について建設大臣が平成10年12月にこれを是認した判断が、当時においては建設大臣の裁量の範囲を逸脱するものではないと判断するにすぎないものであり、現時点においてはウォータープラン21の水需要予測の方がより合理的であると推認される。したがって、独立行政法人水資源機構としては、早急に水需要予測を見直し、最終的な費用負担者である国民、県民の立場に立って、水余りや費用負担拡大等の問題点の解決に真摯に対処することが望まれる。」（1審判決）と述べている。

D 徳山ダムの水は一滴も使われていない

徳山ダムは水資源機構が建設・管理する水資源開発施設である。2008年に徳山ダムは運用開始となったが、現在にいたるまで「開発水」は一滴も使われていない。愛知県・名古屋市は揖斐川から木曽川まで水を引く導水施設がなければ水を使うことはできないが、その導水路（木曽川水系連絡導水路）計画は、現在は凍結状態である。揖斐川下流で直接取水可能な岐阜県（及び受水地域とされた自治体）は、取水等の専用施設の計画の一片も持っていない。岐阜県は一般会計から利水分の建設を償還し続けている（地方財政法6条違反）。岐阜県は、厳しい財政状況が続き、「治水関係事業費」も往時の五分之一となっている。ダム建設は、結局、必要な治水対策を遅らせ、住民を危険にさらすことにしかならない。

E 現にそこで暮らしを営む者の権利を奪えるのか？

前述の通り、徳山ダム事業認定取消訴訟においては、原告は元々の居住者ではなく「事業認定取消訴訟の原告適格を取得する目的」で権利者となったものである。「『得られる利益』と『失われる利益』の比較衡量」（日光太郎杉事件東京高裁判決）という観点でみれば、「失われる利益」は環境問題・財政問題であり、原告個々人に帰属するものではなく、土地収用法の建て付けでいえば「弱い」といえる。

しかし石木ダムにおいては、「失われる利益」は、人格権そのものである。被告・認定庁が主張する「得られる利益」は荒唐無稽なもの（佐世保市の水需要）か、代替可能なもの（川棚川の洪水対策）である。その場で現に暮らしを営む者の暮らしを奪い、故郷を水底に沈めることを「受忍せよ」といえるような公益性も合理性も全く存在しはしない。前例踏襲しか頭のない裁判官であっても、判例として定着している「比較衡量」によって容易に原告勝訴判決を出せるはずの事件であると考えられる。（了）

各地からの報告

目 次

北海道自然保護協会・・・・・・・・・・・・・・・・	17
成瀬ダムをストップさせる会・・・・・・・・	18
鳥海ダムと市民生活を考える会・・・・・・・・	22
思川開発事業を考える流域の会・ムダなダムをストップさせる栃木の会・・・・	24
ハッ場あしたの会・・・・・・・・・・・・・・・・	25
ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会・・・・・・・・	27
STOPハッ場ダム・市民ネット・・・・・・・・	28
埼玉の川を考える会・・・・・・・・・・・・・・・・	29
霞ヶ浦導水事業を考える県民会議・・・・・・・・	31
溪流保護ネットワーク・砂防ダムを考える・・・・・・・・	33
設楽ダムの建設中止を求める会・・・・・・・・	35
長良川市民学習会・・・・・・・・・・・・・・・・	37
導水路はいらない！愛知の会・・・・・・・・	39
NPO法人 伊賀・水と緑の会・・・・・・・・	41
天ヶ瀬ダム再開発事業公金差止住民訴訟弁護団・・・・・・・・	46
安威川ダム反対市民の会・・・・・・・・	48
大阪安威川の治水を考える流域連絡会・・・・・・・・	49
城原川を考える会・・・・・・・・・・・・・・・・	53
石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会・・・・・・・・	55
立野ダムによらない自然と生活を守る会・・・・・・・・	57
子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会・・・・・・・・	58
清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会・・・・・・・・	59

活動報告用紙

団体名	北海道自然保護協会		
対象事業名	道内ダム事業		
事業地名	サンルダム・平取ダム・当別ダム	事業者	北海道開発局(前二者)・北海道

この一年の活動報告

サンルダムは今年堤体完成真間近、平取ダムは堤体工事中、当別ダムは2012年完成。ダム建設を止める闘いではなく、それぞれ現在の問題点を検討しながら活動をすすめている。

サンルダム・・・焦点は魚道。北海道開発局は北留萌漁協に対して「ダムをつくるが、同時に魚道をつくり、魚道が機能するまでは穴あきダムとして親魚の遡上とスモルトの降下を可能にする」と述べてきた。魚道建設のために魚類専門家会議が開催されていて、私たちは傍聴に出かけている。魚道対策として、上流からの河川水は、ダム湖に入る前にダム湖と魚道の二つに分かれ、大部分はダム湖に流下し、一部分は降下してきたスモルト（サクラマスの子魚）が魚道を降下するとして建設が進められているが、現在までのところ、スモルトが順調に降下しない模様である。毎年開催している、サクラマスがもっとも遡上する9月中旬のサンル川観察会では、今年は魚道分岐点の工事は非公開となって、私たちの疑問が強まっている。

平取ダム・・・1997年の二風谷ダム裁判で、「ダムはアイヌ民族の文化をないがしろにしたもので違法であるが、造ったものを壊すことはない」という判決がなされた。しかし、この裁判の趣旨を無視して二風谷ダムの上流に平取ダム建設が進められている。残念ながら、このダムの差し止め裁判は起こされなかった。平取ダム周辺は地質的に安定していないので、現在二風谷ダムの堆砂が進んでいるが、その二の舞になる可能性がある。当局もそれを意識してか穴開きダムを建設しているので注視する必要がある。また、平取ダムでも魚道建設を検討しているが、それについても検討する必要がある。なお、二風谷建設で魚道が作られたが、その機能は検証されていないので、二風谷ダムの上流に位置する平取ダムまでサクラマスが遡上するかどうか検討する必要がある。平取ダム建設の経過をみていると、サクラマスは平取ダムを建設する額平川にも遡上しているので、この問題を引き続き検討したい。

当別ダム・・・このダムは2012年に完成したが、札幌市への受水は2025年から4千 m^3 /日、次第に増やして2035年には4.4万 m^3 /日のダムの水を受水するとしていたが、最近になって、2025年から4.4万 m^3 /日を受水する、また受水の目的は、札幌市の豊平川だけに依存しているのは不安なので、豊平川で何かあったときに対応するために当別ダムから受水する必要がある、即ち水源の分散化が必要と述べている。私たちは、札幌市の水道水源水質保全事業には、豊平川で事故があったときの対応が含まれているし、近隣自治体との水道水のやりとりも合意されているので、分散化はすでになされていて、別ダムからの取水は不要と考えている。当別ダム問題にとりくんでいる「当別ダム周辺の環境を考える市民連絡会」と共同して、税金の無駄遣い反対、水道料金値上げ反対の立場から、水源の分散化のための当別ダムからの取水に反対していく。

問い合わせ先：北海道自然保護協会

氏名	佐々木	電話	011-251-5465	メールアドレス	info@nc-hokkaido.or.jp
-----------	------------	-----------	---------------------	----------------	-------------------------------

成瀬ダム裁判とクマゲラ調査

成瀬ダムをストップさせる会・代表 奥州

■成瀬ダム裁判は控訴審でも不当判決でしたが、原告は控訴しないことを決め、判決が確定。しかし、ダム建設を中止させることについては諦めることなく継続して闘うことを確認。

■市川守弘弁護士のコメント

（世界遺産条約、生物多様性条約違反について）

世界遺産条約についても、条約→モントリオールプロセスなどの準則の法関係について、国際法の理解が間違っているのですが、やはり磯崎証人にもっていけなかった点が敗因ですね。

もっと、国際法の枠組みと行政裁量権の枠を定める点を主張立証できなかった、ということになります。裁判所は法を知っているというのは嘘ですね。特に国際法は。

（中略）

自然環境問題では、やっと高裁になって動き出した程度ですから、これからの運動で何とかなるといいます。世界遺産へ向けての取り組み、まずは未来遺産への取り組みをする中で、ダム建設をストップさせることはまだまだ可能です。

■この自然を守りたい・・・ユネスコの未来遺産運動という道

「白神になさるとも劣らない」と言われる成瀬ダム建設地の自然。この自然の価値を知るべく昨年専門家を招いて調査が行われました。見つかった絶滅危惧種・クマゲラの巣穴を手掛かりに今年も諦めず調査を続けています（セブニーイレブン記念財団の環境活動支援）。

（参考）

■ユネスコの未来遺産運動

100年後の日本に、残したい自然がある。
伝えたい文化がある。

■昨年の調査の様子（報告書は[こちら](#)）

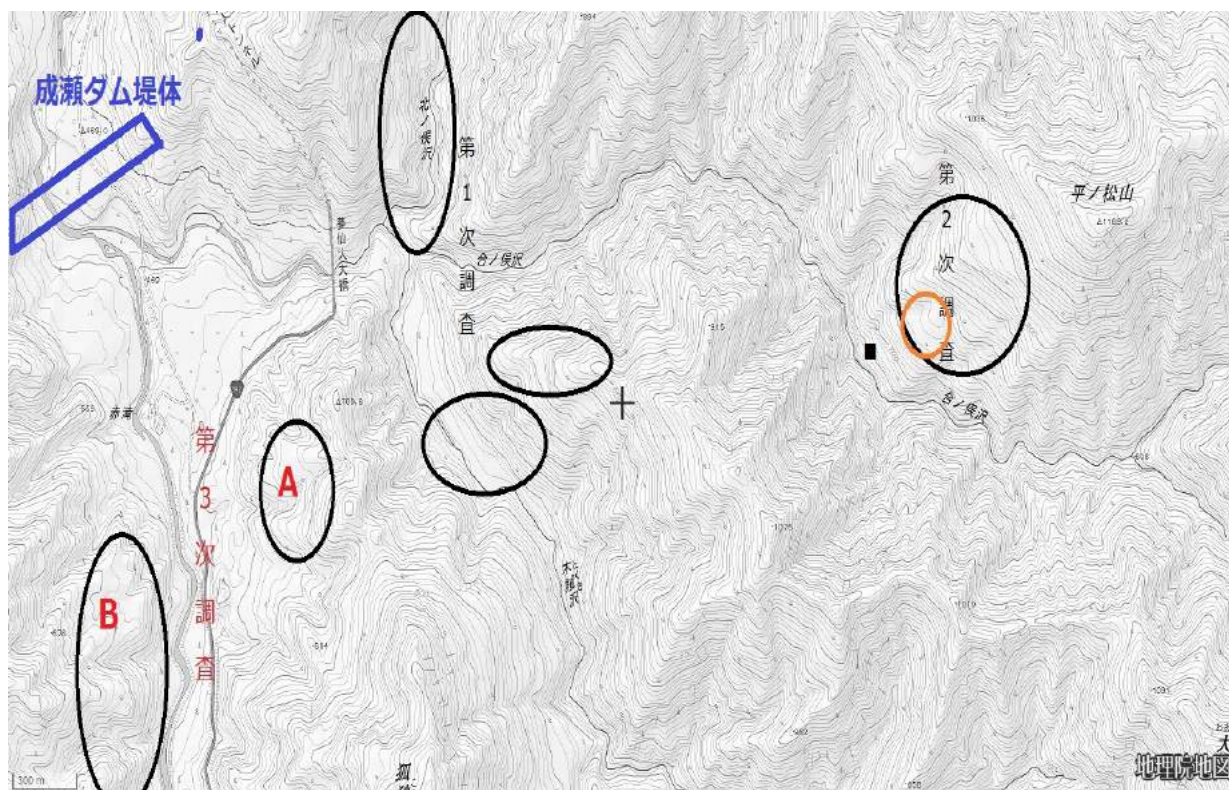


■見つかったクマゲラと思われる巣穴（東成瀬村もクマゲラの飛来を認めている）



■クマゲラ調査の概要

- (1) 第1次調査…6月24～25日（北ノ俣沢と木賊沢流域）
第2次調査…7月22～23日（合ノ俣沢中流域）
第3次調査…10月21～22日（赤川流域）
- (2) 行動計画・・・初日：11時集合→打合わせ→昼食→調査→18時帰宿・夕食交流会
2日目：8時出発→調査活動→15時終了→帰途
- (3) 調査内容・・・候補地の森を歩いてクマゲラの巣穴、食餌痕跡の探索、鳴き声の聴取
ドローンを活用して巣穴の撮影、計測の試みも行います。
- (4) 参加費用・・・セブンーイレブン記念財団の援助資金。
- (5) 調査地域



■クマゲラ調査活動の様子（昨年、NPO「本州産クマゲラ研究会」の森吉地区調査に参加した）

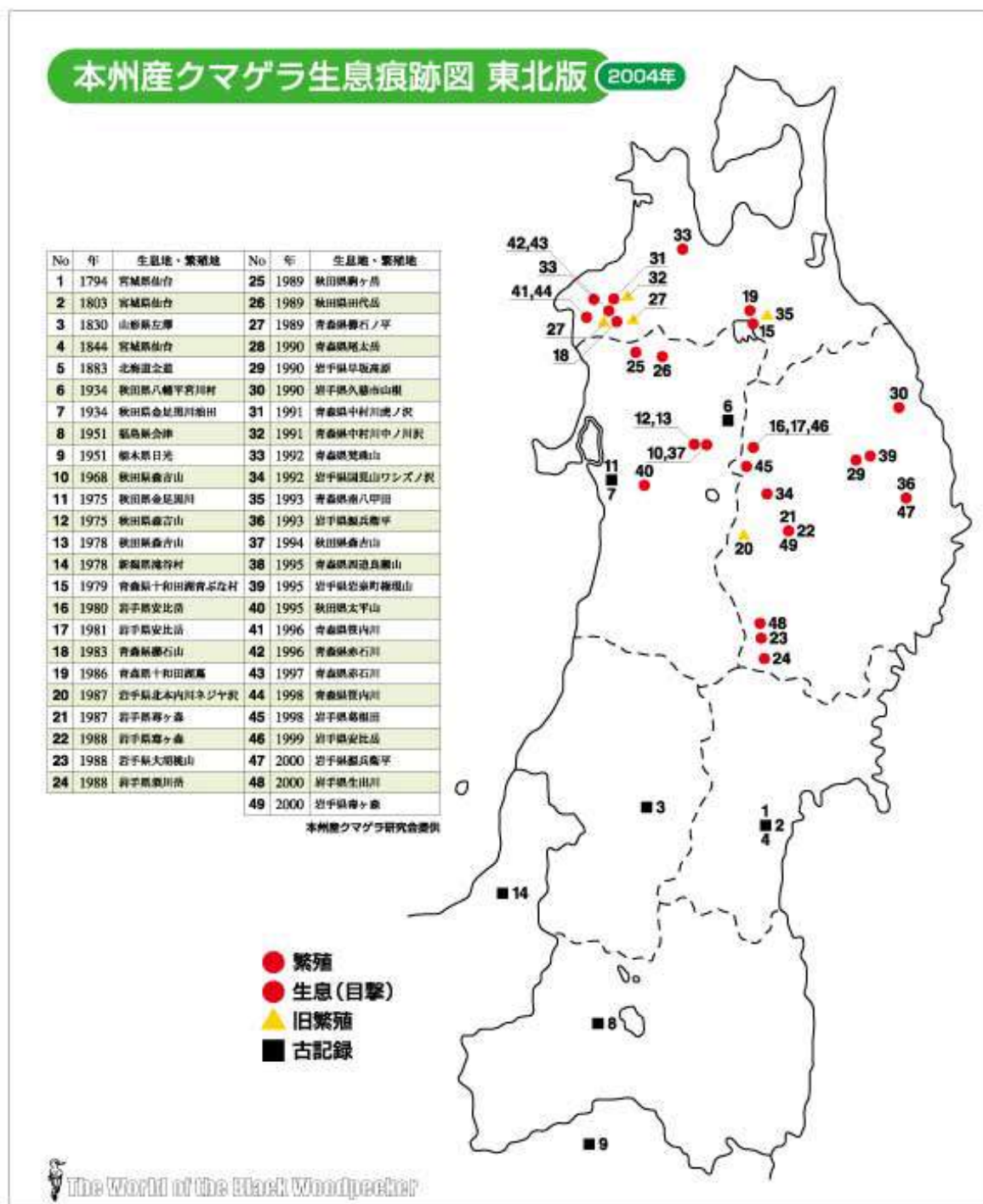


■調査の中間報告

- （１）クマゲラ現物、新たな巣穴などは見つかっていない
- （２）食餌痕は複数個所で発見



(参考)



活動報告

団体名	鳥海ダムと市民生活を考える会		
対象事業名	鳥海ダム		
事業地名	由利本荘市	事業者	国土交通省東北地方整備局

◎ この一年の活動は以下の2点である。

- ① 「子吉川水系鳥海ダム建設事業に係わる環境影響評価準備書説明会」への参加 (3/26) ② 「意見書」の提出 (〆切り 5/1)

◎ 「フォトモンタージュ」をなぜ今頃出すのか？！

②の「意見書」については今年の6月20日発行の「水源だより」(NO.77)に全文を載せて頂いた上に、嶋津さんからは「国がどうしても実行しようとししない計画段階配慮アセスメント」の問題点についての解説もして頂いた。

そこでここでは感想などを中心にして述べてみたい。

今回の説明会の配布資料で初めて「事業計画と主要な眺望点及び景観資源の重ね合わせ図」と事業のビフォー、アフターが一目瞭然で分かる「フォトモンタージュ」(下図)が示された。

事業計画と主要な眺望点及び
景観資源の重ね合わせ



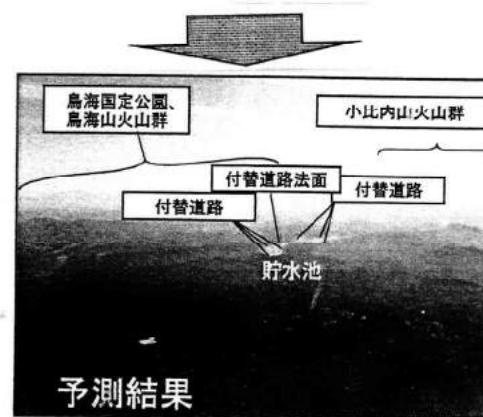
凡 例

- : ダム堤体
- : 貯水予定区域
- : 対象事業実施区域
- : 河川
- ▨ : 施工設備予定地
- : 転流工(仮排水トンネル)
- : 付替道路予定ルート
- : 付替道路予定ルート(トンネル)
- : 工事用道路予定ルート
- ▨ : 法面

景観資源

- : 法体の滝
- 鳥海国定公園
- ▨ : 第1種特別地域
- ▨ : 第2種特別地域
- ▨ : 第3種特別地域
- ▨ : 火山群

◆鳥海山(七高山)からの眺望景観



貯水池を眺望でき、
その周辺には付替道路
及び道路法面が出現する。

実は私は以前の配布資料(2013/6)により、「(法体の滝と)貯水池の一部が鳥海国定公園と重複し」「ダム堤体及び付け替道路により景観が変化すると想定している」が、これに対する当局の評価は「名勝『法体の滝(法体園地)への影響、貯水池周辺の影響は小さいと想定される」というものであることを知っていた。しか

し私は、地図上でのダムの配置が分からないので、景観の変化を想像できなかった。それが今回の資料により鳥海山の頂上からはダム全体がこんなにはっきりと見えるのかとそれは大きな衝撃だった。「重ね合わせ図」も影響がよく分かり“生々しさ”を感じる。

そして、環境アセスメントの対象項目は大きく9個あるが、私の周りでは“ダム”と言うと即“法体の滝”は大丈夫なのか？と返って程、心配を口にする人が多いという印象がある。それほど、「法体の滝」は私たちの誇りであり、馴染みの場所なのである。もしこのような人たちが、今回の資料を目にしたら私のような反応をする事を容易に想像ができる。恐らくこのようなことは当局も十分に把握をしており、従ってこのようなところから反対運動などが起こることを警戒しているのではないかという気がする。

◎ 「ジオパークの上の人から“法体の滝とダムは触れないで”と言われている」

2014年頃より始まった秋田、山形の4市町村が主導し、多くの市民を巻き込んだ『鳥海山・飛鳥ジオパーク認定』を目指す運動は、ダム建設事業の作業と並行して行われた。ジオパークは去年の9月に無事認定を受け、運動に関わった市民の多くは今度は「自然観察指導員」として活躍をしている。

上記の言葉はジオパーク運動に関わった人から聞いたことである。「上の人」とは具体的に誰であるかを言わず、私も聞かなかったが「やっぱりな」と思った。「上の人」は多くの市民の「法体の滝」に対する「思い」を知っているが故に、「ある恐れ」を抱き、そこで「命令」をしたのではないだろうか。ここでもキーワードはやはり「法体の滝」なのだと思う。

やはり国はここで少なくとも「法体の滝」に対してだけでも、その計画する事業案が果たして「影響が小さい」かどうかを市民に問う義務があると思う。その際には「重ね合わせ図」や「フォトモンタージュ」などの全ての資料を示すなど、当然、「法に則った真の」「計画段階配慮アセスメント」を行うべきだと強く思う。

◎ 「レベル2対策は専門家の先生がやっているから大丈夫です」

上記の言葉は、“CSGダム”について、国も『耐震性能照査』の資料が無く、その強度、耐用年数、及び「レベル2振動」に対する安全面など、長期的な供用において未知数であるとのことで心配です。”と「説明会」で述べたときの当局の言葉であった。それに対して私は、“あの福島原発でも専門家の先生が大丈夫と言っていたがあのようになってしまった。ダムにおいても（当局の）皆さんは私たちを守らない、守れない」と述べた。この様子では、2005年以来義務づけられている「レベル2対策」も行うがどうかも疑わしく“見切り発車”をしてしまう事を危惧する。

◎ 「説明会」雑感

- ・ いつものように「説明会」は主催者が録音、録画の承認を求めることから始まった。カメラを向けられるということは相当なプレッシャーである。
- ・ 「説明会」に参加するに当たり、以前、鳥海ダムを取り上げてくれた新聞記者（2015/3/18 “「配慮書」手続き 疑問視 住民側：「意見を聞くべきだ」）に連絡をした。彼は植物に詳しい知人を伴って参加をしてくれた。掲載の可能性も感じられたが、“2匹目のドジョウ”はそれほど甘くないか……。
- ・ “弱小”の当会であるので、“資料をもらうだけでも”と参加した「説明会」であった。そしてその結果、貴重な資料が手に入った。当日は10人にも満たない人数であったが、まずは参加してみることから“事”が始まるのかもしれない。そして、周りの人にも話をしていければと思う。

問い合わせ先：東海林

電話：

活動報告用紙

団体名	思川開発事業を考える流域の会・ムダなダムをストップさせる栃木の会		
対象事業名	思川開発事業（南摩ダム）		
事業地名	栃木県鹿沼市上南摩町	事業者	独立行政法人水資源機構

1 事業の略歴

1964 年 構想発表
 2004 年 11 月 栃木県民が県を相手に住民訴訟提起
 2008 年 6 月 事業用地内 80 世帯の移転を完了
 2010 年 12 月 ダム検証開始
 2015 年 9 月 住民訴訟最高裁決定（住民側敗訴確定）
 2016 年 8 月 検証結果を受け国土交通省が事業継続を決定

2 この 1 年の住民側の活動

3 月 4 日 南摩ダム導水管建設予定地を視察（流域の会）
 3 月 24 日 「壬生町の水と環境を守る会」設立
 4 月 22 日 事業予定地での自然観察会開催（流域の会）
 4 月 30 日 「思川開発事業と栃木市の水道水を考える会」が集会開催
 6 月 3 日 事業用地内林道調査（流域の会）
 7 月 23 日 「下野市の水道水を考える市民ネットワーク」が集会開催
 8 月 19 日 「栃木県南地域の地下水をいかすネットワーク」設立、3 市町（栃木市、下野市、壬生町）が県営水道用水供給事業に参加しないことを求める署名活動開始
 10 月 28 日 事業予定地での自然観察会開催（流域の会）
 ◇流域の会定例会開催（月 1 回）、流域の会会報「思川通信」発行（3 回）
 ◇「ムダなダムをストップさせる栃木の会事務局だより」発行（1 回）

3 問題点

- ① 流水の正常な機能の維持＋異常渇水対策が主目的（有効貯水容量 5000 万 m³ の 56.5%）。
- ② 架空の水需要予測を根拠としている。
- ③ 仮に需要があったとしても、ダムに水がたまらないので役に立たない。
- ④ 暫定水利権が人質に取られている（小山市、古河市、五霞町、埼玉県）。
- ⑤ 栃木県の方針（水道水源が地下水のみ、は望ましくない）には、合理性がない。
 - ・ 「渇水、汚染、地盤沈下のおそれ」に科学的根拠がない。
 - ・ 厚生労働省は「地下水 100%でも問題ない」と言っている。
 - ・ 住民訴訟で追いつめられて 2013 年に急遽言い出した（方針に普遍性がない）。
 - ・ 3 市町のみを対象としている（地下水のみを水源とする県内他市町に適用なし）。
- ⑥ 流域面積が小さすぎて洪水調節効果がない（3760m³/秒⇒3700m³/秒、削減率約 1.6%）。

4 今後の活動方針（選択肢）

- ・ 3 市町で地下水 100%の水道を守る市民組織及びそれらの連携のための組織が今年までに発足したので、署名運動などの活動を活発化させる。ただし、ダム反対運動ではない。
- ・ 市町長選挙や議会選挙の際に圧力をかける。
- ・ 栃木県と千葉県を除いた利水参画団体での住民訴訟が考えられる。

問い合わせ先：

氏名	高橋	電話		メールアドレス	
----	----	----	--	---------	--

活動報告

団体名	ハッ場あしたの会		
対象事業名	ハッ場ダム事業		
事業地名	群馬県吾妻郡長野原町	事業者	国土交通省関東地方整備局

この一年の活動報告

名勝・吾妻峡におけるハッ場ダムの本体工事は、今年9月末時点でコンクリート打設高が約3割と発表されており、事業者は工事の順調な進捗を盛んにアピールしています。

しかし現地では、ダムサイト両岸につくられた水没住民の移転代替地で付替え国道が変形し、新たに有害スラグが検出されるなど、次々と浮上する問題への対応に追われています。

水没予定地では残る住民も移転を余儀なくされ、立ち入り禁止区域が広がる中、樹木の伐採が進み、2019年10月に予定されている湛水開始を控え、群馬県は全域に広がる多数の遺跡の発掘調査に追われています。

当会では、この一年間、主に以下の問題について、情報公開請求や公開質問、国交省へのヒアリング、現地での定点観測などによって把握し、ホームページ、メーリングリスト、ツイッター、フェイスブック、記者会見等を通して発信してきました。

- ・ハッ場ダム本体工事の状況
- ・ダム湛水域周辺の地すべり対策と代替地の安全対策
- ・ハッ場ダムと東京電力の水力発電所
- ・ハッ場ダム事業用地に不法投棄された有害な鉄鋼スラグ問題
- ・ダム予定地域における歴史遺産（縄文時代～江戸時代天明期）の発掘調査
- ・ダムに沈む川原湯温泉の温泉源への国の対策について

また、上記の問題を議会で取り上げてもらうよう、ハッ場ダムを考える1都5県議会議員の会などに働きかけ、議員への情報提供、現地案内等を積極的に行ってきました。

【開催イベント】

埼玉県浦和市にて、2月に第11回総会記念講演会「ダムと地方自治」を開催しました。

（基調講演：ジャーナリスト・相川俊英氏）

10月の総選挙では、主要8政党の本部へ公開アンケートを送り、回答をホームページ、記者クラブに公開しました。

「水没予定地」「中和事業」などをテーマに現地見学会を開催しました。

4月に東京・代々木公園、群馬・前橋商店街で開催されたアースデイに出展し、ハッ場ダム問題についての情報を広く伝えました。

東京・国立市で「やんばカフェ」を開催し、水没住民を取り上げたドキュメンタリー映画の上映、スライドによる解説&トークを行いました。

問い合わせ先：

氏名	渡辺	電話		メールアドレス	info@yamba-net.org
----	----	----	--	---------	--------------------

多くの問題、矛盾を抱えながら進められているハッ場ダム建設工事

1 事業費の更なる増額

昨年 12 月の第 5 回基本計画変更で、ハッ場ダムの事業費が 4,600 億円から 5,320 億円へと、大幅に増額されましたが、重要な増額要因が落とされています。

① 増額要因（1）代替地整備費用の大半の負担

ハッ場ダム事業では谷の大規模な埋め立てや山の斜面への造成など、地形条件の悪い中で無理をして代替地をつくっていますので、整備費用がきわめて高額になっており、とても分譲収益だけで賄うことができません。私たちの試算では代替地整備の費用収益の収支は 100 億円程度の赤字になり、それを事業費に上乗せすることが予想されます。

② 増額要因（2）東京電力・水力発電所への減電補償

吾妻川には上流から下流まで東京電力の水力発電所がいくつもあって、吾妻川に流れるべき水の大半が水力発電所への送水トンネルの中を流れています。ハッ場ダムに水を貯めるためには、この発電所への送水量を大幅に制限しなければなりません。しかし、水利権は先行のものが優先されますので、発電所への送水量を制限するためには、東京電力に対して発電量の減少分について補償金を支払わなければなりません。私たちの試算では、この減電補償額は 130～200 億円以上にもなります。

③ 増額要因（3）地すべり対策の追加

次に述べるように、第 5 回基本計画変更が示された地すべり対策はきわめて不十分であり、地すべり対策の追加が必至と考えられます。

2 地すべり対策は十分か

今回の基本計画変更では地すべり等の安全対策費用が約 140 億円増額されました。その内訳は地すべり対策 96 億円、代替地安全対策 44 億円です。変更前の計画では地すべり対策はわずか 6 億円、代替地安全対策はゼロでしたから、当然の増額です。ハッ場ダム予定地は地質の脆弱なところが多いので、貯水して水位を上下すれば、地すべりが発生する可能性が高く、また、30 ㍎以上にもなる超高盛土の代替地も湛水後の安全性について大きな不安が持たれています。

しかし、地すべり等の安全対策はまだまだ不十分なものです。例えば、川原湯温泉新駅付近の川原湯地区・上湯原は対象外になっています。この地は背後の金鶏山から崩落した崖錐堆積物が広く分布し、過去、何度も土石流がこの一帯を襲いました。ダムに貯水すれば、地下水位の変動で地すべりの危険性が高まることが心配されているところですが、対策不要となりました。

地すべり等の対策を講じる地区も、専門家の検討によれば、計画されている工法では安全性が確保されるとはいえず、将来において多くの不安が残されています。

3 工期再延長の可能性

上述のとおり、現計画の地すべり対策は不十分なものですので、試験湛水および完成後の本格運用で深刻な地すべりが発生して、その対策費用が新たに必要となり、工期が延長される可能性が十分にあります。日本のダム事業では、次のようにダム完成後の試験湛水で深刻な地すべりが発生して巨額の追加地すべり対策費が必要となり、工期が大幅に延長された事例があります。ハッ場ダムもそのような事態に至る可能性が十分にあります。

大滝ダム（国交省）	完成時期 2003 年度→2012 年度	9 年延期
	追加地すべり対策費 308 億円	
滝沢ダム（水資源機構）	完成時期 2005 年度→2010 年度	5 年延期
	追加地すべり対策費 145 億円	

ハッ場ダム事業の行く末を見据えよう

ハッ場ダム事業は上記の他にも基本的な問題、矛盾を抱えながら、強行されています。

私たちはこれからもハッ場ダム事業の行く末をしっかりと見据え、その不合理性を追及していきたいと考えています。

活動報告

団体名	ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会		
対象事業名	ハッ場ダム等の大規模開発事業		
事業地名	群馬県ほか	事業者	国土交通省ほか

この一年の活動報告

本年度の活動は、6都県のストップさせる会が共同して利根川流域市民委員会とともに取り組んだものであった。

利根川流域市民委員会は、私たちストップさせる市民連絡会等の呼びかけで2006年に設立。利根川流域の環境問題などハッ場ダム問題を超えて取り組んでいる。

ここ何年かは利根川水系河川整備計画の市民案を策定すべく、絶滅危惧種に指定されたニホンウナギを重要なメルクマールとして、利根川流域の環境変化、生態系の現状を調べ、その改善策の検討と提案に取り組んでいる。

■うなぎアンケートのまとめ 利根川流域の漁協や住民へのアンケートを実施し、うなぎの漁獲や生息環境の変化、生息数激減の原因や復活の方策についての意見を調べた。

■うなぎパンフレットの作成

上記のアンケート、情報公開データの収集、専門家の意見聴取、現地視察などを重ね、本年9月「利根川をウナギがすみやすい川にしよう」と題するパンフレットの発行を行った。見えてきたのは、利根川の河口堰など、魚類の遡上、下降を妨げる河道障害施設が存在である。多くは利水目的に造られたものだが、近年の水余りの実態を直視すれば、その役割、運用の見直しが急がれる。

■霞ヶ浦漁協と茨城県水産試験場内水面支場の視察

8月31日、霞ヶ浦漁業現地調査の現地案内を行った。霞ヶ浦漁協の副組合長を訪問し漁業の現場を視察し、漁業の現状と問題点について話し合いを行った。また、茨城県水産試験場内水面支場を訪問し漁業、養殖業など行政の側から見た霞ヶ浦の説明を受けた。

各都県のストップさせる会の主な活動

※活動の主体は都県のストップさせる会や後継団体だが、市民連絡会のメンバーも加わって活動している。

■江戸川スーパー堤防の裁判支援

利根川流域市民委員会および東京の水連絡会として、現地住民の反対運動、裁判の支援を行っている。

■思川開発反対運動

栃木県の県南地域の水道は地下水100%で良質な水を使用しているが、栃木県は思川開発＝南摩ダムの水を無理やり県南3市町に押し付け、水道の地下水依存率を大幅に引き下げようとしている。これにより、ダム事業費の負担、施設整備費などの費用が水道料金に課せられ、50～60%もの料金が上がることが判明。3市町の市民団体が立ち上がり、専門家による講演会、反対署名運動など活発に展開している。※詳細は思川開発についての報告を参照。

■荒川中流の洪水調節池

荒川の中流部に第2、第3、第4の洪水調節池の建設が計画されている。埼玉の会は現地視察、国交省や県当局との話し合い、勉強会などを重ね、無駄な公共事業の見直しを求める活動に取り組んでいる。

■霞ヶ浦導水事業裁判

那珂川漁協など那珂川流域の漁協が霞ヶ浦導水事業の工事差し止めを求めて提訴した裁判。控訴審を重ね12月にも結審が予想されている。当裁判には濱田篤信、嶋津暉之の市民連絡会会員が弁護団のアドバイザーとして参加。茨城の会も会として支援している。

■常総水害被害者支援

一昨年9月に起きた水害被害者の会を茨城の会＋嶋津暉之、石崎勝義、梶原健嗣、高橋比呂志などが支援。国に賠償を求めるべく裁判の準備を進めている。

問い合わせ先：

氏名	神原	電話		メールアドレス	
----	----	----	--	---------	--

活動報告

団体名	STOPハッ場ダム・市民ネット		
対象事業名	ハッ場ダム		
事業地名	群馬県・長野原町	事業者	国土交通省

2019年度完成をめざし、2014/11/18正午からの旧国道閉鎖、15/1/22ダム本体左岸における発破による掘削工事、翌年6/14からのコンクリート打設開始等による立入禁止区域の増大に伴い、私たちは水没地から締め出され続けてきた。

国側の工事進捗度は、本年4月からの高速施行技術「愛称名：いだてん（巡航RCD工法）」とやらを駆使して進み、今や「日本一のインフラ観光ツアー」をスタートさせ、些か浮かれ気味である。

当会は、この過程で現地を訪れる度に味わう破壊工事の無惨さと通行止めに辟易。今春は恒例の現地ツアーも止め、傍観状態を余儀なくされてしまった。その後退は負け戦の負目も追い打ちをかけ、「元のハッ場に非ず」の半ばトゲと化し、心身ともにめげて工事現場など見たくも無くなった。



だが、これで終わってたまるか、突き上げてくるものがある。幾度なく味わさせられたカラクリじみた屈辱に、戦争犯罪が今もなお照射される如く大型公共事業における詐術が白日にさらされる時もあるものと信じ、メモを武器にカッキリと眼あけ“逆説の証人”とならねばならぬ時も到来すと踏みつづいた。が最近、病が判明して、諸活動がままならなくなってしまうはめになってしまった。で、工事写真などとは思いつつも、ツアーに参加した会員撮影の現場写真

に簡略な取材事項を添え、柔かな活動報告に代えさせて戴く次第である。

県企業局は2008年の第三回計画変更時に放流水を利用したダム式発電所計画を突然公表して以来、あいまいな態度であったが、ダム直下左岸に2020年3月をめざし本年4月に着手ズミ。

総工費は71億円。

昨年12/10、東電が松谷発電所まで導水管を引くと報道。落差なく松谷での発電不可は必定だが、細部は未だに東電と国は協議中の由。

いかになりふり構わずの“最初にダムありき”で、つじつま合わせだったか如実に浮かびあがる。



問い合わせ先：

氏名	鈴木	電話		メールアドレス	
----	----	----	--	---------	--

活動報告

団体名	埼玉の川を考える会		
対象事業名	荒川調節池		
事業地名	埼玉県	事業者	国土交通省

2016年3月に策定された荒川水系河川整備計画により、荒川の中流部に荒川第二、第三、第四調節池を建設することになりました。

そこで、私たちは、三つの洪水調節池がどこまで必要なのか、自然にどのような影響を及ぼすかを考え、必要な行動を起こすため、「埼玉の川を考える会」を立ち上げました。

活動経過

2016年

8月2日 荒川調節池予定地の現地調査

12月26日 国土交通省治水課のヒアリング
(梅村さえこ衆議院議員とともに、国土交通省の説明を受ける)

2017年

2月6日 荒川調節池予定地の現地視察
(梅村さえこ衆議院議員と埼玉県議会議員とともに、国土交通省の説明を受ける)

6月 荒川調節池問題を考えるチラシ(詳細版、簡易版)を作成して配布開始

8月29日 埼玉県・県土整備部河川砂防課との話し合い

9月21日 国土交通省・荒川上流河川事務所の計画課との話し合い



埼玉の川を考える会のホームページ

<https://saitama-kawa.jimdo.com>

問い合わせ先：

氏名	大高	電話		メールアドレス	
----	----	----	--	---------	--

本当に必要なのでしょうか。 2500 億円の荒川第二、第三、第四調節池計画

埼玉と東京を流れる一級河川の荒川では 1973 年に旧建設省により、荒川の洪水・渇水対策として中流部に 5 つの調節池群の構想がつくられ、そのうち、1999 年 3 月に荒川第一調節池が完成しました。

残りの荒川調節池は机上のプランだと思われていたのですが、この構想は生きており、2016 年 3 月策定の荒川水系河川整備計画で、第一調節池の上流に治水専用の荒川第二、第三、第四調節池をつくることになりました。

荒川第二～第四調節池の予定地は、下流側はさいたま市桜区、志木市から、上流側は桶川市、川島町まで及ぶ広大なものです。池内面積は第二、第三、第四調節池の合計で約 14 km²にもなり、既設の第一調節池の 2 倍以上になります。洪水を貯めるために長い堤防を築き、池内の掘削を行うことになっていますが、そのように巨大な洪水調節池が本当に必要なのでしょうか。

荒川第二、第三、第四調節池の必要性への疑問

① 第二～第四調節池は、戦後すぐのカスリーン台風洪水の再来に備えて必要とされていますが、当時と比べて森林の環境整備が格段に進み、山の保水力が高まっています。当時のように大きな洪水にはならなくなっています。

② 第二～第四調節池の必要性は机上の洪水流量計算から求められたもので、荒川の現状を反映していません。

③ 荒川中流域の広大な河川敷には 1954 年に横堤（左岸 14 箇所、右岸 12 箇所）がつくられ、遊水機能が強化されていますので、洪水調節はこれで十分です。

④ 2004 年完成の荒川第一調節池で、今まで越流があったのは、2007 年 9 月洪水だけで、その越流量はわずか 3 万 m³、調節容量 3,900 万 m³の 1/1000 で、余裕が十分にありました。これ以上の調節池の建設は不要ではないでし

ょうか。

⑤ 第二～第四調節池の建設に約 2,500 億円という巨額な予算を投じるよりも、河川堤防の強化、越水しても破堤しない堤防の整備を推進する方が、はるかに有効な治水対策になります。

荒川調節池の諸データ

	面積 km ²	洪水調節容量 万 m ³	利水容量 万 m ³	概算事業費 (億円)
第一調節池	5.8	3,900	1,060	1,270
第二調節池	6	5,100	0	1235
第三調節池	3	1,500	0	444
第四調節池	5	3,200	0	682

荒川第一調節池：彩湖は1997年完成、調節池は2004

活動報告

団体名	霞ヶ浦導水事業を考える県民会議		
対象事業名	霞ヶ浦導水事業		
事業地名	茨城県	事業者	国土交通省

この一年の活動報告

1 霞ヶ浦導水差止控訴審への参加

水戸地裁での棄却敗訴の後の控訴審に参加し、漁業被害率算定、水質浄化効果皆無、ニホンウナギ資源減少霞ヶ浦開発原因説構築に関する論文等を作成、弁護団会議に提出し議論に参加した。一部を東京高裁に提出し証人尋問で霞ヶ浦導水事業の有害無益について証言した。

2 茨城県への当該事業からの撤退申し入れ

当該事業の霞ヶ浦水質浄化に関する国の予測結果を精査し、水質浄化が困難であることを立証する論文を作成し茨城県と霞ヶ浦導水事業からの撤退について協議した。県の回答は、国にその旨、伝えたと答えるにとどまった(7月16日)。

3 ウナギ連続講演会の開催

ニホンウナギの資源回復、霞ヶ浦開発の見直しを視野に当該講演会を3回開催した(5, 7, 12月)。

4 ニホンウナギ減少霞ヶ浦開発説の構築

ニホンウナギウナギ減少原因説は、乱獲、海洋構造変化、環境改変の3仮説に絞られ検討が進められているが、より有力な新仮説「霞ヶ浦開発」説を構築した。これを梃子に開発事業の見直しや地方創生を訴えた。

5 霞ヶ浦導水事業涸沼影響調査の実施

霞ヶ浦導水事業による那珂川からの15ヶ所取水の那珂川水系の漁業生産に与える影響を定量評価するための調査を実施し、シジミ他8種について被害率を算出した(弁護団会議提出、東京高裁未提出)。

6 水源連霞ヶ浦漁業現地調査への協力

水源連主催の霞ヶ浦漁業現地調査の現地案内を行った。霞ヶ浦副組合長を訪問し漁業の現場を視察し、漁業の現状と問題点について話し合いを行った。また、茨城県水産試験場内水面支場を訪問し漁業、養殖業についての調査に協力した(8月31日実施)。

問い合わせ先：

氏名	浜田	電話		メールアドレス	
----	----	----	--	---------	--

霞ヶ浦導水差止裁判の経過

2008 年 3 月 27 日 茨城・栃木両県那珂川関係の 7 漁業協同組合（茨城（那珂川第一、那珂川、緒川）、栃木（北部、中部、南部、茂木）が霞ヶ浦導水事業差止めの仮処分を水戸地方裁判所に申立て

2009 年 3 月 3 日 上記に大湫沼漁業協同組合を加えた 8 漁業協同組合を原告として本訴を提訴

2015 年 7 月 17 日 水戸地裁判決（漁協側の敗訴）

7 月 30 日 那珂川関係の 8 漁協が東京高等裁判所に控訴

2016 年 1 月 26 日 控訴審第 1 回口頭弁論

4 月 19 日 控訴審第 2 回口頭弁論

8 月 23 日 控訴審第 3 回口頭弁論

11 月 29 日 控訴審第 4 回口頭弁論

2017 年 3 月 2 日 控訴審第 5 回口頭弁論

6 月 29 日 控訴審第 6 回口頭弁論

9 月 19 日 控訴審第 7 回口頭弁論

証人尋問（濱田篤信（元・茨城県内水面水産試験場長）、石嶋久男（元・栃木県水産試験場指導環境部長）、嶋津暉之（元・東京都環境科学研究所研究員））

12 月 5 日 控訴審第 8 回口頭弁論 最終弁論・結審（予定）

霞ヶ浦導水差止控訴審水質改善寄与しない」霞ヶ浦導水控訴審で漁協側が反論 東京高裁

（茨城新聞 2017 年 3 月 3 日）ibarakinews.jp

霞ヶ浦導水事業で那珂川と湊沼周辺の生態系が破壊され漁業権が侵害されるとして、流域 4 漁協と栃木県の漁連が国に那珂川取水口（水戸市）の建設差し止めを求めた控訴審の第 5 回口頭弁論が 2 日、東京高裁（都築政則裁判長）で開かれた。漁協側は、霞ヶ浦と流入河川の水質変動には相関関係がないことをデータで提示。那珂川から霞ヶ浦に導水しても、「何ら影響せず、水質改善に全く寄与しない」と疑問を呈した。

国側はこれまで、導水によって湖水を希釈すると共に、湖水の滞留時間を短縮でき、「浄化効果がある」としていた。

漁協側は、水の汚濁原因となる窒素とリンは那珂川の方が霞ヶ浦より濃度が高く、「国側は『湖水』ではなく『流入河川』より（那珂川の）濃度が低いと表現を変更した」と指摘。「導水が湖内の水質改善に影響を及ぼすことはない。国側主張は、机上の水質予測モデルによる計算結果に過ぎない」と反論した。

漁協側は、那珂川のアユのふ化時期を特定する「耳石」の分析調査を行っており、この結果など追加の証拠提出を予定。一方で国側は「主張は出尽くした」として結審を求めた。裁判官変更に伴う弁論準備手続きを 5 月 25 日に行い、次回口頭弁論は 6 月 29 日の予定。

団体名	溪流保護ネットワーク・砂防ダムを考える		
対象事業名	霞沢川第二砂防ダム建設、奥裾花川治山ダム格子部撤去、同川長野県治山ダムスリット化要望		
事業地名	長野県松本市沢渡地区霞沢川、長野市鬼無里奥裾花川 清水沢、同奥裾花川	事業者	国交省松本砂防事務所、農林省北信森林管理署、長野県林務部

この一年の活動報告

1、霞沢川第二砂防ダム建設見直し要望

梓川合流地点からおよそ2km上流地点に1999年に計画された砂防ダムは、2006年工事用道路の建設がはじまる。しかし、急峻な斜面と雪や土石流などの影響で毎年破損し、復旧作業が繰り返されてきた。そのため毎年復旧費用が計上され、10年もの間無駄なお金が使われてきた。当初予算は7億円（ダム本体4億円）だったが、現在では10億円を超えるようになっている。今期、ダム本体工事着工ということで基礎部の工事が始まった。しかし度重なる土石流によって工事サイトが土砂に埋まる現象が起きており、安全上問題も多い。

この春にも工事中止の要望書を提出しているが、国交省は聞く耳を持っていない。



上写真は同じダムサイトの状況を日別で撮ったものだ。写真左（6月16日）掘りこんだダムサイト、写真中（7月20日）土石流で完全に埋まった状態、写真右（8月20日）再度掘り返したがまた埋まったところ。こんなことを繰り返しているが、この他ダムに近い上下流場所だけで大きな山腹崩壊や沢からの土砂流出箇所が13か所を超えている。計画されているダムができたとしても単なる滝となり、環境に配慮したスリットダムの機能は果たせないことは目に見えている。

このダムサイトの upstream には狭窄部があり、今回のダムに比べ圧倒的に大きな土砂調節機能を備えている。環境を壊すだけで砂防ダム建設は何のメリットもないことは誰でも理解できるのだが、今後しつこく要望書、抗議文などを出していく予定。

2、奥裾花川治山ダム問題

①本流清水沢に2011年北信森林管理署が建設した格子型治山ダムに関し、複数団体と共に反対してきたが造られてしまった。森林管理署の説明では格子型にすれば詰まることはなく環境にも（流れの連続性確保）やさしいとしていた。しかし、完成してから1年も経たないうちに詰まってしまい、



2014年に1100万円をかけて流木を撤去した。しかし、当然ではあるが一冬過ぎれば再び詰まりが生じてしまった。こんなことを繰り返すよりは中央部の格子部分を撤去すれば詰りはかなり改善する。もともと必要のない治山ダム建設であり、その目的でもある山腹崩壊などで生じる土石流を調節することだという。しかし、この谷自体が浸食や山腹崩壊の繰り返しで生じたことをどう説明するのだろうか。長野県名勝に指定にされているこの谷は、この治山ダム建設以前はダムの全くない峡谷であったことを重く考えるべきだ。今後、格子部分の撤去を求め

運動を進めたい。

②奥裾花川県治山ダムへのスリット化を要望

2010 年県にスリット化を要望したが 2014 年に写真の様な魚道を造られてしまった（4 千万円）。この魚道タイプは水の取り入れ口が詰まりやすく（写真右）機能しない傾向が高い。また、他河川の同タイプのもうまく機能していないものが多い。また写真左下の礫の上を見ると枝や草が被



さっており、水が流れた跡がしっかり残っている。この事は水量が多く流れる場合は水が溢れたことを示している。他にも幾つか欠点があるため機能不全を確認してから本体へのスリット化を再度要望していく予定だ。このような無駄をなくすために

も市民が目を見せしていく必要がある。

問い合わせ先

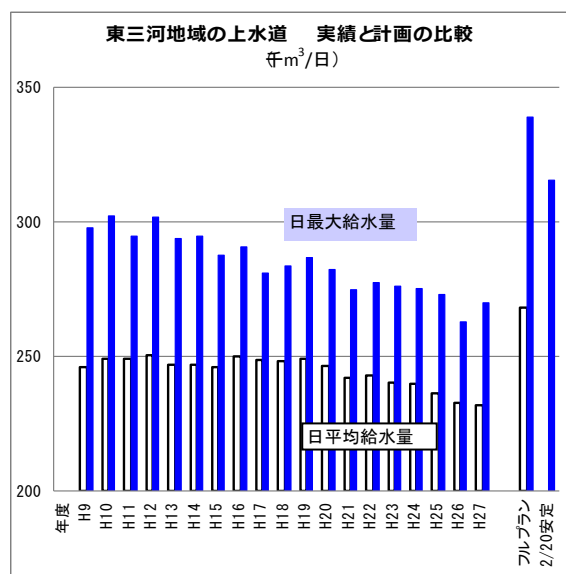
霞沢砂防ダム 田口

活動報告用紙

団体名	設楽ダム建設中止を求める会		
対象事業名	設楽(したら)ダム建設事業		
事業地名	愛知県設楽町(とよがわ)	事業者	国土交通省中部地方整備局

この一年の活動報告

フルプランの目標年を過ぎて水需給実態を検証し、設楽ダムの法的根拠がないことが明確に



設楽ダム計画を位置付けた豊川水系水資源開発基本計画（フルプラン／国土審）の目標年（2015年）を過ぎて、需要予測が過大であったことが確定したことから、設楽ダムの特定多目的ダム法上の根拠が無いことをあらためて明らかにし、愛知県が設楽ダムに設定している水道用水使用権を返上することを求める運動を粘り強く続けている。転流工や本体工の工事に入る前に、愛知県知事が事業からの撤退を表明することを求めている。そのために、愛知県議会や市町の議会への請願と知事に対する要請署名に取り組み、9月はじめの時点で1万筆を越えた。

設楽ダム建設地および周辺の地質地盤問題への取り組み

昨年までの蓄積の上に、継続中の国の地質地盤調査についての開示請求を続け、開示資料の分析を行っている。地盤が悪いところに無理な建設を進めることのないように注視しつつ、中部地整・工事事務所に対する申し入れを実施していく。

立木トラストの取り組み

新たな若い世代のグループが運動に加入して立木オーナーの申し込みを増やすことに取り組んでくれている。

ダム事業の現状

水没地区の補償がほぼ終了し、付け替え道路の工事、工事用搬入道路の工事、ダムサイトおよび原石山・ダム湖周辺の地質地盤調査などが続いている。2017年6月3日に設楽町内で転流工の着工式が開かれた。工事事務所によれば、2018年の年初ころから転流工の導水路（トンネル）工事に取り掛かる予定とのこと。

問い合わせ先：

氏名	市野	電話		メールアドレス	
----	----	----	--	---------	--

(主な取り組み等)

- ・ 2017.01.21 設楽ダムシンポジウム『豊川下流の住民として設楽ダムをどう考えたらよいか』
(東三河自治問題研究所との共催, 豊橋市内, 約 100 人が参加)
- ・ 愛知県知事宛てのダム事業からの撤退を求める 10 万人署名運動 (2017 年 3 月～)
- ・ 『健康と環境を守れ! 愛知の住民いっせいで行動』に参加、愛知県にダム事業からの撤退を要請
- ・ 愛知県議会への請願 (2016 年 12 月, 2017 年 3 月, 6 月, 9 月)
- ・ 市議会への請願 (2017 年 2～3 月, 豊橋、豊川、田原、蒲郡)
- ・ 設楽ダム工事事務所への申し入れ (2016 年 10 月 31 日, 地質地盤問題について)
- ・ 地質地盤問題の情報開示請求およびその分析 (継続)
- ・ 転流工着工式に対する抗議声明 (2017 年 6 月 2 日)
- ・ 第 11 回総会および記念講演, 相川俊英氏, (2017 年 7 月 2 日, 豊橋市内, 約 60 名の参加)
- ・ 立木トラスト, 約 400 名の立木オーナーが新たに参加した。
- ・ 新城市・設楽町 各首長選挙立候補予定者に対するアンケート実施 (2017 年 8～9 月)

(参考)

愛知県議会への『設楽ダム事業からの撤退を求める』請願

2017 年 9 月 26 日

紹介議員

請願者 設楽ダムの建設中止を求める会

【請 願 趣 旨】

豊川水系フルプランの目標年度 (2015 年) を過ぎ、上水道の供給実績によって、設楽ダム建設事業についての特定多目的ダム法上の根拠「豊川水系の水道用水需要予測」が過大であったことが確定し、設楽ダム計画の根拠がないことがはっきりしました。かんがい用水についても耕地面積は水田を中心に減少を続けており、新たな水源開発を求める農家の声はまったくありません。必要のない無駄な公共事業によって、住民は将来にわたって高い水道料金とかんがい用水利用料を払い続けなくてはなりません。

水害対策としても設楽ダムは有効ではありません。ダムに頼らず、河道対策と堤防の強化を軸にした総合治水政策を進めるべきです。

また、設楽ダム建設事業は、アユ釣りやアマゴ釣りで有名な清流寒狭川 (豊川上流) を台無しにするばかりか、豊川中下流を含めた全流域と三河湾の生態系に、深刻な悪影響を及ぼすと予測されます。

その上、ダムサイトおよび周辺の地質地盤の悪いことがますますはっきりしてきました。別紙①は、「平成 28 年度設楽ダム周辺地質調査業務報告書」のダム湖左岸の地すべり地塊 (SL-4) についての抜粋ですが、およそ 300×200m、厚さ 40～50m におよぶ巨大な岩盤すべりであることが示されています。大規模な崩壊がダム湖斜面で起これば、極めて深刻な災害を引き起こす恐れがあります。このまま転流工や本体建設に進むことは許されません。

なお、別紙②は、「平成 20 年度設楽ダム地質総合解析業務報告書」の地すべり地塊 (Ld-2) についての抜粋です。調査が進むに従って地盤の深刻さがはっきりしてきました。(平成 20 年度の (Ld-2) と 28 年度の (SL-4) は、同一の地すべり地塊を指しています。)

以上を踏まえて以下の請願をいたします。

【請 願 事 項】

1 愛知県は、設楽ダムに設定した水道用水の取水権を返上し (特定多目的ダム法第十二条)、設楽ダム建設事業から撤退すること。

設楽ダムの建設中止を求める会ホームページ

<http://www.nodam.org/>

活動報告用紙

団体名	長良川市民学習会		
対象事業名	木曽川水系連絡導水路、長良川河口堰、内ヶ谷ダム		
事業地名	岐阜県、愛知県、三重県	事業者	水資源機構、岐阜県

この一年の活動報告

木曽川水系連絡導水路（徳山ダム導水路）事業は、一昨年 11 月に第 3 回「関係地方公共団体からなる検討の場」幹事会が 4 年ぶりに開催されましたが、それ以降、再び公の場での動きは止まっています。事業は「凍結」のままで建設所は残され、その維持管理と環境調査などの名目で毎年 2 億円を超える事業費が費やされています。現場では、工事は 1 m も行われていません。当会は、事業中止を求める要請（5/26）を行うとともに現場の動きと環境変化を監視するために取水口建設予定地（揖斐川）と、長良川への放水口建設予定地において毎月 1 回水質調査を続けています。



2017/5/27 岐阜新聞

長良川河口堰事業については、愛知県で検証プロジェクトチームが 2011 年に発足し、現在最適運用検討委員会が事業検証を進めています。この検討委員会は国・事業者に対し「合同の検討会」の設置を求めています。国は話し合いのテーブルに着くことを拒否しています。そうした中、検討会は、国に対し「環境、塩害、治水、利水」の項目で質問状を提出しました。回答はありましたが、まともに答える内容ではありませんでした。検討会は再質問を提出していますが、手詰まり感があり、長期的な展望で検証作業を進めることとしています。

当会は、河口堰の開門調査実現を求める「よみがえれ長良川」実行委員会を立ち上げ、世論づくりの活動を進めています。実行委員会には、現在 28 の市民団体が名を連ねています。また、当会は、ナクトンガン河口堰の開放をめざす釜山の市民団体や釜山広域市とも連携した活動を進めています。昨年 11 月 15 日に釜山市で開催された 2016 年ナクトンガン河口堰国際フォーラム（主催：ナクトンガン河口汽水生態系復元協議会、後援：釜山広域市）には、当会に参加依頼があり、要請にこたえて「長良川河口堰問題」を発表しました。



2016/11/15 ナクトンガン河口堰国際フォーラム

内ヶ谷ダム建設は、昨年着工となりましたが、建設推進の積極的な県民の声があるでもなく「何のための建設？」と疑問を抱えたままの事業です。2011 年の「検証の場」では事業費 344 億円、 $B/C = 1.1$ と発表され、限りなく意義のない事業であることを示しました。2014 年に事業費を増額し、420 億円としたので、「これでは $B/C < 1.0$ になるのでは」と、今年 5 月 26 日に行った岐阜県との交渉で

迫及しましたが、「工期の短縮」「洪水被害額増加」などの数字をいじってB/C=1.04とし、事業の意義を繕っています。よみがえれ長良川実行委員会は工事現場の見学を岐阜県に申し入れ、工事事務所の案内で7月20日に見学しました。参加者は15名。人を寄せ付けなかった自然豊かな深い溪谷の景色は、2023年完成を目指す工事で無残に剥ぎ取られていました。



長良川流域のこのような状況は、市民にまったく知らされていません。導水路問題も河口堰問題も同じです。市民の関心が長良川から消えたら私たちの運動の依拠するところはありません。この一年、当会はよみがえれ長良川実行委員会の仲間とともに長良川の魚や歴史などをテーマに市民学習会を開催しました。第1回は2/16「長良川漁師口伝」、第2回3/25「長良川の昔とこれから」、第3回8/19「岐阜の魚と長良川の今」と開催し、幅広い世代の参加で、どれも会場満員で好評でした。参加者には愛知県長良川河口堰最適運用委員会発行の「116キロの清流をとり戻すために」を配布し、長良川河口堰の開門調査実現を訴えました。



2017/8/19 よみがえれ長良川
第3回市民学習会

また、名古屋市で毎年開催される「環境デーなごや」にもブースを出展し長良川河口堰の開門をアピールしました。今年は、クイズ「なごやの水と長良川河口堰」を企画したところ、多くの市民がブースを訪れ長良川河口堰問題の議論で盛り上がりがありました。



2017/9/16 環境デーなごや ブース出展



しかし、残念ながら徳山ダム導水路中止を目指す活動も長良川河口堰開門を目指す活動も情勢を切り開く状況にはなっていません。いまま当会は導水路問題については、本年9月に発行された導水路裁判報告書「やっぱりいらない徳山ダム導水路」を普及し、市民議論を高めながら市民とともに導水路の計画ルートを視察するツアーを計画しています。

また、長良川河口堰開門問題については、ナクトンガン河口堰の開門にむけた取り組みを進めるN G Oの代表や諫早湾排水門開門めざす有明訴訟弁護団事務局長を招いて「2017 開門シンポジウム」を、12月2日(土)長良川国際会議場において開催します。開門を目指す3地域の取り組み交流をし、展望と課題を議論します。翌日の3日(日)は、「河口堰の開門で塩害は発生するのか？」をテーマに河口堰裁判、長良川決壊裁判を担ってきた在間弁護士の解説で現地視察を行います。

全国の皆様に参加を募っています。ぜひ、ご協力ください。

全国の皆様に参加を募っています。ぜひ、ご協力ください。

氏名	武藤	電話		メールアドレス	
----	----	----	--	---------	--

活動報告用紙

団体名	導水路はいらない！愛知の会		
対象事業名	木曾川水系連絡導水路		
事業地名	岐阜県（一部愛知県）	事業者	（独）水資源機構

この一年の活動報告

◆ はじめに

「コンクリートから人」へ、民主党政権下で凍結の「検証対象 84 ダム」のうち、直轄ダム・水資源機構ダムでは、木曾川水系連絡導水路だけが、唯一検証中として残っていますが、公金支出裁判は残念ながら昨年 5 月、最高裁「上告」棄却（住民敗訴）決定で終了しました。

ダムの検証状況（2016年11月1日現在）

	検証対象ダム	検証終了ダム		検証中のダム
		推進	中止	
直轄ダム・水資源機構ダム	31	24	6	1
道府県ダム（補助ダム）	53	31	19	3
計	84	55	25	4

出典 「水源連だより」 No.76

この裁判は、導水路事業への公金支出の違法性を明らかにすることによって、水源の徳山ダムそのものがムダであったこと、導水路はムダにムダを重ねる事業であることを認めさせる闘いでしたが、原告住民が提起した必要性が認められないムダな事業である問題は何ら解決されていません。

◆ 2017 年 4 月 23 日実施の市長選挙を巡って

2009 年 5 月に当選間もない河村市長が撤退発言をして以来、検証における「地方公共団体からなる検討の場」において、名古屋市は、検証の前提となる事業への利水参画継続の意思の確認等について明言を避け、参加・不参加の意思表示がされないまま現在に至っています。

本会はこれまでと同じく、今回の市長選挙に際しても立候補予定者の考えを有権者に知らせたく、河村たかし、岩城正光の両候補事務所を訪問し、面談して「公開質問状」を手渡ししました。

これに対し、河村候補からは回答期限が過ぎてもなしのつぶてでした。訪問時のコメントは、（撤退表明から）「一貫して変わっていない」でした。他方の岩城候補からは、
 ① 利水上の必要性について……「事業を正確に把握し、適切に対応します。」
 ② 「検討の場」に臨む姿勢について……「事業を正確に把握し、適切に対応します。」
 ③ 「撤退ルール」の行使について……「事業及び撤退ルールを正確に把握し、適切に対応します。」などと、まさにお役人の模範回答よろしくの回答が寄せられました。

名古屋市の近年の水需要実績からは既存水源の平 6 渇水時供給可能量でも供給不足とならず、不要施設となつて税金のムダ遣いになる本事業は、有権者たる名古屋市民にとって重要な課題のはずです。しかし、非常に残念なことです、これが市政における「導水路」の現在の地位を示しています。



<参考> 2010 年 12 月 22 日 第 1 回検討の場（幹事会）説明資料（P22 掲載）

木曾川水系連絡導水路事業への利水参画継続の意思の確認等について

■名古屋市長より平成22年12月9日回答

1. 木曾川水系連絡導水路により徳山ダムの水を導水する場合、その量は徳山ダムにすでに確保している開発水量（下表のとおり）となります。

対象事業	水道用水	工業用水
	1. 0 m ³ /s	0. 7 m ³ /s

2. 「総合的な評価」までの間に参画継続の検討を行うためには、別紙について、その内容を確認する必要がありますので、ご教示願います。
 また、代替案の検討につきましては、総合的な検討が必要となるため、市として検討することが困難と考えております。
 なお、検討にあたっては、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」に記載されているように、科学的合理性、地域間の利害の公平性、透明性を確保していただきますようお願いいたします。

（別紙）

1. 利水の検討にあたっては、流水の正常な機能の維持についての検討と相互に情報の共有を図りつつ実施していただきたい。
2. 事業検証を実施するにあたってはまず代替案の是非が課題となり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領（案）」中の利水代替案【(3) ダム使用権等の振替え】、【(4) 既得水利の合理化・転用】等については、木曾三川の水の公平な利用の観点から検討していただきたい。
 また、【(5) 渇水調整の強化】については、渇水調整協議会の常設設置などの方策の実施に向けて検討していただきたい。

問い合わせ先：

氏名	加藤	電話	メールアドレス
----	----	----	---------

◆ 導水路「中止」裁判の記録「公金支出差止裁判報告書」を発行



最高裁決定を受け、本会は昨年8月、890億円ものムダな本導水路の中止を求めて、「やっぱり 止めよう！ 徳山ダム導水路」集会を開きました。

集会では、本導水路の問題は我が国の公共事業問題全体に共通しているところが多々あり、この過ちを繰り返させないためにも、導水路住民訴訟がどういふものであったのかを多くの人に知っていただき、いかにムダな事業であることを理解していただくため、「裁判報告書」の発行を取り決めました。

「裁判報告書」は、証拠資料に基づき本導水路が不要であることを明らかにするとともに、2007年の導水路計画決定以来の市民の闘いと事業を中止に追い込むための課題を明らかにしたものです（価格は500円。送料は何冊でも200円で手配します）。

◆ 常識が通じる愛知県政、名古屋市政をめざして

「導水路問題」は何も解決されていない今、本会の活動を終了することは出来ません。カゼが吹かなければ、自分たちで吹かせる他ありません。

本会では、凍結中の導水路事業がアベ暴走政権の下、4年ぶり一昨年11月に「検討の場」（幹事会）開催で動き出した際、関係自治体の事業撤退に向けた行動を促すべく、とりわけ未だ「導水路」事業の参画表明を正式にしていない名古屋市に向け、「要らない事業にお金を使うな」「今なら負担金ゼロで撤退できる」と、年末から年始めかけ、市議会全政党、並びに名古屋市上下水道局へ要請行動を取り組んできました。

今回も、衆議院解散を直前に控えた9月26日、発行間もない「裁判報告書」を携え、今後の県政・市政における水問題の政策議論の資料として活用してほしいという願いを込めて、愛知県庁舎（土地水資源課、議会4会派）&名古屋市府所庁舎（上下水道局、議会5会派）、河村事務所を訪問しました。

県議会（本会議）・市議会（委員会）いずれも開会中でしたが、献本とあっていずこも対応は良く、複数の議員が懇談して下さった会派もありました。また、愛知県土地水資源課では、期限切れの「フルプラン」について話し合いの機会を持ていただきたい。名古屋市上下水道局計画部長には「これからも継続した懇談の場を持ていただきたい」と、それぞれに要望しました。

◆ 「導水路」を造らせないよう、たたかいの輪をより大きく！ 事



アベノミクス不況で多くの県民市民が苦しむ時代、「財政が苦しい」を枕ことばにして、福祉・医療・教育の施策に大ナタを振るう一方で、ムダにムダを重ねる「導水路」を造らせてはなりません。

本会では9月9日、名古屋市内で徳山ダム導水路中止「裁判報告書」発行記念集会を開催し、今後の奮闘を確認したところです。

私たち国民は微力ですが無力ではありません。「河川ムラ」行政とたたかう仲間（「長良川市民学習会」や「設楽ダムの建設中止を求める会」など）と連携を深め、「アベ暴走政治ストップ」めざす市民団体と協働

の運動を追求し、運動を進めていく所存です。

お知らせ

裁判報告書（やっぱり徳山ダム導水路はいらない）は、問い合わせ先（加藤）にご注文下さい。価格は500円です。送料は何冊でも200円で手配します。

「導水路」裁判（名古屋地裁&名古屋高裁）における原告・被告双方が提出の全書面、それら書面の対応関係、判決文などをHP（<http://www.dousuiro-aichi.org/>）にアップしています。ご覧下さい。



川上ダム反対および伊賀水道問題についての報告

NPO 法人 伊賀・水と緑の会

代表理事 浜田

1. 淀川水系流域委員会提言に刺激され

淀川水系の新たな河川整備計画を策定するため、近畿地方整備局（近畿地整）は 2001 年 2 月淀川水系流域委員会を設置しました。開始当初は、傍聴する人も自治体関係者かコンサル関係の人たちがほとんどで、一般の住民にさほど関心は持たれていませんでした。しかし 2002 年 5 月「中間取りまとめ」が発表され、その文言に「ダムによる洪水調節は、自然環境を破壊する恐れが大きいため、原則として建設しない」と書かれていたために、ダム反対派の住民が委員会に注目するようになりました。実は、この文言は委員会全体の意見ではなく、淀川部会の治水についての記述を担当された今本博健元委員長が、悩んだ末に書かれたものだそうです。この文言が、その後の流域委員会の運命を決したと言っても過言ではありません。

「中間取りまとめ」を発表後、マスコミの関心も高まり、ダム推進を望む自治体の長や自治会などの反発も激しくなり、委員会が傍聴者の発言も認めていたこともあり、傍聴席に多くの住民が参加するようになりました。当会の前代表、畑中尚も熱心に傍聴するようになり、「NPO 法人 伊賀・水と緑の会」を発足することになりました。その後私たちは「川上ダム利水は伊賀市の水道料金を上げ、市民の大きな負担になる怖れがある」こと、「ダム建設予定地に生息する絶滅危惧種のオオサンショウウオが、生息できなくなる怖れがある」こと、「川上ダムの治水効果は限定的で、河道改修を急ぐべきであること」を市民に訴えてきました。

2. 三重県だけが残ったダム利水

淀川水系には、4 つの新規ダム（丹生、大戸川、川上、余野川）と天ヶ瀬ダム再開発の 5 つのダム事業がありました。これらはおもに、上下流の治水と下流自治体の利水を目的としていたので、近畿地整は流域委員会の審議に当たり、利水が本当に必要なのか、水需要の精査確認を各自自治体に依頼しました。2004 年、ようやく自治体からの回答がそろい、三重県だけが水利権を減量して参画を続け、他の自治体はすべて撤退することになりました。丹生ダム、川上ダムは水資源機構のダムなので、水資源機構は丹生ダム建設の根拠を失い、川上ダム建設だけに注力することになったのです。

川上ダムは、当初奈良県、西宮市、三重県の利水、三重県の発電、木津川・淀川の治水、流水の正常な機能の維持が目的でしたが、三重県は、 $48500 \text{ m}^3/\text{日}$ から $28750 \text{ m}^3/\text{日}$ にダムの水利権量を減らし、発電も撤退したので、残るおもな目的は治水のみになりました。流域委員会では、2004 年度に「事業中のダムについての意見書」に向けての審議に入りました。審議の中で、河川整備計画の狭窄部上流の整備目標、戦後既往最大の降雨に対しては、河道改修をすれば被害がなくなり、川上ダムは治水上必要がないことがわかりました。

3. 伊賀水道用水供給事業、伊賀市に譲渡へ

伊賀水道用水供給事業は、伊賀の 6 市町村の補助水源として、三重県企業庁が推進してきました。6 市町村が、工業団地の建設による工業用水、人口増やテーマパーク建設による上水道の需要増を当て込み、新たな安定水源を川上ダムに求めたためです。2004 年 11 月、6 市町村は合併して伊賀市になりました。すでに伊賀市発展の夢は、かげりを見せていたので、豊かな地下水や溪流の水で水需要はほぼ満たされており、旧上野市が取得した、木津川の豊水水利権「守田水源」があれば、川上ダムの水利権は必要ありませんでした。

しかし三重県は、近畿地整でさえ指摘するほど水需要を過大に見積もり、川上ダム水利権の目的を、

簡易水道の統合、取水量が減少傾向である（と主張している）伊賀市の既存水源の代替に変更し、既存水源の減量や廃止により、「川上ダム水利権 28750 m³/日が必要」と結論しました。

一方で国土交通省は、2005 年更新の「守田水源」の水利権について「平成 21 年（2009 年）の県営水道（川上ダム水利権）受水に伴い、廃止する。」と条件をつけていました。「守田水源」は、伊賀市が持つ川上ダムを前提としない豊水水利権であるのに、一方的に「暫定」であるかのような条件をつけられたのです。

しかし、三重県の川上ダム水利権による浄水場（ゆめが丘浄水場）が県のものであるなら、伊賀市の「守田浄水場」は市の水道施設として維持する必要があります。水源だけを廃止することはできません。2005 年まるで国の意向を受けるかのように、三重県が伊賀市に対し伊賀水道用水供給事業の譲渡の提案を始めます。2005 年度、三重県は「企業庁の今後のあり方検討会」（公開かどうかは不明）を設置、水道事業について「供給対象が一市となる事業は、市に譲渡すべき」との検討会提言を盾に、伊賀市に譲渡受け入れを迫りました。最初は「伊賀市とて、事業のスリム化を進めているのに、水道施設譲渡は逆になる。譲渡は受け入れできない」と抵抗するも、2007 年、伊賀市議会で採決することもなく、正式な議会ではない全員議員懇談会での説明のみで、伊賀市水道部は水道事業の譲渡を受け入れました。もちろん、市民に説明することもありませんでした。伊賀市は「守田水源」の豊水水利権とゆめが丘浄水場の「暫定豊水水利権」（川上ダムを前提）を交換し、三重県が進めた水道施設の起債償還 132 億円と川上ダム水源費（ダム建設負担＋水資源機構利息）130 億円（当時試算）、計約 260 億円の大事業を三重県に押し付けられたのです。

4. 河川整備計画原案と流域委員会休止

2005 年 7 月、近畿地整は「余野川ダム、大戸川ダムは中止。丹生ダム、川上ダム、天ヶ瀬ダム再開発は実施する。」との方針を、委員会ではなくマスコミに向けて発表しました。それまで激しく議論しながらも、流域委員会とともに河川整備計画をつくろうとしてきた河川管理者の突然の変貌でした。流域委員会は、即座に方針に反対する意見を表明しました。その後、二次委員会は川上ダムと丹生ダムの必要性を中心に審議を進めました。

2006 年 10 月、流域委員会は、着任早々の近畿地整局長に休止宣言されました。委員や傍聴者、マスコミを巻き込んでの猛反発に遭い、局長は前言を撤回「いったん休止し、フォローアップ委員会による検証を行った上、三次委員を選定する。」と方針を変えました。2007 年 1 月に二次委員会の任期が切れ、フォローアップ委員会は「流域委員会の審議はおおむね妥当。費用や期間がかかりすぎるとも言えず、今後改善を試みればよい。」と提言しました。8 月に三次委員会が始まると、ようやく淀川水系の「河川整備計画原案」が委員会に提示されました。原案では、これまでの近畿地整の方針でさえも覆り、すべての事業中のダムが事業継続となっていました。また、川上ダムには「ダムのアセットマネジメント」という聞いたこともない目的が追加され、これまでの審議では、木津川上流の治水は河道改修で整備計画の目標が達成されるため、治水上の必要性はないとしてきましたが、原案では「河道改修をすると下流の流量が増すので、その抑制のために川上ダムが必要」ということになっていました。

三次流域委員会の審議は、丹生ダム、川上ダム、大戸川ダムの必要性が中心になりました。目的の前提がまったく変わったため、これまでの委員会のダムの審議は反古になりました。丹生ダムの「琵琶湖に貯めるべき水量を丹生ダムで貯めるか、治水専用ダムにするかどうか」、大戸川ダムの「淀川下流に対する効果（水位にして 20cm 足らず）」などに増して、最も関心を集めたのが、川上ダムの利水でした。委員会では、川上ダム以外の水源の可能性が検討され、委員の代表者が大阪市に水利権の融通を求める行動に出るまでして、伊賀市に川上ダム利水から撤退させようとししました。

実は、その隙に水資源機構は、まんまと多大な負担を伊賀市に押し付け、ダムから撤退しても使える

水源（守田水源）を伊賀市から取り上げることに成功していたのです。三次委員会は、2009年7月に任期を終了し、次の委員会のあり方を見直すとの口実で、新たな委員会が開かれる目処のないまま閉じました。委員会には、河川整備計画原案へ意見を述べることもともに、整備計画の進捗に意見を述べる役割もありましたが、3年間設置されないままとなりました。次の委員会についての「狭義の学識者（流域委員会では、流域住民も河川についての学識者という認識で委員に選ばれたが、大学教授などしか学識者と認めない、狭い認識に変わった）の委員会と地域委員会を分け、学識者委員会では傍聴者発言も許さない」という方向性は、年度内に決定したにもかかわらず、民主党が政権を取り「すべてのダムを見直す」と言ったため、次期流域委員会の設置もストップし、3年間淀川の河川整備は秘密裏に進められました。

5. 新伊賀市長誕生と水道事業見直し

2012年11月、保守王国の伊賀市で、川上ダム中止を掲げる市長が当選しました。この当選には、当会を含め流域委員会の前委員や常連傍聴者も多く関わっていました。2013年2月、岡本市長は公約どおり「川上ダムに関する検証・検討委員会」を設置、水道事業の見直しを始めました。委員会は、水需要が過大であることを指摘、適正な量に見直すことを提言して閉じました。

これで、川上ダムの利水から撤退できると反対派は喜びましたが、市長は議会や地域の有力者や国会議員の圧力に遭い、12月、水道部は水需要予測をこれまでから10000 m³/日近く減らし、約48000 m³/日としたものの、ダム利水を推進した場合と撤退した場合の費用比較を行い、ダム建設推進の場合の伊賀市負担額を76.6億円（1180億円×11%×1/2+11.7億円）-12.7億円（交付税措置 76.6

億円×1/3×50%）=63.9億円とし、撤退の場合は、新たな水源開発費を含め161.7億円が必要となるので、ダム利水を推進した方が圧倒的に費用は安いと市民に説明しました。市議会では、2名を除く大多数の議員が「川上ダム推進議員連盟」を結成し、水道部の説明と同内容のチラシを市内に全戸配布し、市長は圧力に屈し、川上ダム利水推進を決断しました。

6. 川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場

2014年5月、第1回川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場が開かれました。しかし、すでに幹事会が5回開かれ、これまで「余っている水利権を治水のために買い上げてほしい。下流の治水のためにはダムは必要ない。ダムの費用負担はしたくない。」と主張していた大阪府などが、これ以上の費用負担が増えないことを要望して川上ダム推進に同意し、一気に川上ダム推進に意見がまとまりました。利水負担割合が25%から11%に減り、減った分は、名張川のダムの堆砂除去のための代替容量（ダムのアセットマネジメントと呼ぶのは止めたらしい）を川上ダムに確保するためとされ、下流自治体は治水負担を増やされたのに、それを受け入れたのです。

その頃、2012年3月に完成した上野遊水地の越流堤が、不当に低くつくられたのではないかと問題視し、私たちは今本博健元流域委員会委員長に検証をお願いし、学習会を計画していました。今本元委員



長は、三次委員会の時に「川上ダムの貯留で、河道改修による下流への流量増を 200 m³/秒抑制すると言うが、上野遊水地の越流堤を現計画より高く長くすれば、川上ダムと同等の貯留効果が得られ、治水・上川上ダムは必要なくなる。」と主張しておられたので、逆に現計画より低くつくられたのは、その主張と関連があるのではないかと考えたのです。理由は、近畿地整が水位流量曲線を水位が低くなるように変更したためだとわかりました。今本元委員長は、新たな水位流量曲線は誤りであると指摘しておられます。

「検討の場」開催後、パブリックコメントの募集と公聴会が伊賀市で開かれることになりました。当会の前代表畑中尚は、公聴会の発言後心筋梗塞で倒れ、3 ヶ月後意識の戻らぬまま亡くなりました。河川局の有識者会議も、近畿地整の結論を追認し川上ダム実施を認めましたが、一方で、私たちの主張に関心を持ってくれる人も現れ、前代表の遺志を継ぎ活動を続けることになりました。

7. 前代未聞の建設中償還と嶋津氏講演会の実施

伊賀市水道部は、2014 年 9 月議会に「川上ダム建設中償還を始めることを議案にあげる」と言い出しました。理由は「ダム完成を待つあいだに消費税が上がる。消費税率が低いうちに償還を始めれば、費用を抑えられる。」というものでした。しかし、まだ進捗率が 50%程度であるのに、建設中償還だけで 2013 年 12 月に説明した川上ダム建設負担金 **76.6 億円**に匹敵する **72.5 億円**であることを地元マスコミも疑問視し、川上ダムの費用負担への市民の不安が高まりました。償還の内訳が判明したため、2013 年の説明では、水道部が水資源機構に支払う利息を大はばに低く試算していたことがわかりました。私たちは、水源連共同代表嶋津暉之氏に伊賀市の水道についての検証と伊賀市に招いての講演会（2015 年 5 月 19 日開催）を依頼し、快諾をいただきました。嶋津氏の検証によれば「伊賀市の水道事業に今後の需要増の見込みはなく、ゆめが丘水源（川上ダム暫定豊水水利権）以外の市の既存水源で、いずれ足りるようになる。また、木津川は渇水知らずで、豊水水利権として、さも安定して取水できないかのような印象を持たせるのは誤りであり、国土交通省に、ゆめが丘水源を安定水利権と認めるよう働きかけるべきである。」と、川上ダム利水からの撤退が可能であることを論理的に説明してくださいました。

また、水道部が「撤退の方が推進するより費用が大きい」とした **161.7 億円**のうち、撤退費用の半分を占めていた新たな水源開発が必要ないこととなり、建設中償還にならって全体の費用にかかる水資源機構の利息を試算して加えると、建設負担割合のほぼ 1.6 倍となるので、推進の場合と撤退の場合の費用負担が逆転し、撤退の方が安かったことが判明したのです。2015 年 5 月の講演会を聞いて、川上ダムの利水上の必要性に多くの市民が疑問を持つようになりました。

また、これをきっかけに水源連の総会を伊賀市で開催することになり、11 月、嘉田由紀子前滋賀県知事に基調講演をお願いしました。嘉田氏は「政治が変わらないとダムを止めることはできない。市民が政治を変えてください。」と参加者を励ましてくださいました。

8. 水道事業基本計画策定委員会

伊賀市は、合併直後の 2008 年伊賀市としてはじめての水道事業基本計画（水道ビジョン）を策定しました。2015 年 12 月の水需要の見直しに伴い、新たな水道ビジョンを策定するため策定委員会が 2016 年度に設置されました。学識者 2 名、地域の団体の代表者 8 名、公募委員 2 名の中には、当初水道部の計画に異議を唱える委員はいませんでした。ところが、地域の代表者が変わったことにより、3 回目の委員会から参加した阿山の代表委員北川氏が、ゆめが丘浄水場に一元化していき、既存の水源は廃止していく計画に「自分の地



阿山 榎山水源

域の水源を廃止しないでほしい」と主張し始めたのです。北川氏は、次第に他の地域の代表委員を説得し8名の地域団体代表のうち、6名を味方につけ、既存水源の廃止に反対しました。

私たちも、伊賀市の既存水源が溪流や井戸の水であることから「ダム下流の水はまずくなる。おいしい水を守ろう」と阿山の北川氏、旧伊賀町の奥澤氏らと水源廃止反対を前面に出す活動に転換しました。2016年7月再び嶋津氏に講演を依頼し、講演会案内のチラシに当会の主張を入れ、それを伊賀市内に全戸配布しました。これを可能にしてくれたのは、パタゴニア日本支社の支援でした。



旧伊賀町朝来川水源を視察する嶋津氏

9月、策定委員6名の抗議を無視して水道ビジョン中間案が確定、旧6市町村で説明会が開催されることになりました。どの地域でも水道ビジョン中間案に反対する意見が大勢を占めました。水道部は「地域住民ではない、プロ(?)の住民運動家が意見を主導した」と多くの発言を無視しました。同様に、100通以上のパブリックコメントも取り入れませんでした。

11月、ダム推進を主導する国会議員は、推進派を代表する若手市議を市長候補に推し、ダム推進に屈したとは言え、公約ではダムに反対した現職を追い落とそうとしました。しかし、現市長がかろうじて勝利しました。一気に川上ダム推進を期待していた水道部は、次に北川氏ら、水道ビジョンの審議に納得しない委員の切り崩しにかかり、2017年1月、諮問委員会としては異例の多数決により、強引に水道ビジョンを確定し、3月議会に送りました。

しかし策定委員の活躍により、透明性の高い委員会審議が実現し、マスコミの注目も集まり、伊賀市の水道事業の問題点が市民の知るところとなりました。旧伊賀町と阿山の自治会を中心に、水源廃止反対の署名運動を展開し、私たちも全戸配布チラシと並行して、署名集めに奔走しました。保守王国で人口わずか9万人程度の伊賀市で超短期間に6000筆以上の署名が集まりましたが、水源保存の請願は、議会の賛成多数で否決され、水道ビジョンも議会の承認で策定されました。

9. 明らかになった川上ダム撤退を不可能にした理由

2016年12月の議会で、唯一のダム反対派である百上議員の質問を受け、翌1月の策定委員会で、水道部は、ダムを撤退した場合いくらの水が足りなくなるのか、足りなくなる地域がどこかを示す資料を提出しました。しかし、多数決のドサクサで、内容の説明をしませんでした。

その資料によると「川上ダムから撤退した場合、ゆめが丘浄水場の暫定豊水水利権を失い、15408 m³/日が足りなくなる。一部水源を復活しても11935 m³/日、水道水を供給できない地域があるため撤退できない」と主張していました。水源を完全に失う地域は、もとは「守田水源」から供給していた地域だとわかりました。三重県の水道施設の譲渡を受け「守田水源」と「ゆめが丘水源」交換しなければ、撤退は可能だったのです。水道部や議会事務局から開示資料を入手し、ようやく国と三重県が仕組みで、伊賀市に川上ダム利水を押し付け、ダム利水からの撤退をできなくしたことが明らかになりました。

今、全国で、ダムの水利権を維持させるために、地下水などの貴重な水源の廃止を強制する、水道事業の広域化が進んでいます。伊賀市は、まだできていないダムに水源を次々に奪われています。

3月の市議会議員選挙では、古株議員が多く落選し、ダムに反対する市議が1名から3名に増えました。衆議院議員選挙では、ダム推進を主導してきた古株議員が落選しました。川上ダムはできてしまうかもしれないけれど、伊賀市はダム反対の運動によって、空気が変わろうとしています。当会は、畑中氏の遺志を受け継ぎ、川上ダム反対を続け、伊賀市を変えたいと考えています。

活動報告

団体名	天ヶ瀬ダム再開発事業公金差止住民訴訟弁護団		
対象事業名	天ヶ瀬ダム再開発		
事業地名	京都府	事業者	国土交通省

天ヶ瀬ダム再開発事業公金差止住民訴訟

2015年1月に京都府民が京都府を被告として、天ヶ瀬ダム再開発事業への公金支出の差止めを求めて京都地方裁判所に提訴しました。

現在、京都地裁で係争中です。

天ヶ瀬ダム再開発とは

1964年に淀川支流の宇治川に建設された天ヶ瀬ダム（総貯水容量 2,628 万 m^3 ）にトンネル式放流設備を新設して、放流能力を増強する事業

○ 目的

- ① 治水：天ヶ瀬ダムを効率的に運用して、宇治川および淀川において洪水を安全に流下させ、琵琶湖に貯留された洪水の速やかな放流（琵琶湖の後期放流）を実現する。
- ② 水道：京都府水道の水利権を 0.3 m^3 /秒から 0.9 m^3 /秒に増強する。
- ③ 発電：関西電力(株)の喜撰発電所の発電能力を 110,000 kW 増強する。

○ 事業費と工期

事業費を増額し、工期を延長する基本計画の変更が繰り返されてきており、2017年4月の基本計画変更で、完成予定の工期が2021年度末に延長され、総事業費が約590億円に増額された。

計画変更の主な理由は想定外の地質（破砕帯が広く出現）に遭遇したことであった。

（1994年の基本計画では工期は2001年度、総事業費は330億円であった。）

○ 京都府の負担金

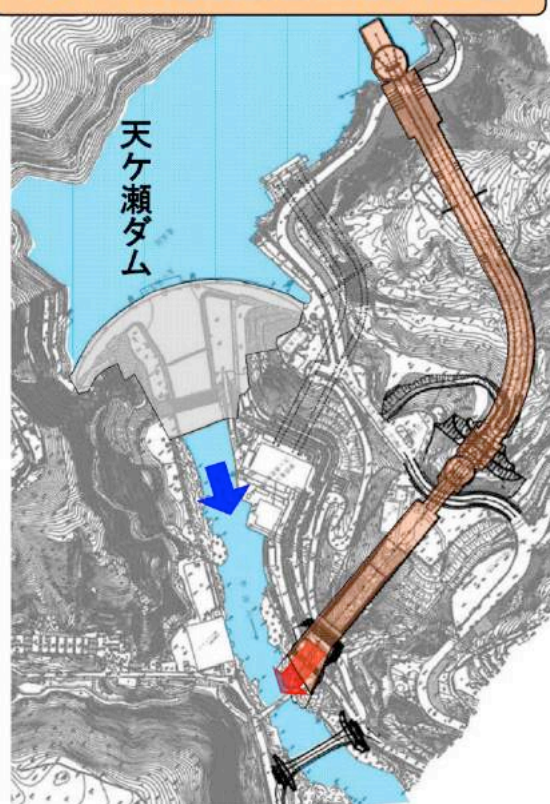
利水分 約51.9億円（厚労省の補助金を含む）、
治水分 約63.5億円、合計115.4億円

天ヶ瀬ダム再開発の問題点

京都府水道が天ヶ瀬ダム再開発事業に参画して 0.6 m^3 /秒の新規水利権を得る必要性はなく、現状のままで今後とも必要な給水を充たすことが十分に可能です。

また、トンネル放流設備を新設して、放流能力を増強する天ヶ瀬ダム再開発の治水目的は机上の話に過ぎず、琵琶湖の後期放流 1,500 m^3 /秒は実現性もなければ、必要性も疑わしいものです。

トンネル式放流設備(新設)平面図



問い合わせ先：

氏名	弁護士 浅井 亮	電話		メールアドレス	
----	----------	----	--	---------	--

天ヶ瀬ダム再開発事業（天再事業：京都府宇治川）に対する京都府の公金支出差止等を請求している住民訴訟で、15年1月提訴後15回の弁論・弁論準備手続を経てきています。

ダムサイトがあり、再開事業施設である放水路が設置される宇治川は、淀川水系に属し、上流の琵琶湖、瀬田川、鹿跳溪谷をへて宇治川となり、ダム直下の宇治・塔の島（平等院等がある歴史的景観地域）地区に流れ出て、さらに木津川・桂川と合流して淀川本流となり大阪湾に流入します。

1 天再事業は、宇治川・天ヶ瀬ダム(1964年完成)の治水効果向上のためにダム左岸に全長617mの「放水路」(600 m³/秒を放流)を設置し、全体として1,500³/秒の放水量を確保し、併せて琵琶湖岸の洪水被害防止、京都府営水道の供給量の増加、発電揚水の安定確保を目的としています（総事業費は、数次の計画変更により、現在は約590億円、2021年度完成予定）。

2 争点である天再事業の違法性事由は以下のとおりです。

①想定されている治水効果は、現存する河川施設の効率的な操作、運用により実現可能で事業の必要性がないこと。②ダム上流部の琵琶湖・瀬田川からの1,500 m³/秒という流量を前提としているが、ダム上流部に位置する鹿跳溪谷の谷幅狭小等のために計画流量が確保できず、事業の有効性が認められないこと。③ダム付近は複数の活断層に接近しており、ダム岩盤は良好ではないこと、④放流路工事中に予測しなかった脆弱層が確認されたこと、⑤ダムの安全管理のための計測装置が不備であること、⑥この③～⑤ゆえにダムの供用には重大な瑕疵があること。⑦事業の利水計画は、京都府下の水需要を過大視しており、利水としても必要性がないこと。⑧事業は、琵琶湖から淀川河口に及ぶ自然環境・景観等の破壊をもたらすこと等です。

3 上記のとおり、訴訟では、治水・利水の必要性の有無、事業効果の有無、ダム等の耐震性の確認、河川施設の安全性確保、淀川水系の自然景観、環境の保全いかなが論点となっています。このため、訴訟では、河川工学、防災工学等に関する科学的分析・検討が欠かせません。これまで、原告らは「国土問題研究会」参加の学者・研究者との学習会を重ねながら立証準備をしてきており、さらには嶋津暉之氏の意見書提出を得て、事業の利水計画の違法性を主張・立証してきています。

4 天ヶ瀬ダムは、1954年に建設され供用されてからすでに53年を経過しています。このダムについては、建設当時からダム地盤の脆弱性等について疑問が提起されてきており、ダム経年変化、耐用年数、下流の堤防破堤等の危険性とも絡んで、上記のような巨額の事業資金を投入することについては、その費用対効果の観点から見直しされるべきです。

戦後に建設されたダムの多くは、これから次々と耐用年数を越えていくことになります。このため、全国各地で「ダム撤去」に関わる課題が、河川流域住民の生命・財産の保護、河川及び周辺自然環境の保全の必要性から大きな社会問題として提起されてくるのが確実です。この訴訟は、この様な観点からさらに主張・立証を積み重ねて行くことになります。引き続き、みなさまからの情報提供とともにご支援をお願いいたします。

（弁護士 藤原猛爾）

活動報告用紙

団体名	安威川ダム反対市民の会		
対象事業名	大阪府営安威川ダム建設事業		
事業地名	大阪府茨木市生保地先	事業者	大阪府

この一年の情勢と活動報告

□ダム建設事業

1、ダムサイト地盤の掘削により脆弱破碎帯が出現・・・建設計画と事業費の見直し

※掘削後、第3者を交え岩盤の評価等を実施・・・風化が進んでいる個所を確認

◎総事業費 + 222億円 1314億円 ⇒ 1536億円 17%増

◎ダム堤体の基礎など地質条件に対応するものによる工事費の増額 + 98億円

※工事費 659億円⇒863億円 30%増

◎自然環境保全対策の具体的な手法確定のための調査費等 + 45億円

※93億円 ⇒ 111億円 20%増

◎機能保障の具体的な手法確定によるもの（農業用水取水施設）による増額 + 14億円

◎社会情勢の変化によるもの（消費税、物価上昇等）による増額 + 65億円

◎事業の投資効果（B/C）について 5.61 ⇒ 4.43

2、止水性向上のための対策

◎地山掘削に伴い上載加重が大幅に減少し、岩盤の中に新たな隙間（水みち）が顕出

◎現地岩盤で試験を実施・・・止水のためのグラウチング数量が増となる

※グラウチング孔数 当初計画の4倍

3、計画見直しによる事業期間の延伸

◎掘削、盛立て、残土処分数量の増及びグラウチング数量増により施行期間を要するため

※ダム本体完成予定年度 平成29年度⇒32年度⇒33年度

※事業全体の完成予定年度 平成30年度⇒33年度⇒35年度

4、事業の進捗状況（平成28年度末）

◎用地 100%（142ha） ※用地の強制収容 ※買収手続き疑惑で係争中

◎ダム本体工事 26%（付替道路100、左岸道路71）

◆大阪府河川整備審議会

1、安威川ダム建設事業の再々評価

※平成29年7月10日 諮問 ⇒ 8月23日 答申

2、安威川ダム建設事業の事業評価に対する府民意見の募集 7月11日～8月9日

※パブリック実施要綱に定められた正規のパブリックコメントではない（広報公聴課）

3、答申内容

安威川ダム建設事業について、府の対応方針（事業継続）は適切であると判断した。

◆大阪府議会

平成29年度9月定例議会 補正予算 50億円の債務負担を承認

□安威川ダム反対市民の会の取組み

◆ダム建設費支出差止訴訟 弁護団会議11回（第69～79回） 公判（弁論）4回

学習会3回 ※嶋津さん、田結庄さん、今現地見学会

◆各種資料及び情報の収集

◆用地買収に伴う損害賠償請求訴訟（住民訴訟） ※江菅が原告として参加

◆河川整備審議会の傍聴と意見表明（発言） ※審議会終了前に、傍聴者からの発言を許可

問い合わせ先：

氏名	江菅	電話		メールアドレス	
----	----	----	--	---------	--

活動報告用紙

団体名	大阪安威川(あいがわ)の治水を考える流域連絡会		
対象事業名	大阪府営安威川ダム		
事業地名	大阪府茨木市生保(しょうぼ)	事業者	大阪府

この一年の活動報告

事業の問題点と論点を整理し、府民に広く知らせるとともに事業者に意見書を提出するための取り組みを行いました。また「安威川ダム反対市民の会」の裁判闘争を支援するとともに共同して実行委員会を立ち上げ、全国水源連とともに全国集会開催の準備を進めています。

意見書の内容と大阪府の回答

大阪府の回答は事実解明にほど遠いものです。1. 治水対策の選択については、大阪府の結論は「ダムありき」です。宮本意見書の検討はしたと云うことですが正式に行った気配も見られません。

2. 地質の問題では馬場断層を活断層と認めず、依然「第四紀断層」という表現で逃げています。

3. 過去の洪水被害の実態も、「被害の概要を述べたもの」としか答えられません。4. 計画対象降雨波形の選定も「その時点の最新の知見で算定しているため変更になったもの」と答えるだけで根拠は示しません。

意見書 1. 治水対策の転換について

安威川流域の洪水被害は過去の実情から見て支川と下流の内水区域がほとんどです。したがって本川上流のダム建設では流域全体の治水効果は期待できません。よって全国の実例を参考にして、耐越水堤防の建設や貯留施設の整備など総合治水による対策に転換すべきです。

2010年8月4日の大阪府河川整備委員会で委員の宮本博司氏は「安威川治水手法についての意見」として、「様々な規模の洪水時にどのような危険性があるのかをきっちりと示したうえで、住民の命を守ることを最優先に、従来のダムで貯め、残りの洪水を川に押し込めるという治水手法から、土地利用や家屋の建て方まで含め流域全体で洪水を凌ぐという新たな治水方策への転換を図る」という基本的考え方で新たな河川整備計画を策定しようとしてきたにも関わらず、「全川にわたって氾濫が生じるため困難」、「現時点では困難」「手法が確立されていない」等の表現で、新たな対策手法を門前払いし、あるいは「今後検討をすすめる」として実質的に今回の整備計画に位置付けようとししないのでは、まったく従来の「ダムで貯め、川に押し込めるという治水手法を踏襲するしかありえない。結果的に安威川ダムを計画に位置づけるか否かとは別に、住民の命を守るために、新たな方策も含めて、何ができるのかということを実地の状況を確認しながらきめ細かに検討するべきである。このような観点から提示された手法について以下、意見を述べる」として、「耐越水堤防」「決壊しづらい堤防」「排水機場」「遊水機能を有する土地の保全」「部分的に低い堤防の存置」「輪中堤、二線堤」「宅地の嵩上げ等」「土地利用規制」等総合的な治水対策を提案されたところである。再度、これらの提案を検討し、治水対策の転換を図るべきである。

(大阪府の見解と回答)

今回の再評価において、ダム案と代替案(河道改修案、遊水池+河道改修案、放水路+河道改修案)で比較検討を実施し、ダム案が最も経済的であることを確認しております。また前回再評価時(ダム検証時)※において、安威川の氾濫特性、周辺の土地利用状況を踏まえて、各治水対策案(耐越水堤防や排水機場など27案)について、さまざま評価軸による評価等を行い最も効果的、効率的な手法としてダム建設を選択しております。またダムにより安威川本川の洪水時の水位が低下することで、支川の水位低下や内水の排水にも寄与します。あわせて、土砂災害、支川や内水氾濫の対策についても、取り組んでいます。大阪府域においても、「短時間豪雨」による内水浸水被害が生じていることから、その対策について市とも連携し取り組んでいます。

意見書 2. 事業費の大幅増額とダム堤体基礎地盤の問題点について

今回の工事費等 222 億円という多額の増額理由の一つに大阪府は「ダム堤体の基礎など地質条件に対応するため」としていますが、安威川ダム堤体の基礎地盤の問題点についてはかねてより専門家が「ダム堤体地の断層の分布や強風化花崗岩の存在など堤体基礎地盤に不向き。ダムの左岸は丹波帯の中・古生層で、メランジュからなる亀裂の多い地層であること、花崗岩は花崗閃緑岩～石英閃緑岩からなり斜長石の Ca が多く、風化しやすく、断層も馬場断層の副断層が走り、しかも 2 方向の共役の関係にあり、大阪層群を切り、表層土にも変位を与えており、活断層ですが、報告書では、ER 年代をだし、活断層を否定していますが。この年代測定は誤差が大きく、不確かで炭素同位体年代を用いるのが常道です」と指摘してきた内容の正しさを証明するもので、具体的には「堤体地盤は小断層や割れ目が多く地下水位が高すぎると削って重さがなくなると当然浮き上がり割れ目が広がる」とこととなります。したがって増額の理由と内容及び現況について根本的な究明が必要で、工事は一旦凍結すべきです。

（大阪府の見解と回答）

ダム周辺の地質やダム本体の安全性・機能面等についてはこれまでダム専門家の指導のもと国の設計基準に基づき十分な調査・検討を行うことにより安全性等を確認しております。また安威川ダムの施工にあたっては重要構造物であることから第三者の専門家（地質や施工等）に岩盤評価等の意見を伺いながら慎重に工事を進める体制を構築しており、専門家からも現地踏査のうえ意見を聞きロックフィルダムの建設に必要な岩盤強度確保のための掘削線の変更や止水性確保のためのグラウチング量の増加を決定したものです。安威川ダムは、国の設計基準等に基づき、地震時にも必要な安全性が確保されるよう設計を行っています。さらに安威川ダムでは、耐震性能について、L2 相当程度の地震動（最大加速度、海溝型：170gal、内陸直下型：847gal）やそれを上回る超巨大地震動（最大加速度、海溝型：1,000gal、内陸直下型：3,000gal）での動的解析を行い、ダムの堤体崩壊につながるような大きな堤体損傷は発生しないことを確認しています※。ダム湖周辺の斜面については、「貯水池周辺の地すべり調査と対策」の指針に基づき、H27 に航空測量を行い、地形判読を行った結果、貯水池斜面で湛水の影響を受ける地すべり地形は認められませんでした。また、崖錐斜面が 12 か所抽出されたので、これらを対象に現地調査を行い、指針に基づき精査の必要がないケースとして確認しています。

意見書 3. 「主な過去の洪水被害」の実態について

事業の必要性に関する視点の「主な洪水被害」の記述はこれらの被害がダム事業の実施で解消するかのような印象を与える意図的・作為的な「印象操作」即ち情報操作は中止するべきです。

例えば S42. 7. 9 死傷者 61 名。行政区別内訳は茨木市は死者 1 名、重傷者 1 名、軽傷者 8 名。吹田市は死者 1 名、重傷者 1 名、軽傷者 49 名です。茨木市の詳細は死者 1 名は国道 171 号線中河原橋付近での側溝工事中の工事関係者の事故です。重傷者 1 名は北春日丘四丁目斜面崩壊によるもの。軽傷者 8 名の内訳は同じく北春日丘四丁目 4 名、阪急東舟木町帰宅中 1 名、道祖本屋外作業中 1 名、泉原と上福井で水防活動中の消防団員 2 名で安威川本川破堤と全く関係のない事故であることが明白です（茨木市大阪府民生部消防救助課への報告）。吹田市の死傷者も同様です。

茨木市他浸水家屋 25000 戸も斜面崩壊、支川の氾濫、内水被害がすべてで、本川堤防決壊による浸水家屋は 1 戸もありません（茨木市災害対策本部報告）。河川堤防決壊も支川が 11 か所、本川宮島橋付近堤防決壊も流木によるものです。橋梁被害木橋 13 橋も流木によるものです（淀川右岸水防事務組合報告）。その後の摂津市他の浸水家屋も内水によるものです。大阪府はこうした事実を十分承知しながら情報操作を長年続けてきました。強い反省を求めます。

問い合わせ先：

氏名	畑中	電話		メールアドレス	

（大阪府の見解と回答）

第1回の審議会の資料における「2. 事業の必要性等に関する視点」の「主な洪水被害」は、昭和42年7月の北摂豪雨の概要を示したものです。これを契機として安威川ダムを計画しました。安威川本川の洪水時の水位が低下することで、支川の水位低下や内水の排水にも寄与するものです。

意見書4. 計画対象降雨波形の選定と被害額の算定について

大阪府は安威川ダム事業の投資効果費用分析（B/C）について、2012年は5.61、2017年は4.43としています。99年では問題の100年確率降雨（28年9月型）氾濫解析では、氾濫面積は3515ヘクタール、年平均被害額は約89億円としていました。ところが2007年神崎川ブロック河川整備計画変更及び安威川ダム全体計画変更では計算流量と計画降雨波形棄却基準の変更により基本高水流量の増量が行われ、安威川相川基準点の基本高水流量は1750立方メートル／秒から1850立方メートル／毎秒に変更されました。即ちこれまで昭和47年9月16日型降雨は棄却していたが採用することとなったためです。この変更により氾濫解析図も一変しました。2011年3月大阪府作成の安威川ダム計画修正検討業務委託報告書による氾濫解析では（破堤予測箇所28箇所）現況河道では、昭和47年9月16日型100年確率降雨（時間雨量80ミリ）が降って破堤予測箇所破堤した場合（内水を含まず）の浸水予想区域図では、氾濫総面積約20500ヘクタール。床下浸水（約10000ヘクタール）、床上浸水（約10000ヘクタール）、一階部分浸水（約500ヘクタール）です。1999年（氾濫総面積3,515ヘクタール）の氾濫解析図と比較すると面積で5.8倍になっています。年平均被害額は148億円。因みに99年調査では年平均被害額は約89億円、04年では約92億円、08年では約96億円でした。たしかに「今後の治水のあり方—中間とりまとめ」では「コストと事業効果を重視」するとしています。しかしそうであればそうであるほど、洪水調節便益の基本となる氾濫解析変更の過程をすべて明らかにすべきです。大阪府の安威川に係わる氾濫解析は実施の度毎にふくれあがり、この間を見ても1.7倍になっています。このような被害を作為的に水増しする理由と過程について詳細に説明すべきです。

（大阪府の見解と回答）

2007年神崎川ブロック河川整備計画変更及び安威川ダム全体計画変更において、計画対象降雨波形の選定については、河川砂防技術基準に基づき変更前と同様の選定の考え方としておりますが基本高水流量の算定※についてはその時点の最新の知見で算定しているため変更になったものです。

また被害額の算定については、「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づき適切に算定しております。現行の河川整備計画の策定にあたり河川整備委員会で慎重にご審議をいただいております。

意見書5. 今回の府民意見公募について

1. 周知徹底について

府民情報室からパブコメの公示がなされていないのは奇異であると意見具申したところ、河川室の言い分は、今回の意見公募は審議会に対するパブコメです。

府民情報室の見解は、パブコメは府の施策決定に関する知事からの提案に対するものであり、今回の件は、府の規定するパブコメには該当しないので、広報していない。

河川室が自己判断で実施しているもので、府は関知しないというものです。今回の府民意見公募は重要な案件にもかかわらず、府民には周知されていません。

3. 事業費の変更内容について

事業評価について28ページ記述について、意見を述べるにはより詳細な資料が必要として、大阪府に「安威川ダム建設事業の堤体止水性向上のための調査検討報告書」の文書開示請求を行いました。しかし「意思形成過程」を理由に非公開となりました。因みに大阪府情報公開条例解釈運用基準では「府等における意思形成過程は、できる限り公開し、そこに府民の意見を反映するように配慮すべきである。また、府等における意思決定は、情報の収集、調査、企画、調整、内部的な打ち合わせ、関係機関との研究、検討、協議等を繰り返しながら段階的に形成されていくものであるから、府政への府民参加の推進という観点からは、意思形成の段階ごとに公開していくことが望ましい」としています。

本来２２２億円という多額の増額と理由が地質というからには、仮に意思形成過程の文書であっても、積極的に公開して府民の意見を求めるべきです。

（大阪府の見解と回答）

今回の府民意見募集につきましては、「大阪府パブリックコメント手続き実施要綱」※に準じ、大阪府や茨木市等のＨＰへの掲載及び大阪府府政情報センター、安威川の流域の市役所などでの縦覧を実施するとともに報道提供による周知を実施致しました。また、さらに多くの意見をいただけるよう募集期間を一週間延期しました。なお今回の府民意見募集については、大阪府が諮問を行った附属機関が答申を出すための過程で実施している府民意見募集です。「大阪府パブリックコメント手続き実施要綱」※に基いて実施機関である大阪府が行うパブリックコメントではありません。今後とも要綱に基づくパブリックコメント以外の案件につきましても、多くの府民からご意見をいただくという目的は同じであることから、効果的な広報となるよう努めてまいります。H29 年度第 1 回河川整備審議会資料 2-2※の 28 ページにある第三者の専門家とともに評価した結果については、現在グラウチングの試験施工を実施しており、今後の見通しを立てるにあたって第三者の意見を聞き、予定数量等を算出しています。「第三者の専門家とともに評価した結果」を含む検討資料は、現時点では意思形成過程のものであるため、非公開としています。今後データ等を取りまとめた段階で公表してく予定としています。

城原川だより 67号 城原川を考える会

【ダムに拠らない治水をめざすには】

2017 10.20(金)

次回発行予定 2017 11月 16日(木)



城原川だよりはまる2年休刊していました。その2年の間に城原川をとりまく事情は大きく変わりました。
ここで一度まとめてみたいと思います。

城原川は、古代より人が手を加え続けてきた川です。この川の東側には吉野ヶ里遺跡が広がっています。城原川の兩岸一帯には、古代から中世にいたる人々の営みが、その地中に折り重なるように刻まれています。

城原川は古代の人々にもそうであったように、今日に至るまで稲作を支えてきた川です。中下流域のそこそこに見られる草堰は、弥生の人々が利用し今も現役で灌漑用水を供給し続けています。

干満差が6mもある有明海に注ぐこの川は、他の佐賀平野の川と同じく、海の干満に大きく影響されます。その為、洪水時に速やかな排水は難しくなることもままあります。しかし、人々はそういう地域の特性をうまく利活用し、歴史を紡いできました。

たとえば霞堤です。勾配のある部分に4カ所もうけてあります。これにより、ある一定の水位になるとその水は川から溢れ、受け堤に導かれ上流に向かって広がっていき、水位が下がるとまた川に吸収されていきます。それだけではなく、本川の堤防は川の水と、受け堤との間の水に挟まれ水圧の均衡をもって破堤を免れるようにしてあります。「水で水を制す」という考えの元に工夫を凝らしてあることがわかります。

勾配が緩くなったところには野越が5カ所あります。ここも霞堤と同じく水位が上がるとこの場所から川水がこぼれ出します。霞堤と違うところは、水位が下がっても水が川に戻ることは無いということです。平野にこぼれ出た水は、水自身が流れ下りたいところを選んで平野をながれくぐります。先人はそこを見つけて排水河川とし、その水は広大な平野のかんがい用水として利用され、下流域に網の目のように張り巡らされた堀割に貯められました。

遊水地もユニークです。川のそばにある直接的な遊水地は言うに及びませんが、野を下る「流れ遊水地」や、有明海の満潮時に排水されないことで起こる「離れ遊水地」などその機能はさまざまです。

つまり、ここではそれぞれの地域で受け持つ水がきっちりと分けられているのです。山に降った降水を受け持つ地域、川の状況を受け止める地域、有明海の影響を受ける地域。それぞれでリスクを分散し、平野全体の危機を軽減し、洪水との共存を図ってきました。

1952年ごろ、この川にダム計画が持ち上がりました。紆余曲折を経て1971年、国は予備調査に着手しました。が、1997年国は当面計画を進めない「足踏みダム」と位置づけました。当初ダムの目的は利水でした。しかし2001年東部水道事業団が城原川の利水不要の決議をして事業から撤退すると、当時の井本知事は不特定用水という考えでダム推進を表明しました。

2003年古川知事が就任し、ダムの是非を問うということで城原川流域委員会を設置しました。13回の審議を経ましたが、一年という枠を設定され、審議不十分なまま終了し、ダムは有効とおもわれるが、まだ様々な点で審議不十分との結論で終了しました。2004年のことです。その年すぐに流域自治体の首長会議が開催されました。ここでも意見の一致は見られず終了、その後すぐに古川知事は突然「流水型ダム」案を国に提示し、数カ月後、国も技術的には可能という返事をしました。13回もおこなわれた流域委員会で流水型ダムの審議はしていなかっただけに驚きでした。

このような状況の下、私たちは2004年12月、城原川を考える会の準備会をもち現在に至

っています。

佐賀県知事も古川知事から山口知事へとかわり、2015年5月、第1回の検討の場が開かれ、2016年5月、4回の検討の場のなかで県も流域自治体も事業継続を了承、7月に国は流水型ダムとして事業継続を決定しました。ダム建設は国が敷いたルールの上を確実に進んでいるというのが実感でした。

検討の場で私たちはパブリックコメントをだしました。この地域が育んできた「流域治水」を発展的に活用し、ダムに拠らない治水をするという提案でしたが、ダム案以外の代替案のなかで選べるものは国が造った案の中のものだけでした。しかたなく画一的な遊水地案をえらびましたが、検討の場での判断基準は経済性ということでした。その基準ではダム案が格安でした。それでダムが妥当ということになりましたが、その計算の根拠は理解できませんでした。

もともと国が示している遊水地と私たちがえがいている遊水地は異質のものでした。国の描く遊水地は平地ダムのように閉鎖された巨大な建造物です。私たちが考える遊水地は今の景観を何も壊すことなく、豊かな田園を流れ下る水を受け流す大地と川と、受け止める掘割と海です。そこには国が試算したダム建設をうわまわるような建設費はかかりません。

現在私たちは週一回の勉強会をもち、月一回の定例会をひらいています。定例会には、流域のことをもっと知ることが必要との山口知事の考えから、県の関係者も数名参加されます。県の担当者はダムで想定内の治水を行い、私たちが提唱する「流域治水」は、想定外の洪水と折り合いをつけるなど、様々に活用できるのではないかと模索しているようです。

私たちは溢れさせる治水を提言していますが、その溢れた水がどこに流れ、どう排水されるのか、どう利水として使われるのか、など現場を歩きながら実態調査もしています。

ダム建設事業は継続になりました。私たちも「流域治水」の実現にむけて今まで通りの活動を今後も続けていきます。

月曜勉強会へのお誘い

毎週月曜日には千代田町の福祉センターで10:00～12:00まで勉強会を開いています。参加者は7～8名です。皆さんも気軽にのぞいてみてください。特に女性の方大歓迎です。

第106回定例会 11月 日16日(木) 14:00～16:00 神埼中央公民館

代表 佐藤

副代表 平田

ブログ ふるさとの川城原川 livedoor.jp/jyubarugawa

メールまたは、上記各連絡先へ、ご意見、疑問、質問、反論、どしどしおよせください。
文責 佐藤

付：水源連の皆様へ

県はダムを造ることで想定内の治水はできる、と考えています。責任は果たせると。

でも、想定外の超過洪水にたいしては何の術もない。

その為に流域治水に注目している、ということだろうと思います。

私たちはこの地域の治水の最良な選択は何かということを調べ提言していき続けますが、国が敷いたルールは簡単にははずれないのも事実です。が、建設までにはまだまだ時間がかかります。やれることはやろう、という気持ちです。

佐藤

活動報告用紙

団体名	石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会		
対象事業名	石木ダム		
事業地名	長崎県川棚町	事業者	長崎県と佐世保市

石木ダム事業、2016年11月13日 第23回総会以降の経過

こうばる現地での工事阻止闘争（工事中止要請行動）と裁判闘争の一年でした。多くの支援活動も進みました。工事阻止闘争（工事中止要請行動）に対して長崎県は妨害禁止仮処分申請で対応しています。債務者（被告）とされた19名のうち10名に「妨害禁止処分」が下されましたが、闘い続けています。

1：現地の状況

2016年12月22日、石木ダム事業認定取消訴訟を審理している長崎裁判所、現地視察（現地進行協議）

福岡高等裁判所に工事差止仮処分申立却下への即時抗告を提出。

12月28日、第2次「通行妨害禁止仮処分申立」審尋

2017年1月9日、ストーンスプ、佐世保市内で「ふるさと共創シンポジウム」 田原総一郎さんの司会で、4人のスペシャルなパネリストが佐世保について語り合いました。

1月16日、石木ダム事業認定取消訴訟第4回口頭弁論 被告側が第3（利水）、第4（治水）準備書面提出

1月21日、川棚町民有志が「石木ダム建設に反対する川棚町民の会」を結成 反対地権者や支援者らが説明者になり、ダム事業の概要や問題点、佐世保市の水事情などについて情報交換と意見交換を、町内で月に一回行っています。

3月6日、事業認定取消訴訟の第5回口頭弁論、妨害禁止仮処分申立の第3回審尋、工事差止訴訟提訴（原告、長崎県内外608名）

3月30日、長崎地裁、石木ダム事業認定執行停止申立、却下

4月11日、石木ダム反対5団体と弁護団、執行停止却下決定に対する声明を発表

5月22日、第六回事業認定取消訴訟弁論 裁判長が人事異動で替わったので、原告側はこの訴訟で求めている判決とこれまでの経過を陳述しました。

6月22日 パタゴニア日本支社、長崎県民アンケート結果発表 ダムの建設に「賛成」が21・9%、「反対」が27・5%、「どちらでもない、分からない」が50・6%となり、「県が石木ダムの必要性などを十分に説明したか」については、およそ8割の人が「説明が不十分」と答えました。

7月10日 石木ダム工事差止訴訟 第1回口頭弁論 こうばる地権者と佐世保市在住の共有地権者が①石木ダムは不要であること、②不要な石木ダム事業によって侵害される諸権利について陳述しました。

7月28日未明、長崎県がまたもや予告なしに重機車両を工事現場に搬入 長崎県がまたもや予告なしに重機車両を工事現場に搬入。住民側は徹底的に抗議して重機車両を搬出を求めましたが、長崎県は拒否しました。長時間にわたる交渉の結果、石木ダム工事事務所所長との間で下記約束を取り交わしました。

- お盆過ぎまで（8月17日）工事を中断する
- 知事と話し合いの場を持つ
- 話し合いの日程調整の為、8月1日ダム事務所で話し合いを行う。

（8月1日の話し合いでは、「知事との話し合いが終了するまで工事中止」を要請しましたが「今すぐには回答できない。8月7日に回答する」ということになっています。8月18日に続く）

7月31日、石木ダム事業認定取消し訴訟第7回口頭弁論 弁護団が証人申請の必要性を口頭

陳述

8月18日、石木ダム付け替え道路工事の再開を地権者が食い止める。8月7日の話し合いは台風のため17日に順延。17日の話し合いでは、地権者は工事を中止して知事との話し合いを求めましたが、県は18日から工事に入ると固執して決裂。県は18日、工事再開を試みましたが、「知事との話し合いが先！」との声にこの日の工事を取りやめました。
これ以降は連日、工事中止を求める行動が続いています。

9月4日、事業認定取消訴訟第8回口頭弁論 長崎地裁が証人尋問を決定

9月19日、工事差止訴訟第2回口頭弁論 石木ダムは必要ない！きめ細かな書面提出と、担当弁護士二人がそれぞれの骨子を陳述しました。

10月6日、石木ダム共有地権者、収用委員会には採決申請却下を、起業者には取下げを要請

「石木ダム事業は生活の場や地域社会を破壊する人格権侵害を引き起すのは必至であり、補償金によって解決できる問題ではない」として、石木ダム共有地権者有志が起業者である長崎県と佐世保市には申請の取下げを、長崎県収用委員会には申請の却下を求めました。
前日の午後と当日の朝は、こうばる現地の付替道路工事中止要請行動を支援しました。

2：これらのほかの独自活動

- ✧ 石木ダム建設絶対反対同盟として、田圃オーナーを募集した田植え・稲刈り・精米・発送、団結祭り、ほたる祭りを行いました。
- ✧ 佐世保市民の皆さんは、水問題の市内勉強会を持っています。
- ✧ 長崎市内の皆さんは、石木ダム中止を要請する署名活動を実施しています。
- ✧ パタゴニア日本支社を中心とした皆さんは、石木ダム問題を広く知らせることを目的とした諸活動を起こしています。

➤特に、「**プロテクターズ・オブ・ファイアフライ・リバー（ほたるの川のまもりびと）**」を**観て、署名を！**を展開し、ダム推進派と反対派とが公開で意見交換できる場を求める署名を集めています。

➤エフエム長崎の毎週金曜日 20：00 から 20：55 の枠で、Patagonia presents NATURE & FUTURE【Patagonia】の提供を10月から開始しました。エフエム長崎の番組表から引用します。

「皆さんが自然を感じる瞬間はどんなときですか？その自然をずっと感じ続けることができる未来であってほしい、そう思うことって、ないですか？ほしい未来を描き、種をまき、動き出している人たちがいます。この番組では、自然を大切に、これからの長崎の未来のために、歩みつづけている人にフォーカスしていきます。心も身体もリラックスするナイスなミュージックとともにお届けする55分です。」

3：石木ダム反対運動が提起している問題

長崎県と佐世保市は、事業の必要性を強調しますが、事業地に生活している13世帯60人のことは全く無視しています。「財産権の補償は土地収用法の適用で保障されるから問題ない」とし、そのほかの人格権破壊を認めません。土地収用法が適用されると事業認定が下り、それに抗する法的手段を講じても収用・明渡裁決、収用と自動的に進行しています。関連工事も係争中にも進みます。

- ①事業決定・見直しのシステムの中に、住民の声が反映される仕組みがありません。
- ②事業認定申請が収用・明け渡しに直結しています。
- ③係争中も事業は進みます。

このような社会システムである限り、13世帯の生活破壊と無駄な投資をやめさせるには実力行使しか即効性のある手立てがありません。辺野古と同じ状態です。

長崎県・佐世保市に決断させない限り、13世帯住居除去の行政代執行を止めることができません。

4：現地が必要としている支援

- ① 付替え道路工事現地での阻止行動（中止要請行動）の支援。
- ② 国、長崎県、佐世保市、川棚町への、人格権を無視して事業を継続していることへの抗議。
- ③ 国、長崎県、佐世保市、川棚町への、石木ダム中止と収用・明渡裁決申請取下げの要請。
- ④ 広い世論の形成

問い合わせ先：

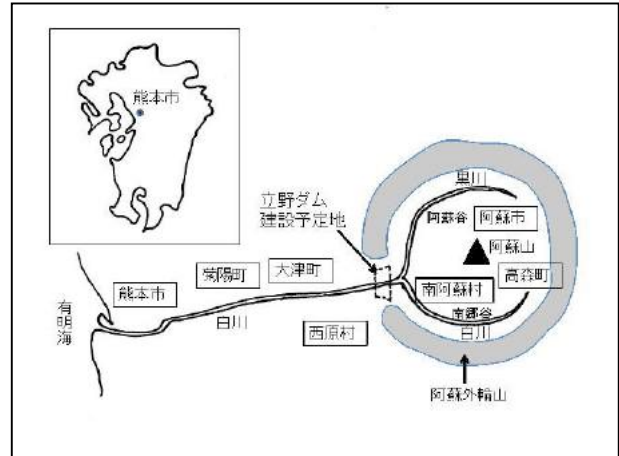
氏名	遠藤	電話	メールアドレス
----	----	----	---------

活動報告用紙

団体名	立野ダムによらない自然と生活を守る会		
対象事業名	(国営)立野ダム		
事業地名	熊本県南阿蘇村・大津町	事業者	国土交通省

立野ダム計画の概要と進捗状況

立野ダムは、阿蘇外輪山の唯一の切れ目である立野峡谷に国土交通省が計画した、高さ 90m の洪水調節専用の「穴あきダム」である。ダム下部に設けられた 3 つの穴（高さ 5 m × 幅 5 m）から通水し、普段は水をためないとされる。1983 年に事業が開始され、これまでに取り付け道路などの工事は進んだが、熊本地震の影響もあり、ダム本体工事には着手されていない。917 億円の総事業費（平成 24 年度現在）も大幅に膨らむことが懸念される。



●熊本地震

昨年の熊本地震により、立野溪谷では阿蘇大橋が崩落し、立野ダム水没予定地の大半が崩れた。重機が下りる道路がつかれないので、ダム水没予定地の崩壊斜面をコンクリートで固める等の土砂崩壊対策工事もできない。ダムの水位が上がれば、周辺の火山性堆積物が崩れ、湛水（たんすい）地すべりが発生するのは明らかである。付近には活断層も走り、ダムを建設するには地盤が悪すぎる。このような場所に巨大なダムをつくれば、次の世代に大きな災害源を残すことになる。

●穴あきダムの穴がふさがる・河川改修で流下能力大幅向上

洪水のときに、幅が 5 m しかない立野ダムの穴は流木等で明らかにふさがる。そうなれば、洪水を下流に流すことができず、ダムは短時間で満水になり、洪水調節できなくなる。他にも、阿蘇くじゅう国立公園の特別保護地区を破壊するなど、多くの問題点も指摘されている。河川改修で白川の流下能力は大幅に向上し、立野ダムを建設する必要はない。

●技術委員会・説明責任を果たさぬ国交省

昨年夏に国土交通省が設置した技術委員会は、わずか 3 回の会合で、同省の「熊本地震後も立野ダム建設は技術的に可能」との見解をそのまま認めた。国交省が選んだ 7 名の委員は、熊本とは縁もゆかりもない方ばかりで、国交省から天下った人もいる。国交省が選んだ委員が、国交省の見解に異議を唱えるわけがない。国交省は、そのような技術委員会の見解を「錦の御旗」に立野ダム建設を推し進め、住民の公開質問状にも答えず、立野ダム説明会さえ開こうとしない。

立野ダム水没予定地にある阿蘇ジオパークの貴重な地質遺産である柱状節理も、住民の知らぬ間に破壊された。（右写真）



問い合わせ先：<http://stopdam.aso3.org/>

氏名	緒方	電話		メールアドレス	
----	----	----	--	---------	--

活動報告用紙

団体名	子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会		
対象事業名	(国営)川辺川ダム (県営)荒瀬ダム (電源開発)瀬戸石ダム		
事業地名	熊本県相良村・八代市・球磨村	事業者	国土交通省・熊本県・電源開発

球磨川水系の川辺川ダム問題・荒瀬ダム撤去・瀬戸石ダム撤去はどうなっているのか

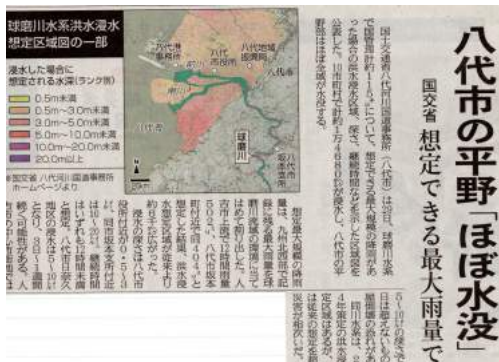
●「ダムによらない治水を検討する場」と「球磨川治水対策協議会」

2008年9月、蒲島知事が川辺川ダム建設反対を表明して以降、国土交通省と熊本県、流域12市町村で、川辺川ダムに代わる治水対策を協議する「ダムによらない治水を検討する場」や「球磨川治水対策協議会」が開催されてきた。そこで国交省は、「人吉は3年に一度は堤防が決壊する」という考えや、人吉が大洪水にあった昭和40年の洪水を持ち出し「本当はもっと大量の洪水が流れ、もっと甚大な被害にあっていたはずだ」という、現実とかけ離れた考えを展開してきた。しかし、人吉では堤防が決壊したことは一度もなく、1982(昭和57)年7月に過去最大の毎秒5400トンの洪水が堤防からあふれずに流れている。

●国交省のパブリックコメント

そして国交省は、人吉で川幅を100m広げる大規模な川の拡幅案などの9つの治水対策案を発表し、今年1月には住民への説明会も開かず住民の意見(パブリックコメント)を募集した。その資料は国交省のホームページで閲覧するしかなく、資料を見ると膨大で分かりにくく、地元住民団体は説明会を開くよう抗議文まで提出したが、結局何の説明もなかった。

●球磨川流域に千年に一度の大洪水が発生？



その後唐突に、国交省は今年3月29日、球磨川水系で想定できる最大規模の降雨(千年に一度)があった場合の「洪水浸水想定区域図」を発表した。八代市の平野部はほぼ全域が水没し、人吉市の中心市街地では5~10mの深さで浸水するという、あり得ない洪水を机上で想定した資料である。

そのような大洪水では、川辺川ダムや国交省が現在進めようとしている治水対策は全く役に立たないことは明らかである。そして、「流域住民が自らの確に避難するしかない」と国交省は言い出した。

「洪水浸水想定区域図」を発表した国交省の意図の1つは、住民や専門家からも「過大である」と指摘されてきたダムや川の拡幅等の国交省の治水対策事業の正当化である。もう1つは、国交省の事業で防げなかった場合の住民の命を守る防災対策は「住民が自己責任でおやりください」ということである。

ところが、住民が2001年の住民討論集会以前から要求してきた、人吉橋左岸下流の改修は全くの未着手である。すぐにでも着手できる改修には全く手をつけず、住民に不安をあおるばかりの国交省である。

●荒瀬ダム撤去と瀬戸石ダム問題

2012年に始まった荒瀬ダムの撤去工事は、ほぼ完了している。ダムの基礎の高さの分、川床が大きく低下し、球磨川の流下能力も大幅に向上した。瀬戸石ダムは2014年に水利権が更新され、撤去には至っていない。次の水利権更新は2034年であり、それまで粘り強い運動を展開する所存である。

問い合わせ先:

氏名	中島	電話		メールアドレス	
----	----	----	--	---------	--

河川法改定 20 周年を迎えて

㊦㊦㊦㊦㊦ 手渡す会がいま一番に言いたいこと ㊦㊦㊦㊦㊦

清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会 黒田

I] 自然のままの美しい川を子孫に手渡す

「自然のままの美しい川を子孫に手渡す」という文言は、川辺川ダム建設反対運動に取り組むに当たり手渡す会の目的に掲げられているものである。これは球磨川・川辺川の流域に住む人々の暮らしの中に川が根付いていた歴史を反映させたものである。

この歴史の重みをよく物語っているが水害体験者の方たちが川を守るためにダム反対運動の先頭に立ったことだ。かつて、手渡す会は水害常襲地帯に暮らす住民の聞き取り調査を行っている。その時、記録した一つを紹介する。Kさんは「水害はほんの一時のもの、豊かな川の自然から受ける恵みは無限だ」と言われた。

この水害体験者の方たちも含め流域住民の多くが川辺川ダム建設に立ち上がった背後には当時の球磨川の姿がある。

II] ダムは百害あって一利なし

多くの人々が口にした言葉が「ダムは百害あって一利なし」であった。それは、戦後直ぐに持ち込まれた球磨川総合開発である。下流域に荒瀬ダム・中流域に瀬戸石ダム・そして上流に市房ダムと幸野ダムであった。この4つのダムはたちまち球磨川をまるごと破壊し、流域に多くの水害常襲地帯をつくりだしたのである。

「ダムは百害あって一利なし」は球磨川に持ち込まれた4つのダムが生み出した言葉である。流域住民の暮らしの中に川が根付いていたから、住民は体験的にダムが川に何をもたらすかを見抜くことができたのだ。

この「ダムは百害あって一利なし」を全く別の角度から証明してくれたものが球磨川に出現した。荒瀬ダムの撤去である。ダムの撤去と共に球磨川が蘇っていく姿を見せつけてくれている。

ところで、川辺川ダム建設反対運動の大きな特徴の一つに取り組んだ課題が利水裁判や収用委員会や住民投票など多岐にわたっていたことであり、それぞれに直接かかわる団体だけでなく、その団体の取り組みを支援する団体も結成されたことだ。この多彩なダム反対の団体を繋げていたのが「ダムは百害あって一利なし」であった。

III] 脱「基本高水治水」を掲げる

流域住民を中心とする幅広い住民運動は、全国どこでも取り組んだことの無い国と対等に議論を交わす住民討論集会を開催させた。それに留まらず、住民討論集会で最も激しく論争が展開された基本高水問題を深めるために住民と国による森林保水力に関する共同検証も実現させた。

住民は否応なしに基本高水問題に首を突っ込むこととなった。住民討論集会では基本高水の数値

を巡る論争でしかなかったが、森林保水力の検証に関わる中で基本高水問題は数値の問題ではなく、基本高水そのものに重大な問題があること、さらに基本高水治水そのものに重大な問題あることに気付かされた。

私たちは、豪雨が降る度に山に出かけ、川に出かけ観察を続けた。そこで見たものは、専門家の方たちが熱心に議論されている浸透能や保水力に関する内容とは大きくかけ離れた現実であった。

紙面の都合で結論だけを述べると、私たちは河川法施行令の第十条が川をまるごと破壊し、豪雨災害を拡大させているという考えに達した。連続堤防の強化がダムを呼びこみ、ダムの再開発が連続堤防をさらに強化させる。ダムと連続堤防は一体化した治水体系をつくり上げていることを知った。鹿児島県を流れる川内川はその典型的な川である、これが脱・基本高水治水の背景となっている。基本高水治水が川をまるごと破壊し、暮らしから川を取り上げてしまったのだ。

Ⅳ] 自然の川を取り戻し、暮らしに川を取り戻す

国と県は 2009 年 1 月から「ダムによらない治水対策」の会議を重ねてきた。長い年月をかけて提示されたものは、越流しなくても堤防は決壊するという矢部川の例を示しながら、人吉市の堤防は 3 年に一度の割合で決壊してもおかしくない状況にあったので治水安全度は 3 分の 1 でしかない危険なところである脅しであった。

この 3 分の 1 の治水安全度を基にして、川も町も破壊してしまう治水対策案も発表した。でも、私たちは「これこそが、ダムによらない治水の考え方の矛盾が露呈した姿である」と認識している。

この治水対策案に対し住民から批判がでると、水防法を持ち出し、人吉上流域は 1000 年に一度の豪雨で護岸は総崩れ、家屋は流され、平地には大氾濫が発生するとした洪水浸水想定区域図なるものを発表し、もはや施設では防げないので、指示に従って自主的に避難せよ！と言い出した。これは、基本高水治水の矛盾が丸裸で表に出てきた姿だ。異常気象ではなく、異常河川行政と名付けるしかない。

手渡す会は、いま、みんなで川に入り、流域を歩き、山林を歩いている。自然の川を取り戻し、暮らしに川を取り戻すための取り組みである。住民が主体的に川と流域の問題をしっかりと把握するためである。

Ⅴ] 河川法はダムを大前提に川を開発する法でしかない

日本には開発する法律はあっても、川を守る法律はない。学校教育はダムを教えても川とはどんな自然であるかを教えることはない。流域の歴史の中にあった川を守る文化は暮らしの中から消え去ろうとしている。

私たち人間も自然の一部として自然の中で生きているという意識をもって、川とはどんな自然なのかを考え、その川を保全する立場で河川法を厳しく捉え直す必要がある。

高橋裕は平成の河川法を画期的な改正と言っているが、私たちは、川を破壊し、流域の地域社会を破壊し続ける最悪の法で呼んでいる。川を保全する立場での河川法批判を展開しよう！川を保全する文化を暮らしの中で育むために。

討議資料の目次

I	ダムをめぐる経過と現状	
1	ダム予算	1
2	ダム事業の動向	1
3	中止ダム	2
4	ダム見直しの経過	3
II	利水問題	
1	1990年代から減り続ける都市用水	10
2	厚生労働省も認識している水道用水の大幅減少	12
3	各都市の水需要架空予測を容認する厚生労働省の矛盾	14
4	水需要の増加がなくても、ダム事業への参画を強制する暫定水利権制度	15
5	「リスク管理型の水の安定供給」というダム推進の新たな理由	16
6	必要性がなかった苦田ダムの水源開発	18
III	治水問題	
1	今年も大水害が発生	20
2	河川行政の誤りが招いた災害	21
3	2015年鬼怒川水害	22
4	国土交通省の動き	23
5	今後進めるべき治水対策の三つの柱	
	(1) 耐越水堤防の普及	26
	(2) 流域治水推進条例	28
	(3) 内水氾濫対策の強化	29
IV	ダム建設業界の延命策	
1	ダム再生ビジョン	31
2	ダム再開発の工事を国や水資源機構が代行	33
V	ダム等の水源開発施設の環境問題	
1	荒瀬ダムの撤去	34
2	利根川をウナギがすみやすい川に	35
VI	水道民営化問題	
1	水道法の改正の動き	36
2	大阪市水道の民営化問題	37
3	水道の民営化問題を取り上げた論考	38

I ダムをめぐる経過と現状

1 ダム予算

全国のダム予算の基数

	2009年度	2017年度
直轄ダム	51	29
水資源機構ダム	7	5
補助ダム	93	36
計	151	70

国土交通省のダム予算のダム基数は2009年度の151基から2017年度の70基へと、半分以上になりました。

新規ダム事業の数がゼロとなり、建設中のダムが完成していく一方で、ダム検証で中止になるダムが出てきたことによるものです。

ダム予算は2005年度4,356億円、2009年度3,795億円、2017年度2,556億円と、推移しています。

全国のダム予算の推移

(億円)

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
直轄ダム・水資源機構ダム	3,187	3,181	3,092	3,001	2,875	2,569	2,374	1,889	1,992	1,980	2,135	2,180	2,035
補助ダム	1,169	1,092	1,043	869	921	772	689	643	545	572	652	684	521
計	4,356	4,274	4,135	3,870	3,795	3,341	3,063	2,532	2,537	2,552	2,787	2,864	2,556

〔注1〕利水者負担金を含む予算を示す。ただし、2005～2009年度の補助ダムの利水負担金は推定で加算した。

〔注2〕直轄ダム・水資源機構ダムの予算は直轄堰堤改良事業と直轄堰維持事業を含む。

〔注3〕水資源機構ダムの建設費のうち、公共費の分(河川負担分)は分離できないので、重複している。

2 ダム事業の動向

(1) ダムの検証状況

ダムの検証状況 (2017年10月現在)

	検証対象ダム	検証終了ダム		検証中のダム
		推進	中止	
直轄ダム・水資源機構ダム	31	24	6	1
道府県ダム(補助ダム)	53	31	19	3
計	84	55	25	4

(検証終了ダム: 国交省の対応方針が出たダム事業)

検証が終了していないダム等事業

水資源機構事業: 木曽川水系連絡導水路

補助ダム: 角間ダム(長野)、大島ダム(岐阜)、水無瀬生活貯水池(岐阜)

検証終了の 80 ダムのうち、中止ダムは 25 ダムで、31%の割合ですが、このことはダム検証に意味があったことを示すものではありません。ダム検証で中止となったダムの最近の予算額を見ると、ゼロか数千万円以下にとどまっていて、もともと事業推進の意欲が低いものが多いのです。

すなわち、中止ダムのほとんどはダム事業者の意向によって中止になったのであって、適切な検証が行われた結果によるものではありません。

例外と言えるのは、兵庫県の武庫川ダム、熊本県の五木ダム、滋賀県の北川ダムと丹生ダムです。武庫川ダムと五木ダムは流域の運動の高まり、北川ダムは嘉田由紀子・前知事のリーダーシップによって中止になりました。丹生ダムは淀川水系流域委員会の意見書が中止の大きな要因になりました。

(2) 進行中のダム（検証中のダム等の事業を含む）

○ 直轄ダム・水資源機構ダムで進行中のダム 別表 1

○ 補助ダム（道府県ダム）で進行中のダム 別表 2

3 中止ダム

(1) ダム検証で中止になったダム

○ 直轄ダム・水資源機構ダムの中止ダム 別表 3

○ 補助ダム（道府県ダム）の中止ダム 別表 4

(2) 1996 年度以降の中止ダム

1996 年度以降に中止になったダムは 141 基になっています。ダム反対運動の結果として中止になったダムも少なからずあります。

中止ダムのダム名 別表 5

中止になったダムの数（国土交通省関係）

(2017年10月現在)

中止年	直轄・水機構ダム	補助ダム	計
1996 年度	2	2	4
1997 年度	0	6	6
1998 年度	0	7	7
1999 年度	0	0	0
2000 年度	12	35	47
2001 年度	0	8	8
2002 年度	6	8	14
2003 年度	3	7	10
2004 年度	1	2	3
2005 年度	0	6	6
2006 年度	0	4	4
2007 年度	0	2	2

中止年	直轄・水機構ダム	補助ダム	計
2008 年度	1	1	2
2009 年度	1	1	2
2010 年度	1	1	2
2011 年度	0	1	1
2012 年度	2	5	7
2013 年度	2	8	10
2014 年度	0	1	1
2015 年度	1	0	1
2016 年度	0	4	4
2017 年度	1	0	1
2018 年度	0	0	0
計	33	109	142

4 ダム見直しの経過

(1) ダム等審議委員会（1995 年度～）

ダム等審議委員会は建設省の通達により、1995 年度から試行として始まり、13 の事業に委員会が設置され、その他に**細川内ダム**にも設置の予定でしたが、木頭村の反対で設置されませんでした。1998 年度からの公共事業再評価制度の開始により、新たな審議委員会は設置されなくなりました。

細川内ダムを含めた 14 事業のうち、次の 7 事業がその後の経過もあって中止になっています。

小川原湖総合開発事業（青森）、渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業（栃木等）、矢作川河口堰（愛知）、紀伊丹生川ダム（和歌山）、高梁川総合開発事業（岡山）

吉野川第十堰（徳島）、川辺川ダム（熊本）。ただし、吉野川第十堰と川辺川ダムは中止の法的措置がまだ取られていない。

細川内ダム（審議委員会が設置されなかった）

(2) 公共事業の再評価制度（1998 年度～）

1998 年度から総理大臣の指示で始まった公共事業再評価制度の中で、ダム事業の再評価が行われ、一部の事業は休止・中止の措置がとられるようになりました。2002 年度からは「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（政策評価法）が施行されたので、同法によって再評価が行われることになりました（事業費 10 億円以上の事業を対象）。

評価対象事業は、事務局（地方整備局と都道府県）に設置された評価監視委員会の審議を受けることになっていますが、その実態はいくつかのダム事業をわずか一回の会議で審議するもので、事務局の評価案がほとんどフリーパスで通る仕組みになっています。

(3) 与党三党の中止勧告（2000 年度）

2000 年 8 月末に自民・公明・保守党は政府に 233 の公共事業の中止を勧告しました。

ダム事業の中止勧告：34 ダム

直轄ダム 12、公団ダム 2（ただし、思川開発は分水の中止）、補助ダム 20

そのうち、直轄の清津川ダム（新潟）、山鳥坂ダム（愛媛）を除く 32 ダムは 2001 年度から中止、清津川ダムは 2003 年度から中止、

山鳥坂ダムは中止されず、ダム検証で 2013 年 1 月に事業継続となりました。

(4) 行政関わったダム見直し（2000 年～）

1) 長野県の脱ダム宣言

田中康夫長野県知事が 2001 年 2 月に「脱ダム」宣言を行い、長野県営ダムの中止方針を発表しました。県営ダムごとに治水・利水等ダム検討委員会が設置され、ダムの必要性について議論が積み重ねられました。対象になったダムは次のとおりです。

信濃川水系 浅川ダム、清川治水ダム、角間ダム、黒沢ダム

天竜川水系 下諏訪ダム、駒沢ダム、蓼科ダム、郷土沢ダム

浅川ダムは村井仁知事になって推進の方針に変わりました。角間ダムはダム検証中ですが、中止になると予想されます。その他のダムは中止になりました。

田中知事時代には大仏（おおぼとけ）ダム（信濃川水系碓氷川（すすきがわ））も 2000 年に中止されています。

田中知事時代には9つのダム事業がありましたが、脱ダム宣言により、浅川ダムを除く8ダムは中止されたか、中止の方向にあります。

2) 淀川水系流域委員会

2003年1月 淀川水系流域委員会がダムを原則として建設しない提言を提出

2008年4月 淀川水系流域委員会が淀川水系河川整備計画原案に対する意見書を提出

「川上ダム、大戸川ダム、天瀬川ダム再開発、丹生ダムの実施を河川整備計画に位置付けることは適切ではない。」として、余野川ダムを含めて5ダムの中止を求めました。

対象5ダムの現状

余野川ダム：2008年に国交省が中止方針、2011年12月13日にダム基本計画を廃止

天ヶ瀬ダム再開発：2013年7月に工事着手。想定外の脆弱な地層に遭遇したため、2017年4月に事業費を430億円から590億円に増額し、完成を2021年度末に延期。

川上ダム：ダム検証で2014年8月に事業継続が決定（伊賀市民が反対運動を展開中）

丹生ダム：ダム検証で2016年8月に中止が決定

大戸川ダム：ダム検証で2016年8月に事業継続が決定。ただし、事業実施には淀川水系河川整備計画の変更が必要。

3) 川辺川ダムが中止へ

2000年4月に就任した潮谷義子・熊本県知事は川辺川ダム計画に懐疑的な姿勢を示し続けました。この知事の姿勢と、球磨川流域での反対運動の盛り上がり、住民討論集会での白熱した議論の展開、川辺川農業利水裁判の控訴審での勝訴、漁業権等に関する収用委員会での闘いなどにより、川辺川ダム中止の機運が大いに高まりました。

2008年8月には、ダムサイト予定地である相良村の徳田正臣村長と、川辺川ダムの最大の受益地とされていた人吉市の田中信孝市長が相次いで川辺川ダム反対の意思を表明しました。それを受けて同年9月に蒲島郁夫・熊本県知事が川辺川ダム計画の白紙撤回を求めました。

2009年9月に前原誠司国交大臣が川辺川ダムの中止方針を発表しました。

川辺川ダムなしの球磨川水系河川整備計画が策定されてから、川辺川ダム基本計画の廃止の手続きが取られるので、法的には川辺川ダムはまだ中止されていません。

(5) ダム検証（2010年度～）の経過

1) ダム検証の始まり

2009年9月の政権交代に伴い、全国で事業中のダムの検証を行うことになり、同年11月に国土交通省に「今後の治水のあり方に関する有識者会議」が設置され、同有識者会議がダム検証の手順と基準を定めることになりました。しかし、委員9人から成る同有機者会議はダム懐疑派の専門家が一切排除されたこと、さらに非公開の会議であったことにより、その後、国土交通省の思惑通りにダム事業推進の方向に進むことになりました。

2010年9月27日に同有識者会議は、ダム事業見直しの評価基準や検証手続きに関する「中間とりまとめ」を国土交通大臣に提出しました。この「中間取りまとめ」に基づいて作成された「再評価実施要領細目」に沿ってダム事業の検証を行うことを翌日、9月28日に国土交通大臣は各地方整備局に指示し、道府県知事に要請しました。これにより、本体工事着手済みのダム事業等を除き、全国で84のダム事業の検証が行われることになりました。

2011年3月からダム事業者の検証報告が上記の有識者会議にかけられ、その答申を受けて、国交省が対象ダムについて継続または中止の方針を決定してきています。

2) ダム検証の問題点

① 多くのダム事業を検証対象から除外

ダム検証では、本体工事着手済みのダム事業、本体工事駆け込み契約済みのダム事業、既存施設機能増強のダム事業を対象外としたため、早々に約60のダム計画に事業推進のお墨付きを与えてしまいました。

- ・本体工事駆け込み契約：新内海ダム（香川県）、路木ダム（熊本県）、浅川ダム（長野県）等
- ・本体工事着手済み：当別ダム（北海道）、湯西川ダム（関東地方整備局）等
- ・既存施設機能増強：天ヶ瀬ダム再開発（近畿地方整備局）、鹿野川ダム改造（四国地方整備局）等

② ダム検証の欺瞞性

ア ダム事業者自らの検証であり、真のダムの見直しができるはずがありません。

イ 「関係地方公共団体からなる検討の場」が設置され、その意見を聞いてダム検証が進められましたが、関係地方公共団体のほとんどはダム事業者の意向にそってダム推進を強く主張しました。

ウ ダム事業の見直しを求める市民は検証作業から実質的に排除されました。公聴会やパブリックコメントで意見を形式的に聞くだけでした。

エ ダム検証の内容はダム案が圧倒的に有利となる枠組みの中でダム案と非ダム案の比較を行うものですから、ダム事業者がダム見直しの意図を持っていない限り、中止の検証結果が出るものではありませんでした。

3) 検証が終了した注目ダムはほとんどが継続へ

検証が終了した注目ダムはほとんどが継続となりました。

継続となった注目ダム

直轄ダム、水資源機構ダム

八ッ場ダム、足羽川ダム、サンルダム、立野ダム、平取ダム、成瀬ダム、山鳥坂ダム、設楽ダム、川上ダム、霞ヶ浦導水事業、利賀ダム、城原川ダム、大戸川ダム、思川開発事業（南摩ダム）、・・・

補助ダム

五ヶ山ダム、最上小国川ダム、築川ダム、厚幌ダム、安威川ダム、内ヶ谷ダム、石木ダム、平瀬ダム、・・・

別表 1

2017年度予算の直轄ダム・水資源機構ダム

	事業主体	事業施設名	総貯水容量 (千㎡)	事業費 (億円)	2016年度予算 (百万円)	2017年度予算 (百万円)	2017年度段階	事業者の 検証結果	国交省の方針決定
1	関東地整	ハツ場ダム	107,500	5,320	22,232	34,611	本体工事	推進	2011/12/22
2	近畿地整	足羽川ダム	28,700	1,450	5,062	5,239	導水トンネル工事	推進	2012/7/23
3	九州地整	大分川ダム	24,000	967	14,393	6,336	本体工事	推進	2012/7/30
4	北海道開発局	サンルダム	57,200	528	5,662	5,181	本体工事	推進	2012/11/12
5	水資源機構	小石原川ダム	40,000	1,960	17,525	21,820	本体工事	推進	2012/12/6
6	九州地整	立野ダム	10,100	425	4,198	4,838	災害復旧工事	推進	2012/12/6
7	北海道開発局	沙流川総合開発(平取ダム)	45,800	1,313	5,350	6,019	本体工事	推進	2013/1/25
8	東北地整	成瀬ダム	78,700	1,530	6,085	6,959	本体工事	推進	2013/1/25
9	北海道開発局	幾春別川総合開発 新桂沢ダム	147,300	835	4,452	7,865	本体工事	推進	2013/1/28
10	北海道開発局	幾春別川総合開発 三笠ぼんべつダム	8,620				関連工事	推進	2013/1/28
11	四国地整	山鳥坂ダム	24,900	850	2,786	2,930	関連工事	推進	2013/1/28
12	四国地整	中筋川総合開発(横瀬川ダム)	7,300	400	2,203	5,237	本体工事	推進	2013/1/28
13	中部地整	新丸山ダム	146,350	1,800	3,434	5,118	転流工	推進	2013/7/31
14	九州地整	本明川ダム	8,600	780	1,256	1,347	補償基準調印	推進	2013/8/23
15	東北地整	鳥海ダム	(未定)	(未定)	2,112	2,126	環境アセス	推進	2013/8/23
16	東北地整	鳴瀬川総合開発※	(未定)	(未定)	1,323	1,332	調査	推進※	2013/8/23
17	中部地整	設楽ダム	9,800	2,070	5,216	6,726	関連工事	推進	2014/4/25
18	関東地整	霞ヶ浦導水	--	1,900	1,253	1,253	導水路工事	推進	2014/8/25
19	水資源機構	川上ダム	33,000	850	2,181	2,198	本体工事	推進	2014/8/25
20	九州地整	城原川ダム	(未定)	(未定)	100	359	調査・地元説明	推進	2016/7/20
21	北陸地整	利賀ダム	31,100	1,150	2,001	2,231	関連工事	推進	2016/8/25
22	近畿地整	大戸川ダム	33,600	740	1,351	1,350	調査	推進	2016/8/25
23	九州地整	筑後川水系ダム群連携	--	(未定)	82	231	調査・地元説明	推進	2016/8/25
24	水資源機構	思川開発〔南摩ダム〕	51,000	1,850	1,796	2,544	関連工事	推進	2016/8/25
34	水資源機構	木曽川水系連絡導水路	--	890	263	263	検証中	--	--
25	中部地整	大町ダム等再編	33,900	225	222	223	調査	検証対象外	
26	中部地整	三峰川総合開発(美和ダム再開発)	29,952	1,080	974	1,063	工事中	検証対象外	
27	中部地整	天竜川ダム再編(佐久間ダム再開発)	343,000	790	435	482	調査	検証対象外	
28	近畿地整	天ヶ瀬ダム再開発	26,280	590	4,233	3,226	工事中	検証対象外	
29	四国地整	長安ロダム改造	54,278	400	6,076	6,994	工事中	検証対象外	
30	四国地整	鹿野川ダム改造	48,200	420	3,367	3,050	工事中	検証対象外	
32	九州地整	鶴田ダム再開発	123,000	460	9,500	5,441	工事中	検証対象外	
31	九州地整	川辺川ダム	133,000	2,650	426	426	中止方針	検証対象外	
33	水資源機構	丹生ダム	150,000	1,100	298	311	中止方針	中止	2016/7/20
計			--	--	137,847	155,329	--	--	

〔注〕各ダム等の総貯水容量、事業費は必ずしも最新の数字ではない。

※鳴瀬川総合開発として計画されていた田川ダムは中止し、宮城県の筒砂子ダム計画の規模を拡大して鳴瀬川総合開発事業として推進する。(宮城県の筒砂子ダム計画は中止)

別表 2

2017年度予算の補助ダム

	事業主体	事業施設名	総貯水容量 (千㎡)	2009年度時点 の事業費 (億円)	2016年度予算 (百万円)	2017年度予算 (百万円)	事業者の 検証結果	国交省の方針決定
1	福岡県	五ヶ山ダム	40,200	1,050	6,340	1,400	推進	2011/5/19
2	福岡県	伊良原ダム	28,700	678	13,500	2,949	推進	2011/5/19
3	山形県	最上小国川ダム	2,400	70	900	1,364	推進	2011/8/12
4	岩手県	築川ダム	19,100	530	1,960	4,758	推進	2011/8/12
5	高知県	和食ダム	730	128	1,154	548	推進	2011/8/12
6	北海道	厚幌ダム	47,400	360	8,501	2,978	推進	2011/8/26
7	青森県	駒込ダム	7,800	450	485	695	推進	2011/8/26
8	福井県	河内川ダム	8,000	415	2,940	3,125	推進	2011/10/27
9	福井県	吉野瀬川ダム	7,800	415	430	557	推進	2011/10/27
10	大分県	竹田水害緊急 玉来ダム	4,550	640	1,170	1,970	推進	2011/10/27
11	香川県	椋川ダム	10,560	480	5,200	5,660	推進	2012/2/13
12	高知県	春遠生活貯水池	770	66	140	337	推進	2012/2/13
13	大阪府	安威川ダム	18,000	1,314	6,200	8,000	推進	2012/6/11
14	岐阜県	内ヶ谷ダム	11,500	260	1,750	2,955	推進	2012/6/11
15	長崎県	石木ダム	5,480	285	120	588	推進	2012/6/11
16	新潟県	儀明川ダム	2,880	120	88	49	推進	2012/7/2
17	山口県	平瀬ダム	29,500	740	5,460	4,965	推進	2012/7/30
18	島根県	波積ダム	3310	169	302	442	推進	2013/7/31
19	島根県	矢原川ダム	(未定)	(未定)	240	226	推進	2013/7/31
20	長崎県	長崎水害緊急 浦上ダム	1,895	775	337	310	推進	2012/11/12
21	山口県	木屋川ダム再開発	(未定)	(未定)	125	100	推進	2013/1/25
22	宮城県	川内沢ダム	(未定)	(未定)	200	230	推進	2013/7/31
23	三重県	鳥羽河内ダム	4,820	197	530	735	推進	2013/8/23
24	山口県	大河内川ダム	4,330	165	300	160	推進	2015/9/8
25	香川県	五名ダム再開発	6,750	230	15	81	推進	2016/7/20
26	香川県	綾川ダム群	(長柄ダム) 9,750	104	15	81	推進	2016/7/20
27	長野県	松川生活貯水池再開発	7,450	162	520	519	検証対象外	
28	新潟県	奥胎内ダム	10,000	330	2,190	2,152	検証対象外	
29	新潟県	胎内川ダム再開発	17,100	(未定)			検証対象外	
30	福島県	千五沢ダム再開発	13,000	76	1,190	1,490	検証対象外	
31	新潟県	鶴川ダム	4,700	320	1,054	1,433	検証対象外	
32	島根県	浜田川総合 第二浜田ダム	15,470	389	2,000	1,200	検証対象外	
33	島根県	浜田川総合 浜田ダム再開発	4,125				検証対象外	
34	長野県	角間ダム	2,610	250	0	0	検証中	
35	岐阜県	水無瀬生活貯水池	1,042	60	0	0	検証中	
36	岐阜県	大島ダム	4,720	168	0	20	検証中	
計			--	--	65,356	52,077	--	

別表 3

検証で中止になった直轄ダム・水資源機構ダム (2017年10月現在)

	事業主体	事業施設名	総貯水容量 (千㎡)	事業費 (億円)	平成21年度時点の 事業段階	事業者の検証結果	国交省の方針決定
1	九州地整	七滝ダム	(未定)	(未定)	調査・地元説明	中止	2011/5/19
2	関東地整	吾妻川上流総合開発	(未定)	(未定)	調査・地元説明	中止	2011/10/27
3	中部地整	三峰川総合開発(戸草ダム)	61,000	--	調査・地元説明	中止	2012/11/12
4	関東地整	荒川上流ダム再開発	(未定)	(未定)	調査・地元説明	中止	2012/12/6
5	関東地整	利根川上流ダム群再編	(未定)	(未定)	調査・地元説明	中止	2014/8/25
6	水資源機構	丹生ダム	150,000	1,100	生活再建工事	中止	2016/7/20
	九州地整	川辺川ダム	133,000	2,650	転流工工事済み	中止方針により、検証の対象外。 ダム基本計画は廃止されていない。	

別表 4

検証で中止になった補助ダム (2017年10月現在)

	事業主体	事業施設名	総貯水容量 (千㎡)	平成21年度時点 の事業費 (億円)	平成21年度時点の 事業段階	事業者の	国交省の方針決定
1	青森県	大和沢ダム	(未定)	(未定)	調査・地元説明	中止	2011/5/19
2	千葉県	大多喜ダム	2,100	145	生活再建工事	中止	2011/8/12
3	兵庫県	武庫川ダム	9,500	290	調査・地元説明	中止	2011/8/12
4	青森県	奥戸生活貯水池	1,590	90	生活再建工事	中止	2011/8/26
5	岡山県	大谷川生活貯水池	422	61	生活再建工事	中止	2012/2/13
6	沖縄県	儀間川総合 タイ原ダム	420	--	用地買収	中止	2012/6/11
7	新潟県	常浪川ダム	33,300	364	生活再建工事	中止	2012/7/2
8	新潟県	晒川生活貯水池	490	86	生活再建工事	中止	2012/7/2
9	長野県	黒沢生活貯水池	743	150	調査・地元説明	中止	2012/7/23
10	長野県	駒沢生活貯水池	540	60	調査・地元説明	中止	2012/7/23
11	滋賀県	北川ダム	第一ダム10,400 第二ダム9,940	430	生活再建工事	中止	2012/7/30
12	熊本県	五木ダム	3,500	162	転流工工事	中止	2012/7/30
13	徳島県	柴川生活貯水池	252	80	生活再建工事	中止	2013/1/25
14	静岡県	布沢川生活貯水池	816	170	生活再建工事	中止	2013/1/28
15	佐賀県	有田川総合(猿川ダム)	(未定)	(未定)	調査・地元説明	中止	2013/7/31
16	岩手県	津付ダム	5,600	141	生活再建工事	中止	2015/9/8
17	群馬県	倉淵ダム	11,600	400	生活再建工事	中止	2015/9/8
18	群馬県	増田川ダム	5,800	378	調査・地元説明	中止	2015/9/8
19	宮城県	筒砂子ダム※	30,900	800	調査・地元説明	中止※	2013/8/23
	岐阜県	大島ダム	4720	168	用地買収	検証中	
	長野県	角間ダム	2,610	250	調査・地元説明	検証中	
	岐阜県	水無瀬生活貯水池	1,042	60	調査・地元説明	検証中	
	大阪府	槇尾川ダム	1,400	128	本体工事→中止	中止	

※宮城県の筒砂子ダムは県の事業としては中止であるが、その規模を拡大して東北地方整備局の鳴瀬川総合開発事業として推進する。

中止になったダム事業（国土交通省関連）

(2017年10月現在)

1997年度から	1998年度から	1999年度から
〔直轄事業〕 日橋川上流総合開発(福島) 稲戸井調節池総合開発(茨城) 〔補助事業〕 水原ダム(福島) 伊久留川ダム(山形)	〔補助事業〕 日野沢ダム(岩手) 乱川ダム(山形) 満名ダム(沖縄) 明戸生活貯水池(岩手) 芋川生活貯水池(新潟) 仁井田生活貯水池(高知)	〔補助事業〕 白老ダム(北海道) 丸森ダム(宮城) 河内ダム(石川) 所司原ダム(石川) トマム生活貯水池(北海道) 梅津生活貯水池(長崎) 七ツ割生活貯水池(熊本)
2000年度から	2001年度から(続)	2002年度から
〔直轄事業〕 千蔵川放水路事業(北海道) ただし、河川事業	〔補助事業〕 松倉ダム(北海道) 長木ダム(秋田) 北本内ダム(岩手) 新月ダム(宮城) 久慈川ダム(福島) 緒川ダム(茨城) 小森川ダム(埼玉) 片貝川ダム(富山) 大野ダム(埼玉) 追原ダム(千葉) 芦川ダム(山梨) 羽茂川ダム(新潟) 大仏ダム(長野) 飛鳥ダム(奈良) 関川ダム(広島) 中部ダム(鳥取)	〔補助事業〕 外面ダム(福島) 百瀬ダム(富山) 宮川内谷川総合開発(徳島) 雄川生活貯水池(群馬) 笹子生活貯水池(山梨) 片川生活貯水池(三重) 美里生活貯水池(和歌山) 黒谷生活貯水池(徳島)
2001年度から	〔補助事業〕 木屋川ダム(山口) 多治川ダム(香川) 寒田ダム(福岡) 轟ダム(長崎) 白水ダム(沖縄) 黒沢生活貯水池(岩手) 正善寺生活貯水池(新潟) 池川生活貯水池(富山) 大村川生活貯水池(三重) 桂畑生活貯水池(三重) 手洗生活貯水池(宮崎) アザカ生活貯水池(沖縄) 渡嘉敷生活貯水池(沖縄) 中野川生活貯水池(新潟) 山神生活貯水池再開発(福岡) 赤木生活貯水池(熊本) 竹尾生活貯水池(山口) 北松野生活貯水池(静岡) 丹南生活貯水池(兵庫)	〔直轄事業〕 小川原湖総合開発事業(青森) 渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業(栃木等) 清津川ダム(新潟) 紀伊丹生川ダム(和歌山) 高梁川総合開発事業(岡山) 〔公団事業〕 栗原川ダム(群馬) 〔補助事業〕 入川ダム(新潟) 湯道丸ダム(富山) 黒川ダム(富山) 伊勢路川ダム(三重) 南丹ダム(京都) 中山川ダム(愛媛) 大谷原川生活貯水池(茨城) 大原川生活貯水池(岡山)
2004年度から	〔補助事業〕 東大芦川ダム(栃木) 佐梨川ダム(新潟) 釈迦院ダム(熊本) 新田川ダム(福島) 磯崎ダム(青森) 高浜生活貯水池(熊本) 三用川生活貯水池(新潟)	2005年度から
〔直轄事業〕 土器川総合開発(香川) 座津武ダム(沖縄) 〔公団事業〕 戸倉ダム(群馬)	〔補助事業〕 東大芦川ダム(栃木) 佐梨川ダム(新潟) 釈迦院ダム(熊本) 新田川ダム(福島) 磯崎ダム(青森) 高浜生活貯水池(熊本) 三用川生活貯水池(新潟)	〔直轄事業〕 木曾川流水総合改善事業(岐阜) 〔補助事業〕 西万倉生活貯水池(山口) 福田川生活貯水池(京都)
2006年度から	2007年度から	2008年度から
〔補助事業〕 清瀧ダム(福岡) 中村ダム(青森) 真木ダム(秋田) 下諏訪ダム(長野) 蓼科ダム(長野) 清川治水ダム(長野)	〔補助事業〕 姫戸ダム(熊本) 吹山ダム(宮崎) 大室川生活貯水池(栃木) 八鹿生活貯水池(兵庫)	〔補助事業〕 男川ダム(愛知) 村松ダム(長崎)
2009年度から	2010年度から	2011年度から
〔直轄事業〕 余野川ダム(大阪) 〔補助事業〕 芹谷ダム(滋賀)	〔直轄事業〕 上矢作川ダム(岐阜) 〔補助事業〕 郷土沢生活貯水池(長野)	〔補助事業〕 奥間ダム(沖縄)
2012年度から	2013年度から	2014年度から
〔直轄事業〕 七滝ダム(熊本) 吾妻川上流総合開発(群馬) 〔補助事業〕 大和沢ダム(青森) 大多喜ダム(千葉) 武庫川ダム(兵庫) 奥戸生活貯水池(青森) 大谷川生活貯水池(岡山)	〔直轄事業〕 戸草ダム(長野) 荒川上流ダム再開発(埼玉) 〔補助事業〕 タイ原ダム(沖縄) 常浪川ダム(新潟) 北川ダム(滋賀) 五木ダム(熊本) 晒川生活貯水池(新潟) 黒沢生活貯水池(長野) 駒沢生活貯水池(長野) 柴川生活貯水池(徳島)	〔補助事業〕 猿川ダム(佐賀) 2015年度から 〔直轄事業〕 利根川上流ダム群再編(群馬) 2016年度から 〔補助事業〕 津付ダム(岩手) 倉淵ダム(群馬) 増田川ダム(群馬) 槇尾川ダム(大阪)
2017年度から		
〔機構事業〕 丹生ダム(滋賀)		

Ⅱ 利水問題

1 1990年代から減り続ける都市用水

1-1 減少の一途を辿る水道用水

全国の水道用水は減少の一途をたどっています。一日最大給水量は1994年度の5,852万 m^3 /日から2015年度の4,871万 m^3 /日へと、約1,000万 m^3 /日も減少しました(図1)。

水道の一人当たり最大給水量を400 ℓ /日とすると、2,500万人分の水道用水が減ったことになり、大幅な減少です。

給水人口が頭打ちになる一方で、一人当たり給水量が急速に減ってきたことによるものです(図2)。

全国の一人当たり最大給水量は1994年度の492 ℓ /日から2015年度の393 ℓ /日へと、20%も減少してきています。(図3)。

図1 全国の上水道+簡易水道の水量

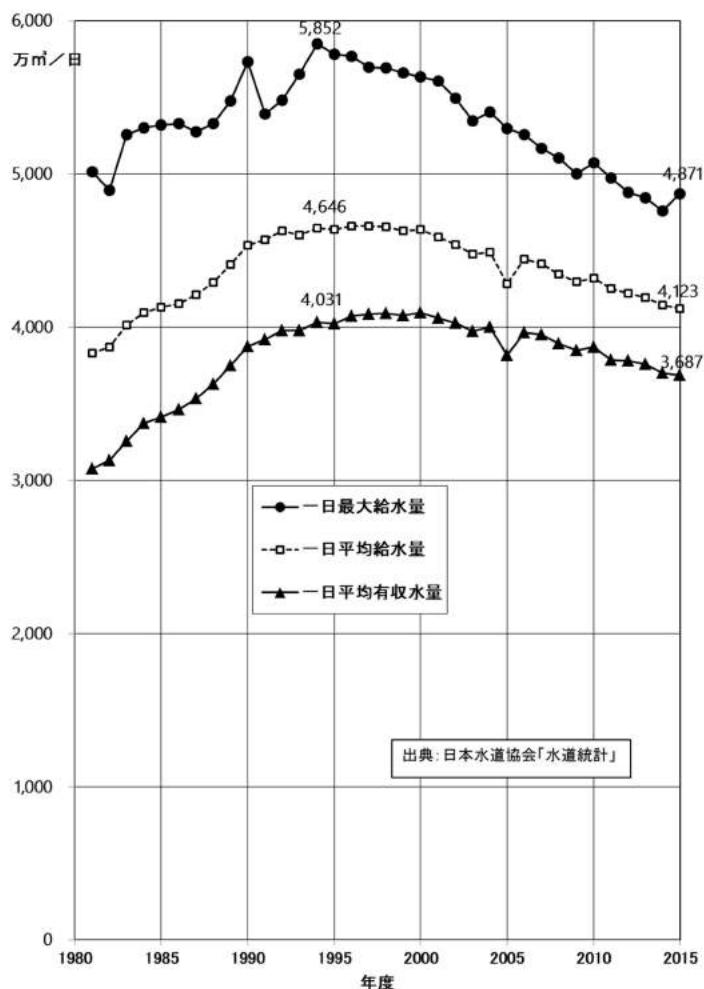


図2 全国の上水道・簡易水道の給水人口

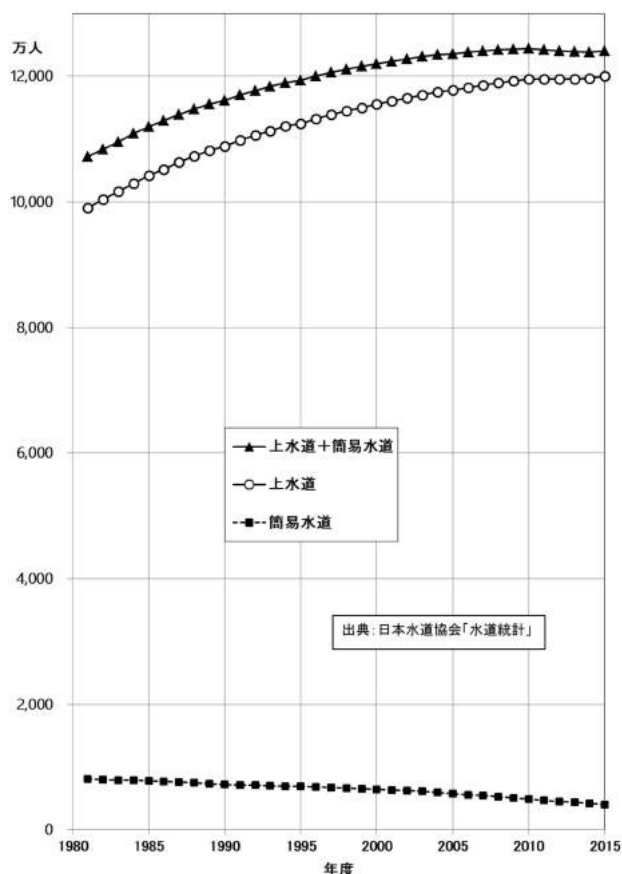
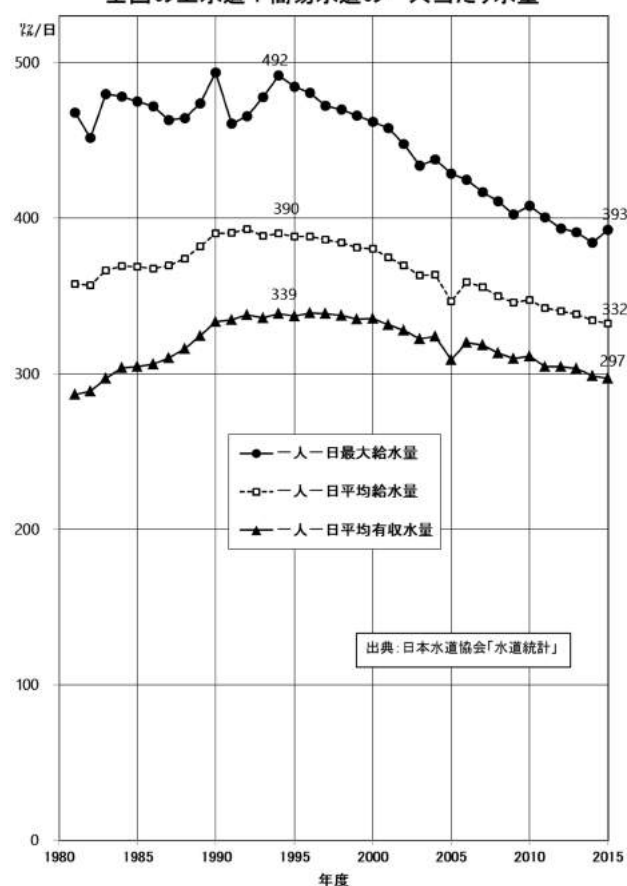


図3 全国の上水道+簡易水道の一人当たり水量



1-2 水道用水減少の三つの要因

一人当たり一日最大給水量は次の三つの要因により、減少の一途を辿ってきています。

- ① 節水型機器の普及等による一人当たり有収水量の減少（図3）
- ② 漏水防止対策により、漏水量の減少（有収率の上昇）（図4）
- ③ 水使用スタイルの変化により、夏期の給水量上昇度が縮小（負荷率の上昇）（図4）

〔注〕有収率：一日平均有収水量÷一日平均給水量

負荷率：一日平均給水量÷一日最大給水量

図3から三つの要因それぞれによる減少量を取り出すと、次のとおりです。

1994年度～2015年度の一人当たり一日最大給水量の減少量 99ℓ/日の内訳

①によるもの

（一人当たり有収水量の減少量）

$$339 \text{ ℓ/日} - 297 \text{ ℓ/日} = 42 \text{ ℓ/日}$$

②によるもの

（一人当たり一日平均給水量の減少量—①）

$$390 \text{ ℓ/日} - 332 \text{ ℓ/日} - 42 \text{ ℓ/日} = 16 \text{ ℓ/日}$$

③によるもの

（一人当たり一日最大給水量の減少量—①—②）

$$492 \text{ ℓ/日} - 393 \text{ ℓ/日} - 42 \text{ ℓ/日} - 16 \text{ ℓ/日} \\ = 41 \text{ ℓ/日}$$

1-3 工業用水の減少

全国の工業用水の需要も減り続けています（図5）。

図4

全国の上水道+簡易水道の有収率と負荷率

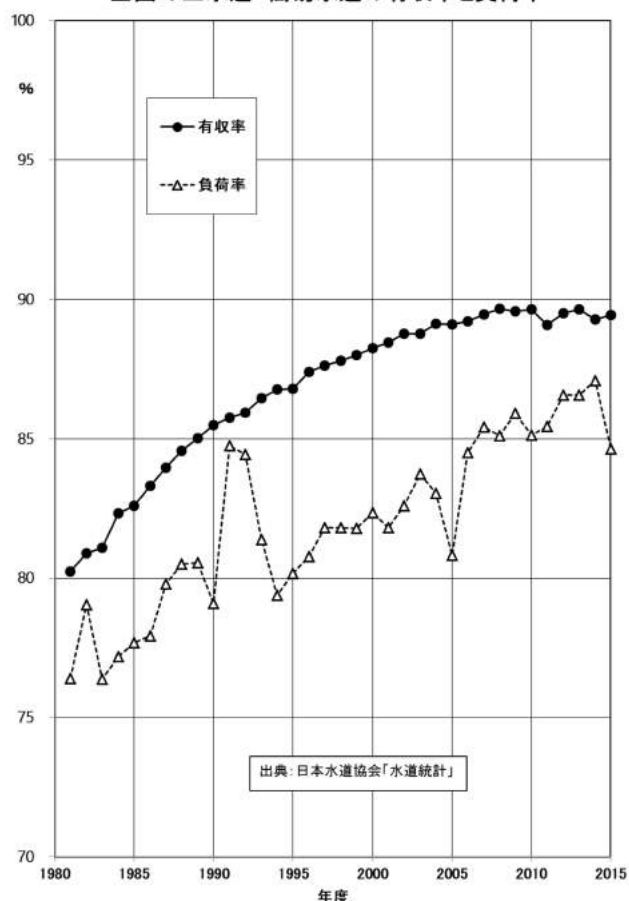
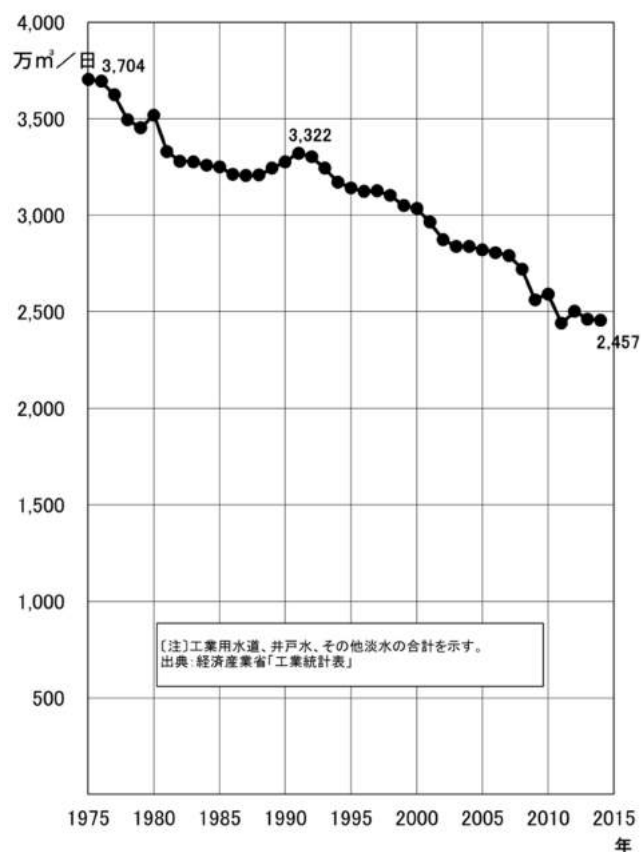


図5

全国の工業用水の使用量の推移



2 厚生労働省も認識している水道用水の大幅減少

2-1 厚生労働省・厚生科学審議会生活環境生活部会「水道事業の維持・向上に関する専門委員会」 「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について」（2016年11月）

この答申に「人口減少社会が到来し、今から約40年後、日本の総人口は8600万人程度となると推計されている。それに伴い、水需要も約4割減少すると推計されている。」と明記されています。

1. 水道事業をめぐる現状と課題

- 現在、我が国の水道は97.8%¹の普及率に達し、水道は、国民の生活の基盤として必要不可欠なものとなっている一方、以下に掲げる喫緊に解決しなければならない課題を抱えている。
- 人口減少社会が到来し、今から約40年後、日本の人口は8600万人程度²となると推計されている。それに伴い、水需要も約4割減少³すると推計されている。給水量の減少は直接料金収入の減少につながり、特に小規模な水道事業者（注：簡易水道事業者を含む。以下同じ。）において、経営状況の急激な悪化が懸念される。
- また、高度経済成長期に整備された水道は、その施設の老朽化が進行し、これまでの施設投資額の約6割を占める水道管路の経年化率は年々上昇しているにもかかわらず、管路の更新が進んでいない。仮に、現状の更新率のまま推移とした場合、全ての管路の更新に約130年かかる計算となっている⁴。

2-2 水需要約4割減少の根拠資料

厚生労働省・第3回新水道ビジョン策定検討会（2012年3月26日）の資料-4「将来の事業環境（事務局からの報告）」

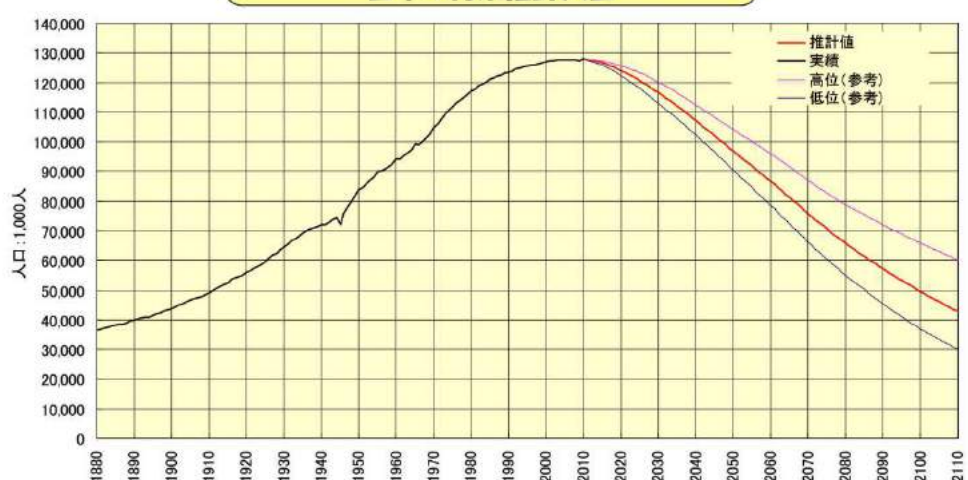
（1）人口の減少：2050年は2010年の76%へ

将来の事業環境

1) 人口構造の変化による水道事業への影響

1-2) 人口構造の変化 ① 少子高齢化に伴う人口減少

日本の将来推計人口



年	2009(実績)	2010	2020	2030	2040	2050	2060	2070	2080	2090	2100	2110
推計値(千人)	127,510	128,057	124,100	116,618	107,276	97,076	86,737	75,904	65,875	57,269	49,591	42,860
高位(参考)(千人)	127,510	128,057	125,786	120,214	112,506	104,229	96,021	87,121	78,892	72,065	65,908	60,198
低位(参考)(千人)	127,510	128,057	122,365	113,183	102,350	90,564	78,563	66,300	55,112	45,455	37,041	30,142

実績値：大正8年以前は内閣統計局の推計による各年1月1日現在（明治5年は太陰暦正月末日現在）の日本国籍を有するものの人口である。大正9年以降は「国勢調査」及び「人口推計」による10月1日現在であり、昭和30から45年までの各数値は沖縄県を除く。

推計値：日本の将来推計人口（平成24年1月推計）の死亡中位仮定出生中位、高位（参考）：死亡低位仮定出生高位、低位（参考）：死亡高位仮定出生低位

(2) 生活用水原単位の減少：2050 年は 2010 年の 89%へ

将来の事業環境

1)人口構造の変化による水道事業への影響

1-3)人口減少や節水による給水量の減少 ⑤将来の需要水量(有収水量ベース)



【推計方法】

- 生活用原単位は飲料、炊事、洗濯、風呂、水洗便所、手洗、その他(散水、洗車)の用途別に1人当たりの使用水量(原単位)を設定し、各用途の使用水量を合算して、全体の生活用原単位を算出した。
- 節水機器の導入による減少要因(最新の節水型に買い替えが進むと仮定)、平均世帯人員の減少及び高齢化による増加要因を用途別に考慮して、推計している。
- 各用途の使用水量は、節水型機器の普及(消費動向調査から推計)、平均世帯人数の動向(社人研)など、個別の状況を勘案した上で推計を行った。

16

(3) 有収水量の減少

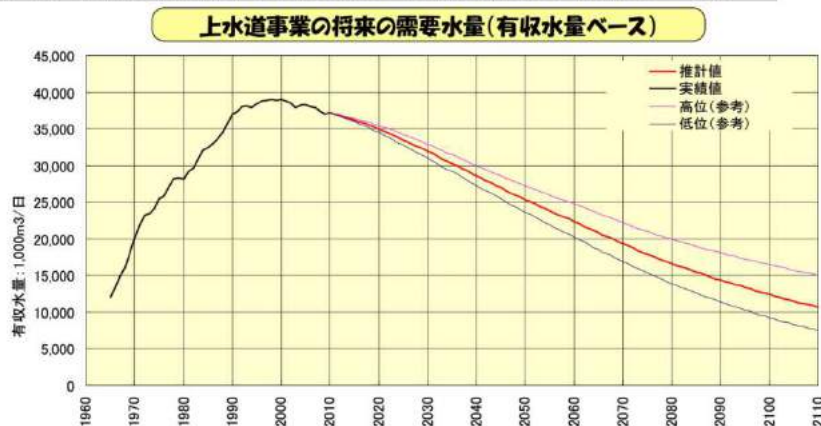
人口と生活用水原単位の減少により、2050 年は 2010 年の約 67%へ

(都市活動用水(生活用水の 32.1%)も生活用水と同率で減少すると仮定)

将来の事業環境

1)人口構造の変化による水道事業への影響

1-3)人口減少や節水による給水量の減少 ⑤将来の需要水量(有収水量ベース)



【推計方法】

- 給水人口：日本の将来推計人口に上水道普及率(H21実績95.3%)を乗じて算出した。
- 有収水量：生活用と生活用以外に分類して推計した。
生活用有収水量＝生活用原単位×給水人口
生活用以外有収水量は、今後の景気の動向や地下水利用専用水道等の動向を把握することが困難であることから、生活用有収水量の推移に準じて推移するものと考え、生活用有収水量の比率(0.321)で設定した。
- 高位、低位は、日本の将来推計人口の死亡低位仮定出生高位(高位)、死亡高位仮定出生低位(低位)に変更した場合の推計結果である。

17

ここで考慮されているのは人口の減少と、水道用水減少の三つの要因のうち、節水型機器の普及等による一人当たり有収水量の減少だけです。1-2で述べたように今後も、漏水防止対策による漏水量の減少(有収率の上昇)と、水使用スタイルの変化による夏期の給水量上昇度の縮小(負荷率の上昇)があるので、一日最大給水量の減少幅は上図よりもっと大きなものになります。

3 各都市の水需要架空予測を容認する 厚生労働省の矛盾

厚生労働省は上述のとおり、水道の需要が将来は大幅に減少していくことを認識しながら、一方で、ダム事業に参画する都市の水需要架空予測を容認し、ダム負担金への補助金を交付し続けています。

このようにまったく矛盾した水道行政がまかり通っているのです。

○ ハッ場ダムや霞ヶ浦導水事業に参画している東京都の水需要予測 (図6)

図6 東京都水道の一日最大給水量

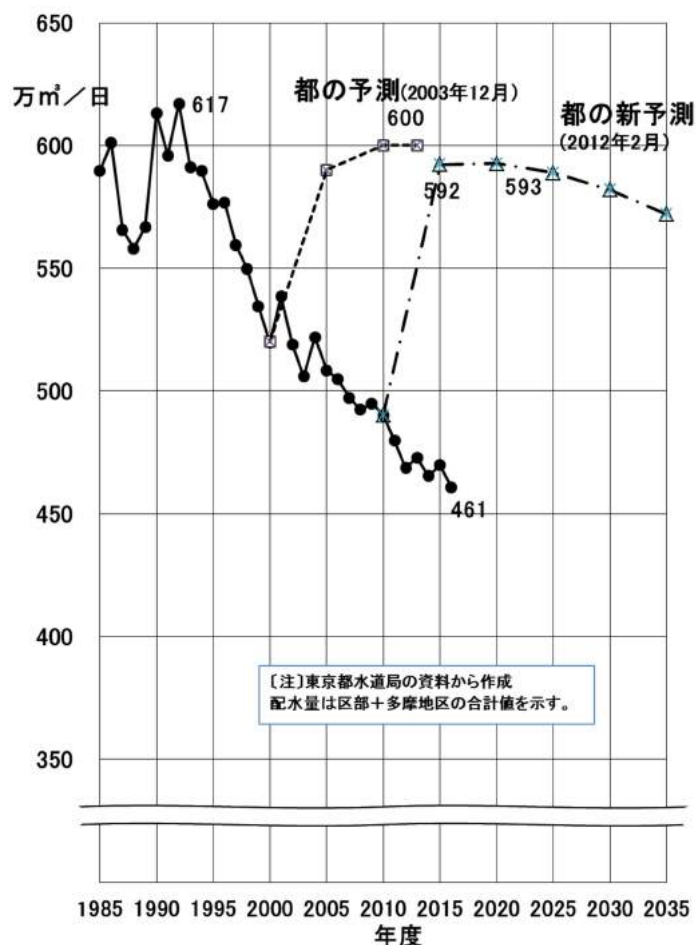
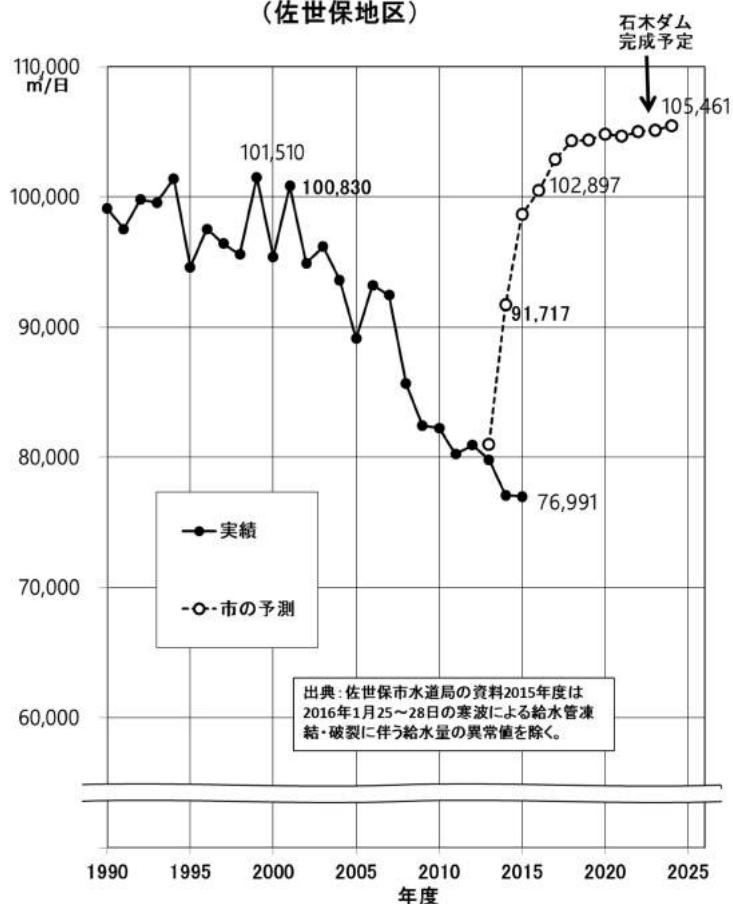


図7 佐世保市水道の一日最大給水量の実績と市予測 (佐世保地区)

○ 石木ダム事業に参画している佐世保市の 水需要予測 (図7)



4 水需要の増加がなくても、ダム事業への参画を強制する暫定水利権制度

4-1 ダム事業への参画を前提にした暫定豊水水利権

例1 思川開発事業

古河市等は思川開発事業を前提とした暫定水利権が許可されていますが(表1)、実際に取水に支障をきたしたことはほとんどありません。古河市の暫定水利権は1974年から使い続けており、長年の取水実績があります。

思川開発がなくても、実際に取水が可能であるにもかかわらず、国交省は暫定水利権しか許可せず、ダム事業への参画を強制しています。水利権の許可権がダム事業の推進の手段として使われているのです。

表1 思川開発事業の開発水量

		(単位 m ³ /秒)
利水者	開発水量	暫定水利権 (平成25年度)
栃木県	0.403	0
鹿沼市	0.200	0
小山市	0.219	0.114
古河市	0.586	0.465
五霞町	0.100	0.044
埼玉県	1.163	0.278
北千葉広域水道企業団	0.313	0
合計	2.984	0.901

〔注〕埼玉県は冬水のための供給(夏水の水源は利根中央用水)

例2 川上ダム

伊賀市水道 開発水量 0.358 m³/秒 暫定水利権 0.200 m³/秒

例3 天ヶ瀬ダム再開発

京都府水道 開発水量 0.600 m³/秒 暫定水利権 0.600 m³/秒

伊賀市水道も京都府水道も現状のままで、暫定水利権の取水で支障をきたしたことはほとんどありません。

4-2 国交省(建設省)の水利権許可行政

昭和39(1964)年の河川法改正で河川の水利権許可権を建設省が一手に握ることになりました。一級水系は建設省、二級水系の許可権は都道府県ですが、二級水系も建設省の同意が必要となりました。

河川からの新たな取水は、渇水時の流量が正常流量に不足しているという理由で、ダム等の水源開発事業に参画しなければ、許可されないことになりました。ダム等が完成するまでの暫定豊水水利権のみが許可されることになりました。

水利権許可行政がダム建設を推進する手段になったのです。

4-3 ダム中止後も継続される暫定水利権

例1 細川内ダム(徳島県)(事業者は国土交通省) 2000年度に中止

那賀町工業用水道の暫定水利権は、現在も継続使用

例2 清津川ダム(新潟県)(事業者は国土交通省) 2002年度に中止

周辺9市町村の水道の暫定水利権は、ダム中止後も継続使用。

その後、市町村合併により、水源の融通がなされ、2006年度までに清津川ダムの暫定水利権は解消されています。

4-4 水利権許可行政の変革を!

水利権の許可行政を抜本的に民主的・合理的なものに変革しなければなりません。

5 「リスク管理型の水の安定供給」というダム推進の新たな理由

5-1 国土審議会の答申

国土審議会が5月12日に「リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について」の答申を出しました。

http://www.mlit.go.jp/report/press/water02_hh_000087.html

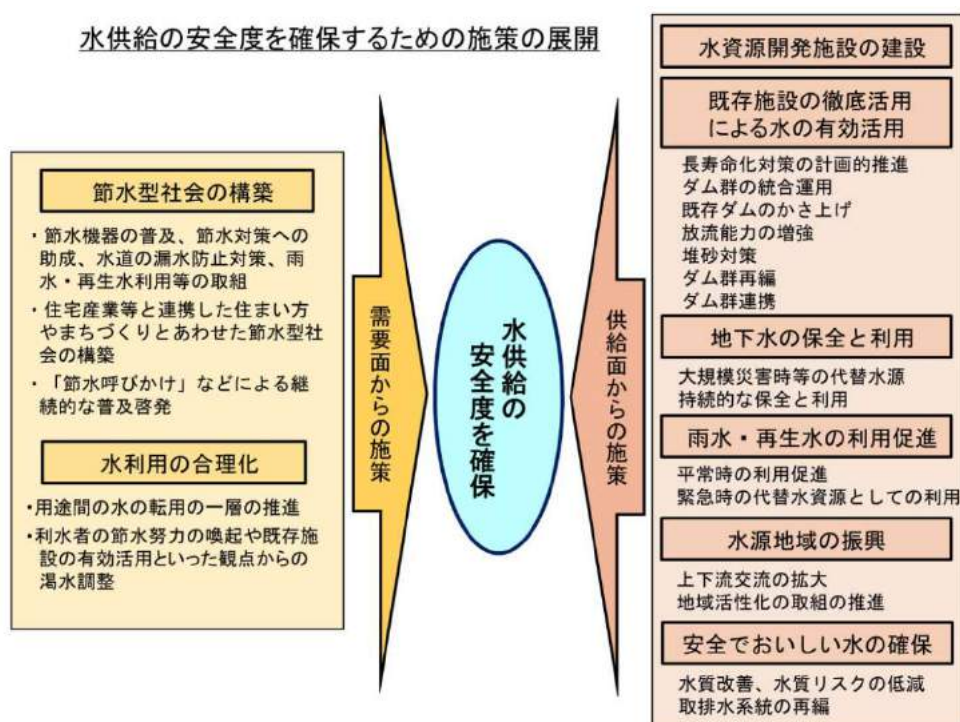
この答申は「リスク管理型の水の安定供給」が必要だという理由を付けて、八ッ場ダム、思川開発、霞ヶ浦導水事業、設楽ダム、川上ダム、天ヶ瀬ダム再開発などといった、現在進められているダム等事業を利水面で位置づけ、推進することを企図したものです。

水需要が減少の一途をたどり、水余りが一層進行していく時代において利根川水系等の水需給計画である水資源開発基本計画（フルプラン）はその役割が終わっているのですから、国土交通省は根拠法である水資源開発促進法とともに、フルプランを廃止すべきです。しかし、国土交通省は上記のダム等事業を何としても進めるべく、（水需要の面では必要性を言えなくなったので）「リスク管理型の水の安定供給」が必要だという屁理屈をつけて、上記のダム等事業を位置づけるフルプランを策定するため、今回の答申をつくりました。

この答申に沿ってこれから指定水系（利根川、豊川、木曽川、淀川、筑後川水系等）のフルプランの変更が行われることになっています。

○新たな水資源開発基本計画のあり方

- ① **水供給を巡るリスクに対応するための計画**
 - ・地震等の大規模災害、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、危機的な渇水等発生頻度は低いものの水供給に影響が大きいリスクにも対応。
- ② **水供給の安全度を総合的に確保するための計画**
 - ・需要と供給の両面に存在する不確定要素を考慮して、水需給バランスを総合的に評価。
 - ・地域の実情に即した取組を着実に推進。
- ③ **既存施設の徹底活用**
 - ・長寿命化対策を計画的に進めながら大規模災害等の危機時も含めて水の安定供給を確保するため、既存施設を徹底活用。
- ④ **ハード・ソフト施策の連携による全体システムの機能確保**
 - ・水資源を巡る様々なリスクや不確実性に対し、柔軟・臨機かつ包括的に対応して水供給の全体システムとしての機能を確保するため、ハード対策とソフト対策を一体的に推進。



5-2 答申の基本的な問題点

今回の答申に関しては案の段階でパブリックコメントが行われたので、水源連として次の意見を提出しました（2017年3月）。

① 根拠法である水資源開発促進法とともに、各指定水系のフルプランを廃止すべきである。

現在、各水系で不要な水資源開発事業が推進されている。利根川水系ではハッ場ダム、思川開発、霞ヶ浦導水事業、豊川水系では設楽ダム、木曽川水系では木曽川水系連絡導水路、淀川水系では川上ダム、天ヶ瀬ダム再開発、筑後川水系では小石原川ダムなどの事業である。いずれも水需要縮小の時代において無用の事業であるから、答申はこれらの新規水資源開発事業の中止を求めるべきである。

指定水系^{〔注〕}のフルプラン（水資源開発基本計画）は水資源開発促進法の目的に書かれているように、「産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域に対する水の供給を確保するため」に策定されるものであり、水道用水・工業用水の需要が減少傾向に転じた時点で、その役割は終わっている。

〔注〕水資源開発促進法の指定水系：利根川・荒川、豊川、木曽川、淀川、吉野川、筑後川

② 「リスク管理型の水の安定供給に向けた」という言葉で、役割が終わった各指定水系のフルプランの更なる延命策をはかつてはならない。

第5次利根川・荒川水系フルプラン（2008年策定）などの現在のフルプランも無理矢理、延命策が講じられたものである。フルプランは当初から水需要の実績と乖離した過大予測によって水資源開発事業の必要性を打ち出すものであったが、1990年代から水道用水・工業用水が減少傾向に転じたため、過大予測を行うにも限度が生じてきた。

そこで、国は現行のフルプランでは水資源開発事業を推進するための新たな理由をつくり出した。それはより厳しい渇水年（1/10 渇水年）になると、ダム等の供給可能量が大幅に減るので、それに対応するためにも水資源開発が必要だというものである。

現行のダム等の開発水量は、利水安全度 1/5 で計画されているので、それより厳しい渇水が来ても対応できるように、利水安全度 1/10 での水需給を考える必要があるとしたのである。1/10 渇水年においてダム等の供給可能量が大幅に減るという国の計算結果は、ダム放流を過剰に行う恣意的な計算によるものであって、1/10 渇水年の話も虚構のものであるが、このようにしてフルプランの延命策が講じられてきた。

今回の答申案「リスク管理型の水の安定供給に向けた」は、役割が終わった各指定水系のフルプランをさらに延命させることを企図したものであり、答申案の内容を根本から見直すべきである。

③ 目標年度を過ぎ、期限切れになっている各水系のフルプランを上位計画として国が水資源開発事業を推進している異常な事態

利根川及び荒川、豊川、木曽川、淀川、筑後川のフルプランは目標年度が 2015 年度で、目標年度を過ぎており、期限切れになっている。この期限切れのフルプランを上位計画として、ハッ場ダム等の新規水源開発事業が推進されているのは異常である。法律に基づいて計画を策定し、その計画に沿って事業を進めるのが行政の責務であるにもかかわらず、計画を期限切れのままにし、計画の裏付けなしで国がハッ場ダム等の事業を推進しているのは由々しき問題である。国が法律を軽視した行為を公然と行うのは法治国家としてあるまじきことである。

6 必要性がなかった苦田ダム水源開発

2004 年度に完成した苦田ダムは、その開発水が岡山県広域水道企業団を通して岡山市水道等に供給されていますが、その水源開発は必要性がないものでした。苦田ダムの水利権を持つ岡山広域水道企業団の水源構成は苦田ダム 40 万 m^3 /日、既得水源が 9.3 万 m^3 /日ですが、現在の一最大取水量は 11 万 m^3 /日程度にとどまり、頭打ちの傾向を示しています（図 8、図 9）。

それも、岡山市などが自己水源の一部を企業団水に切り替えた結果であって、苦田ダムなしで水需給に不足をきたすことはありませんでした（図 10）。岡山市水道等の給水量は減少してきており、企業団の受水量が今後とも増えることはほとんどありません。

下記の記事は 40 万 m^3 /日のうち、10.5 万 m^3 /日が買い手がないと書かれていますが、実態は責任水量制を岡山市等に押し付けたものであって、岡山市等は企業団の水を持て余しています。

苦田ダムは、地元の奥津町（現・鏡野町）に対して建設省と岡山県が行政圧迫を行って、ダム反対の町長が予算を組めないようにして 3 期にわたって辞任に追い込んだ強権行使の象徴的なダムです。ダム反対の予定地住民に対しては子息の勤め先まで手を回して、翻意を迫ることまで行いました。

しかし、現在の水需給の状況を見れば、苦田ダムの水源開発は必要性がなかったのです。

苦田ダムの治水転用「対応困難」 県広域水道企業団 国打診断る方針

（山陽新聞 2017 年 03 月 30 日）

苦田ダム（岡山県鏡野町）の利水容量を保有する岡山県広域水道企業団（県と関係 17 市町で構成）は 30 日、岡山市内で開いた運営協議会で、利水容量の一部を治水転用するため買い取りを打診している国に対し、「現時点では対応は困難」として断る方針を決めた。

国側の提示価格が低いことなどが理由という。

同企業団は 31 日にも国土交通省中国地方整備局に文書で回答する。ただ、国側から再度の転用依頼があった場合は再検討するとの内容も盛り込む。

苦田ダムの利水容量は日量約 40 万トン。このうち 10・5 万トンは買い手が付かず、県が調整水量として引き受けている。

同整備局は 2015 年 8 月、洪水調整に活用するため、11・7 万トンを約 5 億円で買い取ると打診。

県と関係市町で協議を重ねていたが、約 5 億円で売却すると同企業団に約 84 億円の帳簿上の差損が生じることなどから、「国の買い取り価格が資産価格に見合わず、将来の企業団経営に悪影響を与える」「異常渇水が起きた場合に対応できるのか」といった慎重意見が出ていた。

岡山県広域水道企業団の給水域

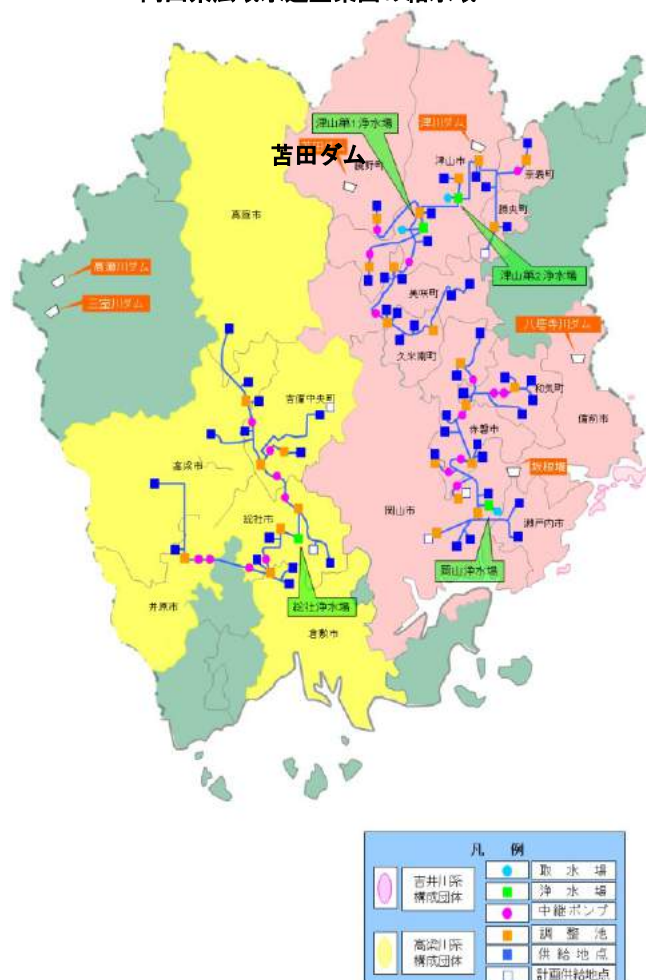


図8 岡山県広域水道企業団の保有水源と最大取水量の実績

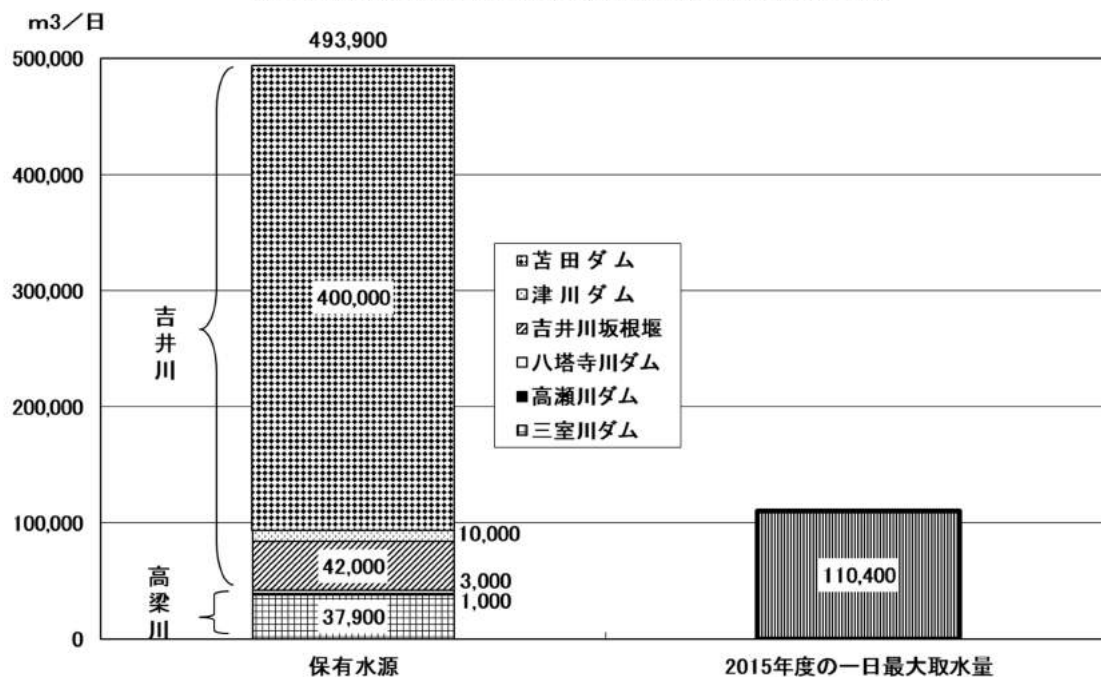


図9 岡山県広域水道企業団の給水量の推移

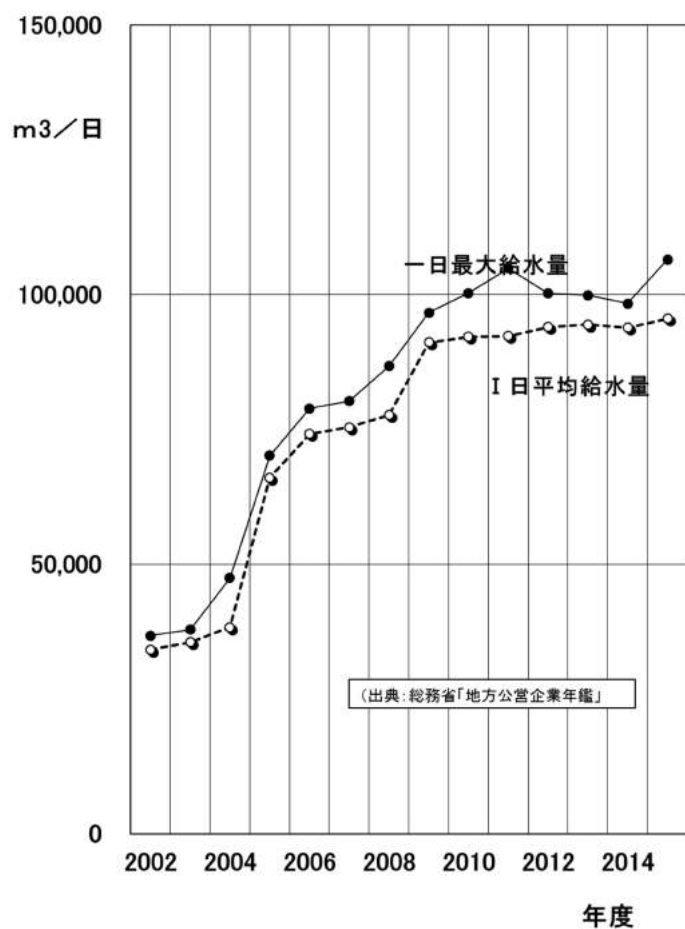
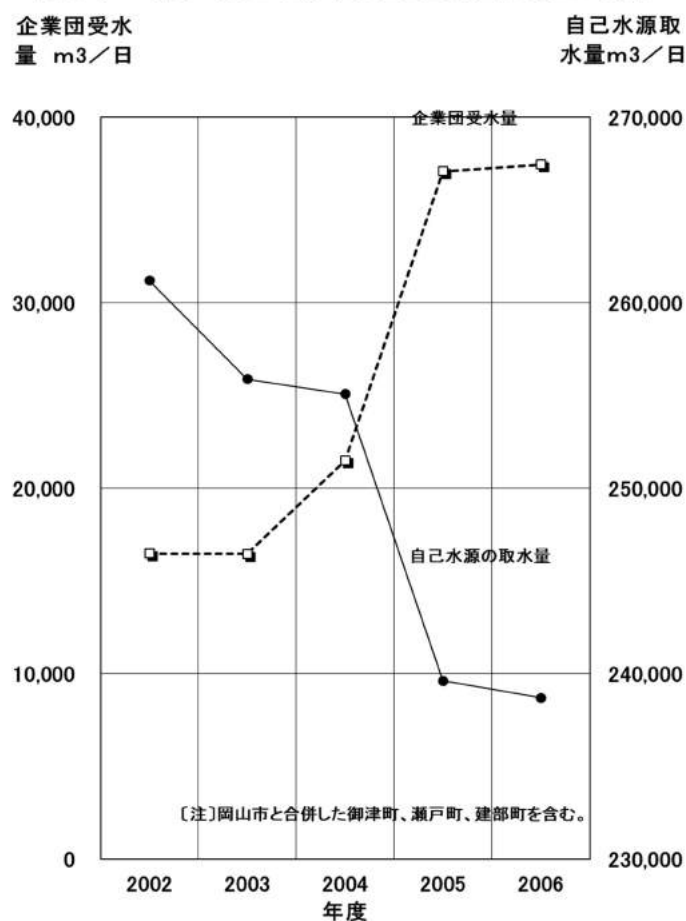


図10 岡山市上水道の自己水源取水量と企業団受水量の推移



Ⅲ 治水問題

1 今年も大水害が発生

進まぬ流木撤去、山間部で通行止め残る 九州豪雨 2 カ月

(朝日新聞 2017 年 9 月 5 日) (渡辺松雄)



(写真) 重機を使って復旧作業が行われている赤谷川周辺の被災地

福岡、大分両県で36人が亡くなった九州北部豪雨は5日、発生から2カ月となった。福岡県朝倉市では145人が避難所で生活するなど、両県で計1100人以上がもとの自宅以外での生活を強いられている。福岡県の3河川で国が代行する応急復旧工事の進捗(しんちょく)率は5割弱。本格的な台風シーズンに備えて急ピッチで工事が進んでいる。

朝倉市と福岡県東峰(とうほう)村では8月中旬から仮設住宅への入居が始まり、計56戸で126人が暮らす。追加で43戸が建設中。このほか、民間賃貸住宅を借り上げる「みなし仮設」や公営住宅に住む人が両県で計900人を超す。朝倉市で行方不明になった5人の捜索は今も続く。

福岡県によると、県内で発生した流木は約36万立方メートル。8月末までに仮置き場に搬出されたのは4万立方メートル弱にとどまる。最大で173キロあった通行止め区間は8月28日現在、緊急車両のみが通行可能な区間も含めて71キロに減った。ただ、山間部などで道路の通行止めや寸断が続き、生活再建の妨げになっている。

農地や道路、河川、商工業などの被害額は、福岡県が5年前の九州北部豪雨の4倍近くの約1941億円。大分県でも約300億円にのぼった。両県で合わせて288戸が全壊し、1073戸が半壊した。

秋田・雄物川3か所で氾濫 東北で激しい雨

(日本テレビ 2017 年 8 月 25 日 12:09)

活発な前線の影響で東北地方では25日未明から、北陸地方では25日朝から激しい雨が降っている。秋田県では雄物川が大仙市の3か所で氾濫が発生しているほか、岩手県宮古市では増水した川に車が流され、乗っていたとみられる男性の遺体が見つかった。

活発な前線の影響で東北地方では25日未明から、北陸地方では25日朝から激しい雨が降っている。秋田県では雄物川が大仙市の3か所で氾濫が発生しているほか、岩手県宮古市では増水した川に車が流され、乗っていたとみられる男性の遺体が見つかった。

秋田県内では、24日夜から激しい雨が降り、24時間の雨量が200ミリ以上に達したところもあった。

住民「(先月の豪雨で) 冷蔵庫、洗濯機、食器棚、流し台、全部取り換えていまこういう状況なので、本当に(水が) あがらないことを祈るだけ」

国土交通省によると、この大雨で午前8時ごろ、一級河川の雄物川が大仙市の3か所で氾濫した。建物の浸水被害も出ていて、午前11時現在、大仙市の833人に避難指示。秋田市や由利本荘市など広い範囲で避難勧告が出されている。



2 河川行政の誤りが招いた災害

○ ダム優先の河川行政が引き起こした秋田・雄物川の氾濫

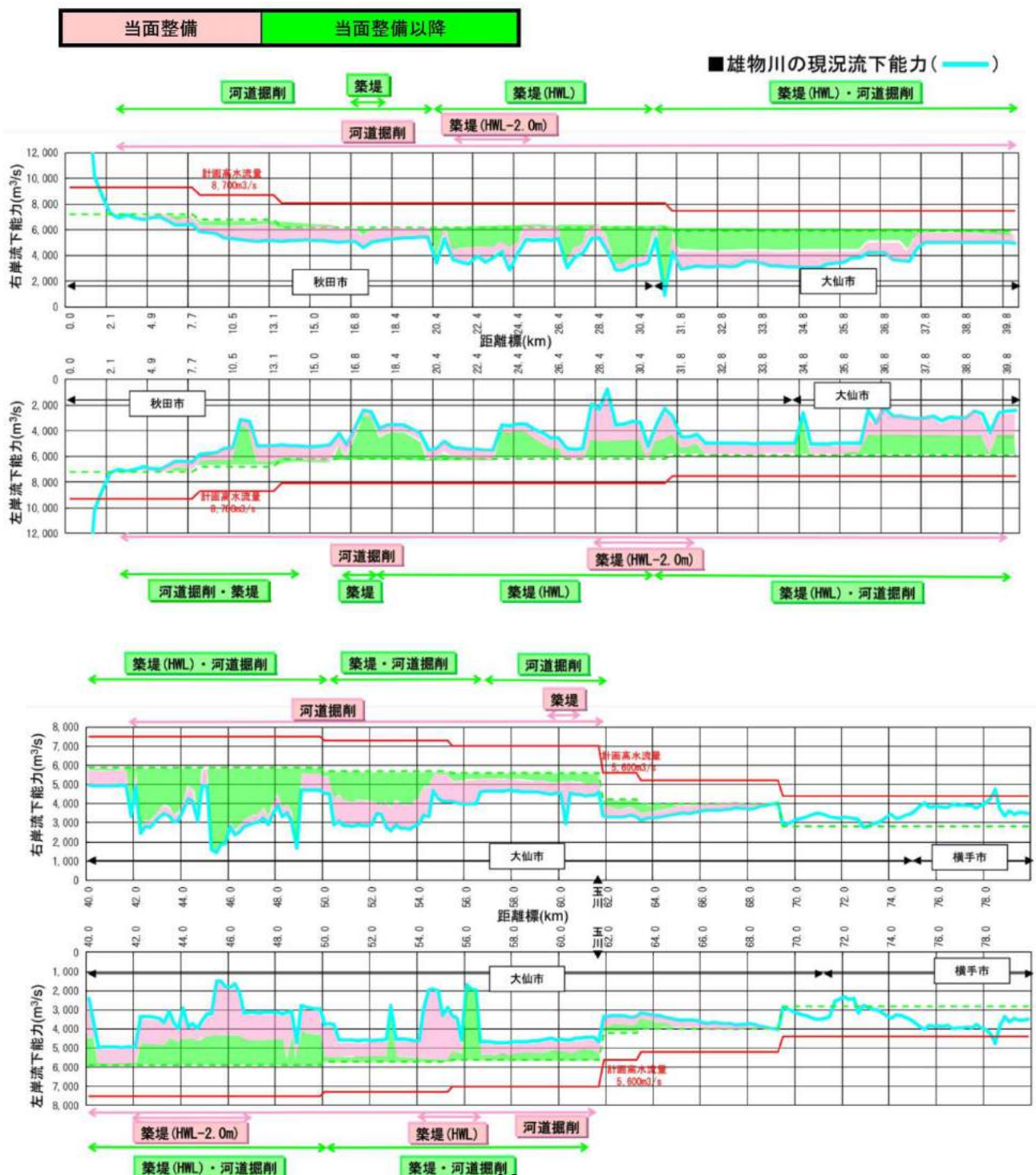
(林野行政の誤りは藤田 恵氏の論考「土石流災害は『拡大造林』が元凶の人災」をお読みください。)

2015年9月の鬼怒川水害は、国交省が上流に四基の大型ダムを建設する一方で(最後の湯西川ダムは2012年完成)、下流部の河川改修をなおざりにしてきたことによって引き起こされたものでした。

今年7月下旬と8月下旬に起きた秋田・雄物川の氾濫も、国土交通省が上流で成瀬ダム(総貯水容量7,850万 m^3 、2024年度末完成予定)の建設にまい進する一方で、雄物川中下流部において流下能力が極めて低い状態を放置してきたことに起因するものです。起きるべくして起きた氾濫でした。

雄物川の中下流部の現況流下能力(東北地方整備局「雄物川直轄河川事業」(2012年12月))

着色部分が流下能力の不足を示す。(当面整備は今後7年間、当面整備以降は今後30年間)



3 2015 年鬼怒川水害

(1) 被災地の現状

(東京新聞茨城版 2017 年 9 月 10 日「鬼怒川決壊 きょう 2 年 100 人超 今なお避難生活」より)

「常総市によると、2017 年 8 月 30 日現在で、45 世帯の 112 人が避難生活を続けている。避難者に住宅を無償提供する期限は今秋で終わるが、市の聞き取り調査では、行き先が決まっていなかった人たちがいる。

無償で提供される住宅には、水害で自宅が壊れ、建て替えや大規模修理のめどが立たないなど、短期間で戻れない被災者らが入居した。つくば市内の旧国家公務員宿舎、県営住宅、借り上げ民間住宅の三種類。使用期間は最長二年間とされ、今月末から十二月初めにかけて期限を迎える。

死者数は 2016 年 12 月、常総市内の 50～90 代の男女 6 人が災害関連死と認定され、9 人に増えた。」〔注〕

〔注〕 認定されていぬ関連死も含めると、死者数はもっと多い。

(2) 鬼怒川水害の原因と責任の究明

1) 国土交通省との交渉と資料請求

2015 年 9 月に起きた鬼怒川水害の原因を究明し、国土交通省の責任を追及する取り組みが進められてきています。被災者及び支援者が、国会議員（塩川鉄也衆議院議員、梅村さえ子衆議院議員）を通しての国土交通省との直接交渉と、国土交通省への資料請求を 2016 年度から 2017 年度にかけて繰り返し行ってきました。この活動により、鬼怒川水害の原因と責任に関してかなりの情報が得られてきています。

2) 鬼怒川水害原因究明プロジェクト

水害訴訟の経験がある弁護士を含む 6 人の弁護士と、被災者、支援者が鬼怒川水害の原因と責任を究明するプロジェクトに取り組んでいます。

鬼怒川水害における国土交通省の責任は次の通り、極めて重大です。

ア 若宮戸地区（大量の溢水）

この水害では若宮戸地区 25 km 付近で鬼怒川から大量の洪水が溢水し、若宮戸地区とその下流域はすさまじい水害に見舞われた。その原因をつくり出したのは国土交通省である。

① 国土交通省は氾濫の危険性が高い無堤の状態を長年放置し、築堤工事を怠ってきた。

② 2014 年にメガソーラー業者が「いわゆる自然堤防」を掘削した後、その対応策として国土交通省が行った土嚢積みが非常に安易であったため、大量の洪水が溢水した。

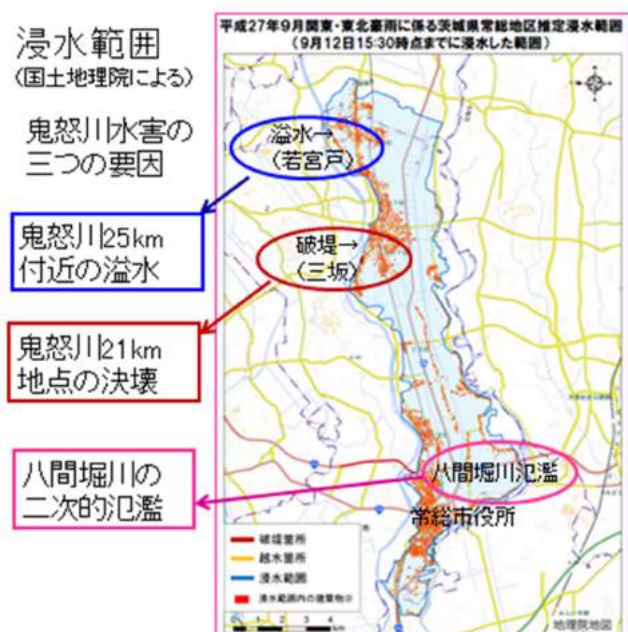
イ 三坂地区（堤防決壊）

三坂地区 21 km 地点で堤防が決壊し、鬼怒川から溢れた洪水が家々を次々と襲い、三坂地区とその下流域はすさまじい水害に見舞われた。その原因をつくり出したのも国土交通省である。

① 堤防高が最も低く、破堤の危険性が最も高い左岸 21 km 地点を放置してきた。

② 2014 年 10 月策定の河川改修計画でも決壊地点の改修を先送りにしてきた。

このような国土交通省の責任を究明して、然るべき法的措置をとることを検討しています。



4 国土交通省の動き

(1) 水防災意識社会再構築ビジョン (2015年12月)

2015年の鬼怒川等の水害を踏まえて、国土交通省は水防災意識社会再構築ビジョンを策定しました。ハード対策は5年間で実施することになっていますが、5年間での達成が果たして可能なのでしょうか。ハード対策は5(1)で述べる耐越水堤防が排除されており、破堤防止の対策として極めて不十分なものになっています。



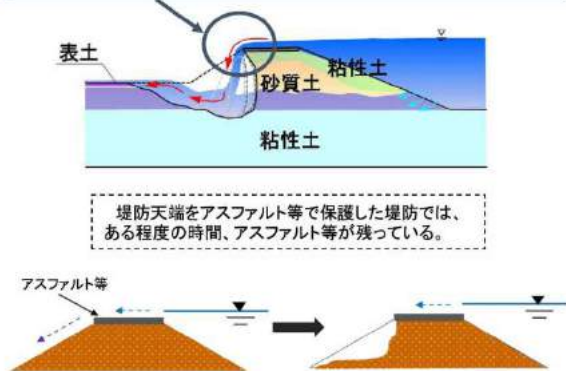
「危機管理型ハード対策」

水防災意識社会再構築ビジョン

氾濫リスクが高いにも関わらず、当面の間、上下流バランス等の観点から堤防整備に至らない区間など約1,800kmについて、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策を平成32年度を目途に、今後概ね5年間で実施する。

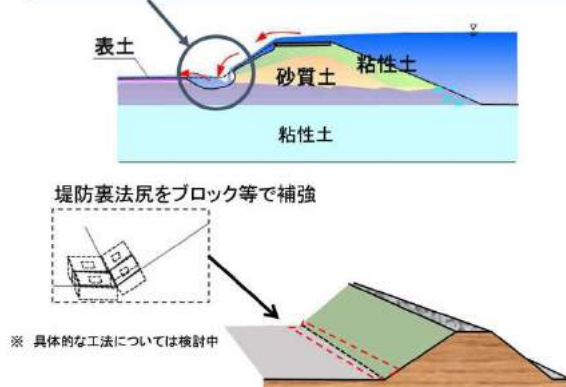
堤防天端の保護

堤防天端をアスファルト等で保護し、堤防への雨水の浸透を抑制するとともに、越水した場合には法肩部の崩壊の進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす



堤防裏法尻の補強

裏法尻をブロック等で補強し、越水した場合には深掘れの進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす



約1,310km

約630km

対策を実施する区間L=約1,800km

※各対策の延長は重複あり

(2) 国交省が各水系で想定最大規模（千年に1度）の洪水浸水区域図を発表（2017年7月）

○ 利根川水系についての新聞記事

利根川水系 19 河川 最大の浸水域公表 国交省「千年に1度」想定（上毛新聞 2017年7月5日）

国管理の利根川水系 19 河川について、国土交通省関東地方整備局は4日、想定される最大規模の降雨を前提に、新たな洪水浸水想定区域を公表した。従来は「10～100年に1度」としていた洪水の前提を「千年に1度を超える」規模に引き上げて算出。本県を含む浸水範囲は利根川が約1700平方^キから1800平方^キに広がり、渡良瀬川は約420平方^キとした。

利根川の浸水想定区域約1800平方^キは本県など1都5県の74市区町に及び、伊勢崎、太田、館林、玉村、板倉、明和、千代田、大泉、邑楽の9市町が含まれる。

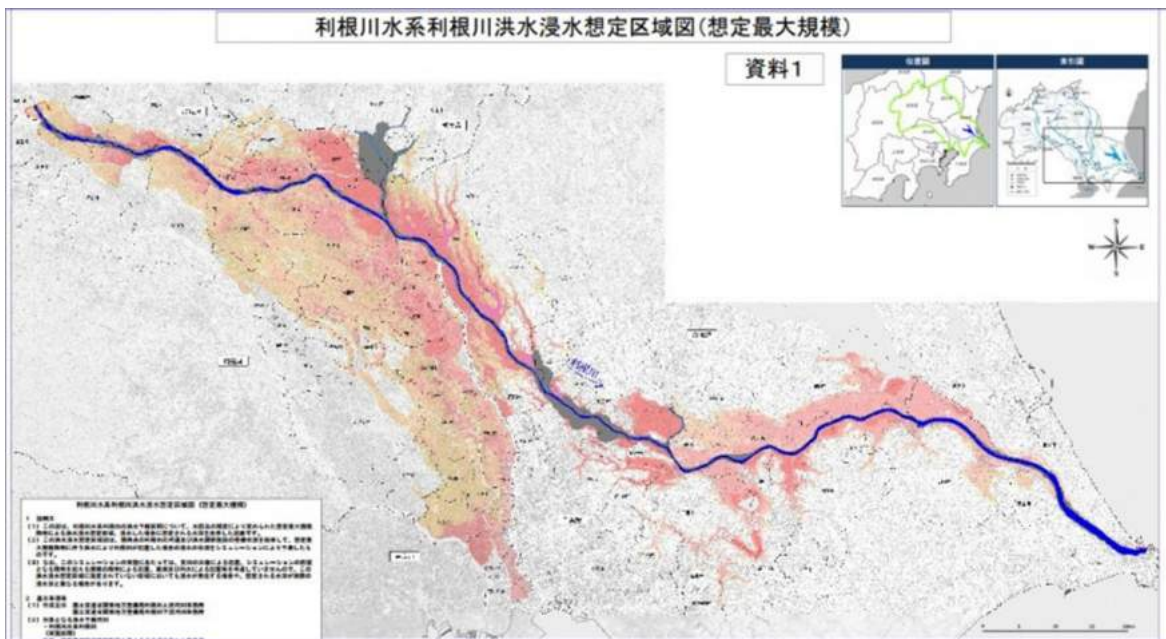
利根川の降雨の前提は、八斗島（伊勢崎市）より上流域での72時間総雨量491^ミ。最大規模の洪水があった場合の最大浸水深は、茨城県古河市前林付近で12・8[㍎]に達するとした。板倉町役場は従来の4・3[㍎]から4・5[㍎]に、明和町役場は3・3[㍎]から4・2[㍎]に上昇する。

渡良瀬川は桐生、太田、館林、みどり、板倉、明和、千代田、大泉、邑楽の9市町など4県18市町が浸水想定区域となる。浸水深は桐生市役所周辺で2・1[㍎]、東武日光線板倉東洋大前駅（板倉町）周辺で5・5[㍎]になるとしている。

各自治体は今後、公表された想定区域を基に「洪水ハザードマップ」を改定。浸水範囲の拡大に伴い、多くの自治体で避難場所や避難経路の再考が必要となる見通しだ。桐生市は「適切な避難所の検討を進めたい」としている。

利根川、渡良瀬川以外に公表された17河川で想定区域に県内が関係するのは広瀬川、小山川、早川、桐生川、旗川、秋山川、矢場川、多々良川。2015年の水防法改正を受けた見直しで、近年多発するゲリラ

豪雨などに対応することを目的とする。県は6月、県管理の18河川についての浸水想定区域を公表。利根川の県管理区間の新たな想定区域を近く公表する方針。



○「千年に1度」の大雨を想定した浸水域の公表までの経過

今回の千年に1度の大雨を想定した浸水域の公表は水防法の改正によるもので、その経過は次の通りです。

- ・国土交通省は平成27年1月20日に、「新たなステージに対応した防災・減災のあり方」を公表。

「温暖化の進行により危惧されているような 極端な雨の降り方が現実起きており、明らかに雨の降り方が変化している」、「いつ大規模噴火が起こってもおかしくない」という状況を、「新たなステージ」と捉え、危機感をもって防災・減災対策に取り組んでいく必要がある。」

・この方針に基づき、「水防法等の一部を改正する法律案」を閣議決定され、現行の洪水に係る浸水想定区域について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に拡充するとともに、新たに、いわゆる内水及び高潮に係る浸水想定区域制度を設けることになりました。この法案は平成27年7月19日に一部施行されました。

○ 「千年に一度」の大雨の浸水域に意味があるのか。

しかし、「千年に一度」の大雨が降ると、ここまで水に浸かるといわれても、住民は対応のしようがありません。実際の河川ははるかに低い治水安全度を目標にして治水対策が進められています。

利根川・江戸川本川の河川整備計画は、1/70～1/80、つまり70～80年に一度の規模の洪水に対応することを目標としています。現状は1/30～1/40です。

利根川の代表的な支流である渡良瀬川の直轄区間は、1/30～1/40を目標とした河川整備計画が策定されようとしています。利根川支川の河川整備計画の目標は、群馬県管理区間では1/10程度です。埼玉県の下水道普及地域の雨水排水計画は、1/5程度のところが多いようです。

このように、今回の浸水域の公表は現実の治水計画とかけ離れた大雨を想定しており、現実性がないものです。仮に未曾有の豪雨があつて浸水被害があつた場合に、あらかじめ警告しておいたことだと、行政の責任を回避するために公表されたと考えられます。

5 今後進めるべき治水対策の三つの柱

(1) 耐越水堤防の普及

1) 耐越水堤防をめぐる経過

有効な治水対策である耐越水堤防をめぐる経過は次の通りです。

(石崎勝義・元建設省土木研究所次長『消されかかっている越水堤防』より)

① 耐越水堤防工法の研究開発

旧・建設省土木研究所が「洪水が越水しても簡単には決壊しない堤防」(耐越水堤防)の工法を1975年から1984年にかけて研究開発。

② 耐越水堤防工法の実施

建設省が一級河川の一部で1980年代の後半から耐越水堤防を実施。

③ 耐越水堤防の普及の通知

建設省が耐越水堤防の普及を図るため、2000年3月に「河川堤防設計指針(第3稿)」を発行し、関係機関に通知。

耐越水堤防(フロンティア堤防・アーマーレビー)の実施例(施工開始時期 1988～1998年度)

河川名		所在市町村	施工時期	施工延長
水系名	河川名			
石狩川	美瑛川	北海道上川郡美瑛町	平成元年度～平成11年度	4.6km
留萌川	留萌川	北海道留萌市	平成2年度～平成3年度	2.9km
雄物川	雄物川	秋田県大仙市	平成2年度～平成6年度	1.6km
那珂川	那珂川	茨城県水戸市、ひたちなか市、那珂市	平成10年度～平成15年度	9.0km
信濃川	信濃川	新潟県長岡市	平成2年度～平成11年度	1.5km
雲出川	雲出川	三重県津市	平成8年度～平成11年度	1.1km
加古川	加古川	兵庫県加古川市	昭和63年度～平成7年度	3.4km
江の川	馬洗川	広島県三次市	平成2年度～平成9年度	0.8km
筑後川	筑後川	福岡県久留米市	平成8年度～平成13年度	1.1km

建設省「河川堤防設計指針(第3稿)」2000年3月

第6章 越水に対する難破堤防の設計

(1) 耐越水構造の基本的な考え方

越水に対して一定の耐力を持つためには、図 6.3.1 に示すように、設定した断面について堤防天端保護工、裏のり保護工および尻工を設ける必要がある。なお、天端保護工ののり層表面は計画堤防高さとする。

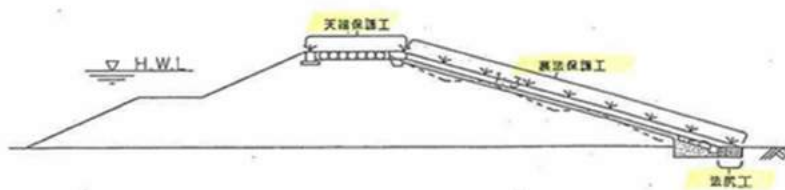


図 6.3.1 越水を考慮した強化堤防の基本構造

〔注〕耐越水堤防工法は被覆型（堤防の川裏側を接続ブロックと遮水シートなどで被う工法）と自立型（堤防のコアに土とセメントをまぜた地中壁をつくる工法など）がある。建設省の耐越水堤防工法は前者である。

④ 耐越水堤防の退場

国交省が2002年7月に③の「河川堤防設計指針(第3稿)」を廃止

④の背景（ダム推進の妨げになるから）

2000年12月から始まった川辺川ダム住民討論集会で、耐越水堤防を整備すれば、ダムが不要になるのではないかと指摘され、耐越水堤防の存在がダム推進の妨げになると、国交省が考えたからと推測されます。

2) 耐越水堤防に関する国交省の回答（国交省治水課 2015年8月27日）

耐越水堤防に関する国交省の現在の見解は次の通りです。

質問：土木研究所が過去に行った堤防強化工法の実験結果をなぜ評価しないのか。

回答：越水対策工法については、土木学会より、堤防を被覆する工法は耐侵食性、耐震性など長期にわたる実効性が未だ明らかではない点などが示されており、現実的な治水対策案として採用できる状況にはなっていないと考えています。

質問：スーパー堤防整備対象区間（江戸川・荒川・多摩川・淀川・大和川の下流部119km）以外の河川について耐越水堤防へ強化する計画、見通しを示されたい。

回答：堤防強化に関する技術開発が各方面で実施されているところですが、現在の技術レベルでは高規格堤防以外に越水に耐えられる構造は確立されていません。したがって、現時点では、高規格堤防以外の区間の耐越水堤防の計画はありません。

3) スーパー堤防（高規格堤防）事業の現状

耐越水堤防の対極にあるスーパー堤防事業の現状を紹介します。

多摩川・江戸川・荒川・多摩川・淀川・大和川の下流部119kmがスーパー堤防の整備対象区間になっていますが、堤防対象地に居住する人々に（数年間以上）立ち退きを求める土地区画整理や都市再開発を前提とするため、スーパー堤防の整備は遅々として進んでいません。5河川合わせでの国交省予算は最近は年間30～50億円にとどまっています（次ページの図を参照）。

○ 江戸川・荒川・多摩川・淀川・大和川下流部のスーパー堤防整備の必要年数の試算

- ・計画区間 118.967 km
- ・実際に完成した高規格堤防 3.355 km（1：30の基本断面形状の確保区間）
- ・進捗率 $3.4\text{m} \div 119\text{km} = 2.8\%$
- ・事業開始後20年経過して、整備率が2.8%とすれば、119kmの整備を終えるためには、 $20\text{年} \div 0.028 = \text{約} 710\text{年}$ 必要。

○ 進まない理由

- ① 人々が住んでいる場所に堤防をつくるという手法そのものに無理があります。
 - i 区画整理や再開発などのまちづくり事業が先行しないと、進められません。
 - ii 現住居を終の棲家として余生を送るとしてきた人たちを強制的に追い立てる問題を引き起こしています。
- ② 巨額の事業費が必要です。

1メートルあたり3,000～4,000万円（耐越水堤防工法は1メートルあたり50～100万円）

スーパー堤防（高規格堤防）事業の経過

2010年10月 行政刷新会議の事業仕分け

高規格堤防整備事業は「事業廃止」

2011年12月 国交省の巻き返し

整備区間を縮小して引き続き、推進。

首都圏

利根川	363km	→	0km
江戸川	121km	→江戸川下流部	22km
荒川	174km	→荒川下流部	52km
多摩川	83km	→多摩川下流部	15km

近畿圏

淀川	89km	→淀川下流部	23km
大和川	44km	→淀川下流部	7km
計	873km	→	119km

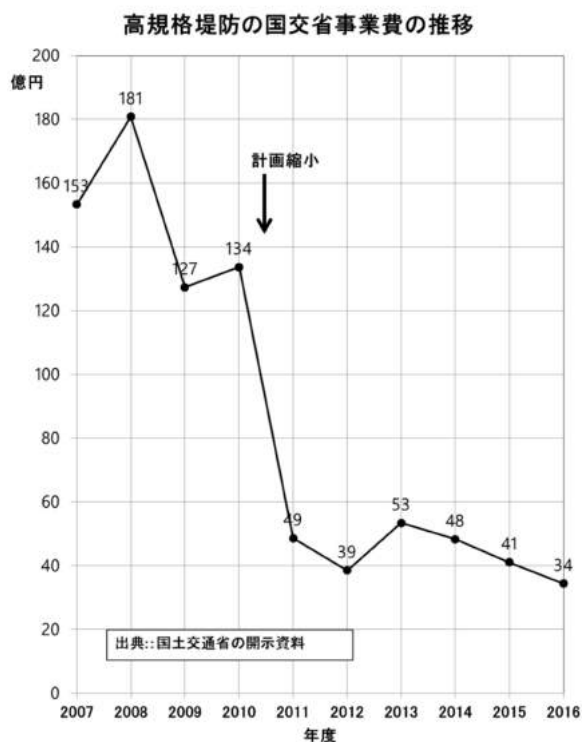
見直し前の延べ873kmの整備は荒唐無稽な計画ですが、見直し後の延べ119kmの整備も実現性のない机上の計画です。

【補遺】国交省はスーパー堤防の整備をスピードアップさせる方策を検討するため、「高規格堤防の効率的な整備に関する検討会」を設置し、2017年5月、6月、7月と、3回の会議を開きましたが、特段の妙案はなく、課題を羅列しただけのとりまとめをもって終わりました。

スーパー堤防計画が流域の安全性向上を妨げる元凶になっています。流域住民の生命と財産を守る真っ当な河川行政に変えるため、スーパー堤防事業の廃止と耐越水堤防の導入を求める運動を展開しましょう！

☆スーパー堤防事業がもたらす弊害

- スーパー堤防事業があるために、国交省は安価な耐越水堤防工法の導入にストップをかけています。
- スーパー堤防の整備は巨額に費用を要し、また、住民の反対もあるので、現実には整備を推進することは困難です。
- 5河川下流部でのスーパー堤防の整備は、区画整理事業などを前提とするため、国交省はその整備を主体的に推進する立場になく、具体的な整備計画がないままになっています。
- 5河川下流部以外の河川でも国交省は耐越水堤防の推進を認めないため、全国の河川で破堤の危険性がある箇所の改善がされず、鬼怒川水害のような破堤が起きる状態が放置されています。



(2) 流域治水推進条例

1) 滋賀県流域治水の推進に関する条例 (2014年3月制定)

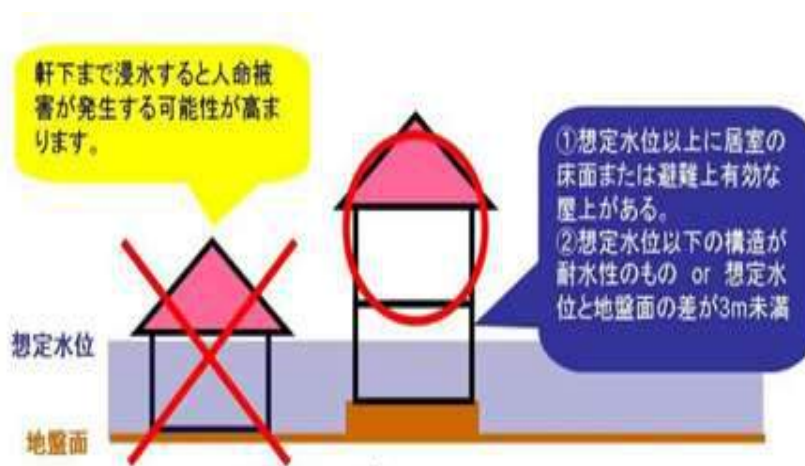
近年の水害発生区域を見ると、河川のすぐ近くにあつて、氾濫の危険性のあるところに新しい家々が立ち並んでいる新興住宅地であることが少なくありません。開発規制がされていないのです。

この点で、建築規制、立地規制を治水対策の重要な柱としたのが、嘉田由紀子・前滋賀県知事が2014年3月に制定した「流域治水の推進に関する条例」です。

この条例は、「浸水警戒区域」を指定し、近くに避難場所がなく、地盤のかさ上げもしない場合、原則として区域内の住宅や福祉施設などの新築・増改築を許可しないとしています。

治水対策として建築規制、立地規制を行うのは画期的なことです。

滋賀県の流域治水推進条例が制定されてから、3年半が経過したが、滋賀県に続く自治体の動きがほとんど見られません。



2) 滋賀県が浸水警戒区域をはじめて指定（2017年6月）

今年6月、滋賀県は建築規制などを行う浸水警戒区域の指定をはじめて行いました。県は400万円を上限として住宅を新築、増改築する際のかさ上げ費用の2分の1を助成します。

滋賀）浸水警戒区域、県が米原市村居田地区を初指定

（朝日新聞滋賀版 2017年6月16日）

県は、水害の危険性が高い地域に建築規制などを義務づける浸水警戒区域に、米原市村居田地区の約13ヘクタールを正式に指定し、16日付の県公報で告示する。ダムだけに頼らない治水を目指す県の流域治水推進条例に基づく初の指定となった。

浸水警戒区域は、200年に1度の大雨で3メートル以上の浸水が予測される区域が対象。住宅を新築、増改築する際、敷地をかさ上げるなどし、想定される水位より高い位置に住宅を設けるよう義務づける。県は400万円を上限として費用の2分の1を助成する。

県流域治水政策室によると、5月末に開かれた県流域治水推進審議会で、同地区を指定することが全会一致で承認され、庁内の手続きを経て正式に決まった。

村居田地区は、姉川中流の左岸に位置し、支流の出川が地区内に流れる。指定されるのは出川下流の約13ヘクタールで、指定区域内には22世帯がある。同地区の堀居良一区長（69）は「水害に強い地域づくりを県と協力して進め、障害者や弱者の避難訓練に心を一つにして取り組みたい」と話した。

県は2020年までに約100地区を指定する計画だ。今年3月末現在、村居田地区を含め湖北10、甲賀6、東近江3、高島2、湖南1の計22地区で浸水警戒区域の指定に向けた取り組みを進めている。

うち避難計画の策定まで進んでいた2地区では、一部住民に異論があり、県が引き続き調整中だ。

高島市朽木野尻地区では、5月の地区総会で「区域指定されると地価が下がる。風評被害も懸念される」などの意見があり、指定の見送りを決定。甲賀市の黄瀬地区でも、一部住民から「資産価値が下がる。売買が難しくなる」「区域指定の費用を河川改修に使うべきだ」といった反対意見が続出。4月の地区総会でも指定に慎重な対応を求める意見が出た。

県流域治水政策室の担当者は「区域指定による長所と短所などを説明するなどし、粘り強く対応して理解を取り付けたい」と話している。

■対策住宅対象にローン金利優遇

関西アーバン銀行（本店・大阪市）は、浸水警戒区域内で対策を施した住宅の購入や増改築を対象に、住宅ローンに優遇金利を適用する新商品「県流域治水推進住宅ローン」の取り扱いを始めた。

中古・新築のいずれも対象で、①浸水警戒区域内で、県から建築の許可を受ける②1階の床の高さを、県が公開している浸水予測図「地先の安全度マップ」で想定される水深以上にする③100リットル以上の雨水貯留タンクを設ける――をすべて満たすことが必要だ。

所定の条件を満たせば、ローン基準金利から年1・9ポイント引き下げ、がん・脳卒中・急性心筋梗塞（こうそく）の三大疾病保障と自然災害補償特約の上乗せ金利分を最大年0・5ポイント引き下げる。変動金利型に限られ、固定金利選択型は利用できない。

同ローンへの公金投入はなく、区域に正式に指定された後から利用できる。県流域治水政策室は「災害リスクへの対策をすると金利を優遇する仕組みは珍しく、活用してほしい」としている。（岡本洋太郎）

（3）内水氾濫対策の強化

都市部における最近の氾濫の大半は内水氾濫です。内水氾濫とは、降った雨がはけ切れずに、その場で溢

れてしまう現象を言いますが、近年はゲリラ豪雨による内水氾濫が頻発しています。

内水氾濫対策として取り組むべきことは、次のとおりですが、これらは予算規模が小さく、整備が非常に遅れています。

内水氾濫対策

☆ 排水能力の増強対策

- 末端の小河川・排水路の疎通能力のアップ
- 下水道雨水管きょの新設・増設
- ポンプ場（排水機場）の新設・増設

☆ 雨水流出の抑制対策

- 雨水貯留槽・雨水調節池の設置
- 雨水浸透施設（浸透トレンチ、浸透ます、透水性舗装）の設置

下水道の雨水対策は概ね5年に1回の降雨に対する安全度を確保するように整備が進められていることが多いのですが、下記の記事のとおり、その目標も達成されていない都市が約4割もあります。

5年に1回の時間雨量は50mm程度ですが、地球温暖化やヒートアイランド化により、ゲリラ豪雨の雨量が急増して、時間最大100mm前後の豪雨も記録されるようになっていきます。

（災害大国）下水道、市街の42%未達成 「5年に1回の大雨」浸水対応 （朝日新聞 2017年9月25日）

「ゲリラ豪雨」をはじめとした強い雨の頻度が増す中、市街地が浸水被害に遭わないよう、国は「5年に1回程度の大雨」に対応できる下水道の整備を求めているが、全国の42%で終わっていないことが国土交通省のまとめで分かった。

市街地のアスファルト化が進み、下水道による排水機能が不十分なままだと、大雨でオフィス街や住宅街が浸水する「内水氾濫（はんらん）」が起き、多額の経済的損失が発生する恐れがある。

国交省は「下水道による都市浸水対策達成率」を都道府県ごとに集計。過去に浸水被害のあった市街地など、市町村が浸水対策を必要と見込む地域が「5年に1回程度の大雨」に下水道で対応できるようになっているか、調べた。国はこれまでも都市計画中央審議会などで、このレベルの雨でも安全が確保できるよう自治体に対策を促してきた。

調査の結果、2016年度末時点で対象地域は全国に84万3千ヘクタールあり、うち4割にあたる35万8千ヘクタールで対策が済んでいなかった。

達成率が高いのは京都府で79%。愛知県77%、大阪府73%と続く。低いのは島根県の17%で、長野県22%、宮城、和歌山両県が23%だった。島根県の担当者は「污水管の整備を優先しているため」と話す。

下水管には生活排水を流す污水管と大雨に対応する雨水管があるが、污水管の整備が十分に済んでいない地域では、雨水対策まで手が回りにくいのが実情だ。

また大規模な工事は費用や時間がかかるため、国交省はポンプを使って川まで水を送り出す、止水板を使って建物への浸水を防ぐ——といった対策を呼びかけている。都市機能が特に集積する地域は、10年に1度の雨でも耐えられる工事をするなど、メリハリを付けた対応も求めている。

05～14年の水害統計では、河川の決壊による洪水氾濫などの被害額が約9千億円だったのに対し、内水氾濫の被害額も約7千億円に達している。（赤井陽介）

都道府県名	達成率
北海道	63%
青森県	52%
岩手県	30%
宮城県	23%
秋田県	46%
山形県	40%
福島県	44%
茨城県	58%
栃木県	32%
群馬県	46%
埼玉県	42%
千葉県	45%
東京都	66%
神奈川県	62%
新潟県	53%
富山県	71%
石川県	49%
福井県	64%
山梨県	50%
長野県	22%
岐阜県	48%
静岡県	41%
愛知県	77%
三重県	40%
滋賀県	30%
京都府	79%
大阪府	73%
兵庫県	65%
奈良県	46%
和歌山県	23%
鳥取県	62%
島根県	17%
岡山県	42%
広島県	57%
山口県	55%
徳島県	72%
香川県	46%
愛媛県	54%
高知県	50%
福岡県	65%
佐賀県	39%
長崎県	57%
熊本県	54%
大分県	65%
宮崎県	57%
鹿児島県	69%
沖縄県	57%

IV ダム建設業界の延命策

1 ダム再生ビジョン

国土交通省がダム再生ビジョンを2017年6月27日に策定しました。ダム再生ビジョン検討会を今年1月、3月、5月と、3回開いてまとめたものです。

全国で有害無益なダムの建設がいまだに強行されていますが、新規のダム建設が必要性の喪失で次第に困難になってきたことは事実です。

このような状況で、河川官僚はダム建設部門、ダム建設業界を維持するための画策を行っています。一つはダム再生ビジョンの策定、一つはダム再開発の工事を国が代行できるようにしたことです。

ダム再生ビジョンは、既設ダムを有効活用するダム再生の方策を示したものです。ダム再生の具体的な内容は次のようなものです。

- ダムの長寿命化
- 貯水容量の増大
- 放流能力の増強
- 水力発電の積極的導入

ダムの長寿命化などを理由にして既設ダムの改造を進めていくというものであって、今後、ダム再生ビジョンに基づき、全国で既設ダムの改造が次々と行われていくことが予想されます。

そして、国土交通省は早速、「ダム再生ビジョン」に基づき、雨竜川ダム（北海道）、矢作ダム（愛知県市）、早明浦ダム（高知県）について治水機能の増強を図る改修事業を2018年度から始めることを発表しました。

平成29年6月27日の国土交通省の発表

「ダム再生ビジョン」の策定

～頻発する洪水・渇水の被害軽減や再生可能エネルギー導入に向けた既設ダムの有効活用～

この度、既設ダムを有効活用する「ダム再生」を加速する方策を示す「ダム再生ビジョン」を策定しましたので お知らせします。

本ビジョンでは、ダムの長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良などの既設ダムの有効活用を加速するための方策をとりまとめております。

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo05_hh_000029.html

平成29年7月26日の国土交通省の発表

ダム再生の推進～「ダム再生ビジョン」策定後、初の新規事業採択に向けた手続きを開始～

本年6月の「ダム再生ビジョン」策定後、初の新規事業採択に向け、新規事業採択時評価の手続きを開始します。

＜ダム再生の新規事業候補箇所＞

- 雨竜川ダム再生事業（北海道開発局）
- 矢作ダム再生事業（中部地方整備局）
- 早明浦ダム再生事業（水資源機構）

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo05_hh_000033.html

【ダム再生ビジョンの関連記事】

連載・起死回生 ダム再生(上)

(建設通信新聞 2017-09-20 2面) <https://www.kensetsunews.com/archives/106277>

【事業費 最盛期の4割／水害被害額は10年で2番目】

旧民主党政権下で『できるだけダムにたよらない治水』へ政策転換し、ダム事業について本格的な検証がスタートしてから8年。9割超の検証が完了し、全国で25事業が中止と判断された。

一方で、気候変動による水害の頻発・激甚化が深刻な問題となっている。限られた財源で国民の生命・財産を守るべく、国土交通省は『水防災意識社会の再構築』を掲げ、ハード・ソフト一体となったダム再生を進める。

ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」で、83事業を検証対象に決めた。ことし8月末時点で83事業のうち、54事業が継続、25事業が中止と決定されている。

直轄の対象事業はすべて検証が終了し、水資源機構の木曽川水系連絡導水路と補助事業をあわせた計4事業を残すのみとなった。

2018年度の予算概算要求における国直轄と水資源機構、補助事業をあわせたダム関連事業費は約1912億円。最盛期だった1997年の約4624億円に対して4割程度まで落ち込んでいる。

一方で、16年の水害被害総額（暫定値）は過去10年で2番目に大きい約4620億円に上った。ことしも九州北部豪雨を始め、各地で水害が発生。厳しい財政状況が続く中で、洪水・渇水被害の頻発、気候変動の影響の顕在化への対応が強く求められている。

そこで国交省はことし6月、既設ダムの有効活用を推進する「ダム再生ビジョン」をまとめた。

これまでの事例を活用したダム再開発の各種技術の進展を反映。堤体のわずかなかさ上げや運用改善で貯水容量や利水容量、洪水調節機能を大きく向上させ、ダムの新設に頼らず、最大限の治水効果を発揮させる。

ダム事業に対する、国民の認識も変わってきた。16年の台風10号時には、北海道の金山ダムでは降雨とダムへの流入量を予測し、最小限の放流で下流域の洪水被害を大きく軽減した。足立敏之参院議員はことし5月の参院・国土交通委員会で、「今後温暖化が進行して、水害が激化することを考えると、流域の上流部に洪水をため込む施設があるということは非常に大事なことだ」と指摘している。

防災面に限らず、インフラツーリズムの一環として、多くの人をダムに呼び込む動きも活発になっている。民間旅行会社と連携したダム見学ツアーや観光放流など地域活性化に寄与する事例に加え、「ダムカレー」や「ダムカード」などダムそのものが観光資源として、一役買っている。

新規に早明浦ダム再生/放流設備増設などに400億/水資源機構

(建設通信新聞 2017年8月31日) <https://www.kensetsunews.com/archives/99077>

水資源機構は、高知県内にある早明浦ダムの再生事業に乗り出す。事業費に約400億円を投じ、放流設備の増設などを実施する。

2018年度の新規事業に採択され、国土交通省の18年度予算の概算要求に盛り込まれた。同機構における初のダム再生事業となる。28年度の完了を予定する。

ダムの諸元は、形式が重力式コンクリートダム。堤高106m、堤頂長400m、総貯水容量3億1600万m³、有効貯水容量2億8900万m³となっている。1975年に完成した。

再生事業では、洪水調節容量を9000万m³から1億0700万m³に増大させるとともに、洪水時の放流能力を増強するために放流設備の増設などを実施する。

国交省が29日に公表したダム事業の新規事業採択時評価結果によると、費用便益比(B/C)は3.8。第3者委員会が予算化を妥当とし、関係する徳島、高知両県は予算化に同意している。

2 ダム再開発の工事を国や水資源機構が代行

ダムの再開発などの事業を自治体に代わって国や水資源機構が工事を実施する制度を盛り込んだ河川法と水資源機構法の改正案が5月12日に衆院で可決されました。

新規のダム建設が困難になってきたので、国や水資源機構のダム建設部門を維持するため、県管理のダムも県に代わって再開発を進めようというものです。

【ダム再開発工事代行の関連記事】

ダム再開発を国が代行、技術力不足の自治体を支援

(日経コンストラクション 2017/05/17) <http://kenplatz.nikkeibp.co.jp/atcl/cntnews/15/00811/>

ダムの再開発や河川の災害復旧などの事業で、施設を管理する都道府県や政令市に代わって国や水資源機構が工事を実施する制度を盛り込んだ河川法と水資源機構法の改正案が5月12日、衆院本会議で可決、成立した。改正法は5月中旬に公布、6月中旬に施行される見込みだ。



放流管増設のためのダム本体削孔



水中施工による仮締切の設置

(写真) 高度な技術を要する工事として国土交通省が挙げた鶴田ダム再開発事業。左は堤体の削孔、右は水中施工による仮締め切り。このダムは国管理だが、都道府県管理のダムで同様の工事を実施する場合は代行の対象となる(資料: 国土交通省)

都道府県などで土木職員が不足していることから、高度な技術を要する工事を対象に国などが事業を代行できるようにした。近年の豪雨災害で、ダムなどの河川施設で再開発需要が高まっていることに対応する目的もある。

高度な技術力を必要とする工事として、洪水調節機能を高めるダム再開発事業で、既存の堤体を削孔して放流管を増設するケースが挙げられる。堆砂対策で構築するバイパストンネルなどの工事の対象となるとみられる。

都道府県が管理する治水目的のダムは全国に434カ所ある。このうち再開発に高度な技術力を要するダムが国交省による代行の対象になる。水資源機構が代行できる事業は、水資源開発基本計画を既に決定している利根川、荒川、豊川、木曽川、淀川、吉野川、筑後川の7水系の河川に限る。同水系にある自治体管理の治水ダムは29カ所ある。

工事を代行した場合の費用負担は、都道府県などが工事を実施したときと変わらない。国が交付金や補助金相当額を負担し、残りを都道府県などが負担する。

自治体管理のインフラで、高度な技術を要する工事を国が代行する制度としては、橋などを対象とした修繕代行がある。13年の道路法改正で新たに導入された制度で、既に福島県三島町の三島大橋などに適用されている。

山崎 一邦＝フリーライター [日経コンストラクション]

V ダム等の水源開発施設の環境問題

1 荒瀬ダムの撤去

熊本県・球磨川の荒瀬ダムの撤去工事が終盤を迎え、2018年3月に撤去工事が完了します。かつての豊かな川の自然が蘇りつつあり、ダム撤去がいかに重要であることを認識させるものとなっています。

しかし、日本では残念ながら、荒瀬ダムに続くダム撤去の話がいまだに出てきていません。



2017.9.1熊日新聞

荒瀬ダム撤去 着工から5年

県営荒瀬ダムの撤去工事開始から5年。清流をせき止めていたダム本体はほぼ姿を消した
＝8月21日午前、八代市坂本町（谷川剛・三賀山雄三、小型無人機で撮影）



荒瀬ダムのすぐ下流で、アユ釣りを楽しむ男性。8月21日午前、八代市坂本町（谷川剛）

球磨川にある県営荒瀬ダム（熊本発電所、八代市坂本町）の撤去工事は1日で5年を迎えた。今年5月までに、左岸側に半分残っていたダムの基礎部分が姿を消し、本体の撤去はほぼ終了。青く光る流れの中に「コンクリートの構造物はもう見えない」。

よみがえった清流ではアユ釣りを楽しむ人の姿も。ダムのすぐ下流にある「道の駅坂本」近くでは、同市島町の穂万穂建設さん70が「ダムが無くなり、水がきれいになった。魚釣りとしてはうれしいですね」と笑顔。1時間ほどアユを10匹ほど釣り上げていた。

道の駅の敷地内では、7月に地元の住民目録協議会を中心に開いたアユ料理の食祭がにぎわった。地味な消化菜の「現で、清流の恵に感謝」をテーマに、観光やなまを設ける計画もある。

県が2012年9月に始めた撤去工事は年度、管理や発電所など関連施設の取り壊しが進んでいる。来年3月には、5年間に及ぶ最初のダム撤去工事が完了する。（平井知子）



光る清流 アユ跳ねる

最後の門柱「遺構」化検討



河川の門柱がすべて撤去された県営荒瀬ダム（左岸上流側から）。
＝2017年8月21日、八代市坂本町（谷川剛）



撤去工事が始まった時点の県営荒瀬ダム（左岸上流側から）。
＝2017年9月1日、八代市坂本町（石本純）

来年3月完了へ 発電所など解体

全国初の本格的なダム撤去工事は、来年3月の完了に向け、最終段階に入っている。2012年9月、始まった工事は、かつての本流部があった右岸側から着手し、門柱や管理棟、基礎部分などを順次取り壊していった。15年度に左岸側に残っていた基礎部分を解体。右岸の県道中津道八代橋に接した門柱1本を除いて、本体撤去はほぼ終了。本年度はダム関連施設の解体を進めており、熊本発電所、取水口の門柱、調圧水槽などを取り壊す。

右岸部の最後の門柱も本年度に取り壊す予定だったが、県は、左岸の国道219号橋のコンクリートの接合部と合わせて「遺構」として残す方針。

ダム撤去の歴史を後世に伝えるため、案内板などを設置する計画で、同川管理者の国土交通省と協議している。

荒瀬ダム撤去工事

年度	撤去箇所
2012年度	左岸 水位低下設備の設置とゲート撤去、右岸 県道橋
2013年度	ゲートと右岸門柱、管理棟を撤去
2014年度	ゲートと右岸側の基礎部分を撤去
2015年度	左岸門柱、管理棟を撤去
2016年度	左岸部撤去
2017年8月末現在	右岸の門柱は遺構としての保存に向け、国と協議中。一連の撤去工事は2017年度末に完了予定



解体工事が進む熊本発電所
＝8月21日、八代市坂本町（谷川剛・三賀山雄三、小型無人機で撮影）

荒瀬ダム 完全撤去の一環、藤本発電所の解体開始 全構造物、来年3月目標 ／熊本
(毎日新聞熊本版 2017年7月29日)

県は28日、国内初となる県営荒瀬ダム（八代市）の完全撤去作業の一環として、球磨川の約2キロ下流にある藤本発電所建屋の解体作業を始めた。真夏の強い日差しの下、作業員らは重機を使い、バリバリと大きな音を立てながら建屋の壁を壊した。2012年9月から取り組んでおり、来年3月までに全ての構造物を撤去することを目標にしている。

発電所の建屋を除くと、残る主要な構造物は右岸の長さ約10メートル、高さ約25メートルの堤体と長さ約40メートルの取水施設、発電所近くの調圧水槽になる。右岸の堤体は撤去予定だったが、遺構として残すために県が川の管理者の国と協議している。

藤本発電所は、鉄筋コンクリート製の地上2階、地下3階建てで、1954年12月～2010年3月に稼働。県によると最大出力は1万8200キロワットで、年間供給電力は一般家庭約2万世帯の使用量に相当した。

荒瀬ダムは県が1955年、球磨川に建設した発電専用ダム。老朽化に加え、アユがすむ川の水質悪化の原因になっているとして、ダムを撤去し自然の状態に戻す作業が続けられている。

2 利根川をウナギがすみやすい川に

利根川流域市民委員会がこのたび、パンフレット「利根川をウナギがすみやすい川にしよう」を作成しました。利根川流域市民委員会はかつての利根川の豊かな自然をできるだけ取り戻すことを求めて活動をしている市民団体です。2006年に発足しました。

霞ヶ浦を含む利根川はかつては日本で最大のウナギ漁獲量がありましたが、現在は漁獲量が激減しています。ウナギ激減の原因を探り、ウナギ復活の方策を見出すため、同委員会は「利根川の未来を考えるカムバック・ウナギ・プロジェクト」を立ち上げました。

利根川は、上流部に数多くのダムが、上中流部に利根大堰等の取水堰が、下流部に河口堰等があつて、これらがウナギをはじめ、さまざまな水生生物の生息に大きな影響を与えています。

ウナギが成育できる流域環境の回復、魚など生き物が上り下りしやすい利根川にすることを目指して、このパンフレットを作成しました

利根川河口堰・常陸川水門の改善を

ウナギの遡上・降下に大きな影響を与えているのが、最下流部にある利根川河口堰と常陸川水門です。

近年、利根川流域の水道

用水・工業用水の需要は減少の一途をたどり、水余りが進んでいます。もともと水資源開発のためにつくられた利根川河口堰や、霞ヶ浦開発の常陸川水門はその役割の見直しが必要となっています。

そのことを踏まえて、ウナギなどの魚類が行き来できるように、これらの施設の構造や運用の改善を求めていきましょう。

利根川河口堰

1971年1月に竣工し、独立行政法人・水資源機構が管理しています。

この河口堰の目的：①塩害防止 ②東京都・埼玉県の水道用水、千葉県の水道・工業・農業用水の開発

霞ヶ浦・常陸川水門

1963年5月に竣工し、国土交通省が管理しています。

この水門の目的：①塩害防止 ②洪水防止 ③霞ヶ浦開発事業(1996年3月竣工)の目的を補完
霞ヶ浦開発事業の目的：湖水位を操作して茨城・千葉県の工業用水、茨城・千葉県・東京都の水道用水、茨城・千葉県の農業用水の開発

パンフレットのPDF版は <http://u0ul.net/GzHJ> からダウンロードすることができます。

また、パンフレットを入手されたい方は利根川流域市民委員会の事務局までご連絡ください。

利根川流域市民委員会 事務局 〒187-0001 東京都小平市大沼町7-5-4 (深澤洋子)

T E L & F A X 042-341-7524

VI 水道民営化問題

1 水道法の改正の動き

水道民営化の道を開くと言われている水道法改正の閣議決定が2017年3月7日に行われ、通常国会に上程されました。審議はされず、継続となりましたが、次期国会で成立が企図されています。

法案の内容は厚生労働省の第193回国会（常会）提出法律案

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/193.html> の中に掲載されています。（下から2番目）「水道法の一部を改正する法律案（平成29年3月7日提出）」

民営化の関連では、概要に次のように書かれています、

「4 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。」

この法案については、2016年11月22日の「厚生科学審議会（水道事業の維持・向上に関する専門委員会）」の報告書が出ており、その中に次の説明の表があります。

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10601000-Daijinkanboukouseikagakuka-Kouseikagakuka/0000145345.pdf>

水道事業における官民連携手法と取組状況

業務分類(手法)	制度の概要	取組状況※1及び「実施例」	官民連携推進への厚生労働省の取組
個別委託 (従来型業務委託)	○民間事業者のノウハウ等の活用が効果的な業務についての委託 ○施設設計、水質検査、施設保守点検、メーター検針、窓口・受付業務など	854箇所(489事業体)	(これまでの取組内容) ○制度的対応 【・PFI法の制定(平成11年)】 ・水道法における第三者委託制度の創設(平成14年) ○地方公共団体及び民間事業者等への働きかけ ・官民連携推進協議会の開催(平成22年～) ・「水道事業における官民連携に関する手引き」の作成(平成26年3月) ○平成28年度予算における支援措置 ・官民連携の導入に向けた調査、計画作成等事業への交付金措置 ・官民連携の検討を促進させるためのコンサルタントによる助言等 ○PFI事業・コンセッション事業拡大への対応 ・コンセッション事業が行われる場合についても支援が可能となるよう補助金の交付要綱を改正
個別委託 (包括委託)	○従来の業務委託よりも広範囲にわたる複数の業務を一括して委託	307箇所(111事業体)	
第三者委託 (民間業者に委託する場合と他の水道事業体に委託する場合がある)	○浄水場の運転管理業務等の水道の管理に関する技術的な業務について、水道法上の責任を含め委託	民間:172箇所(46事業体) 「箱根地区水道事業包括委託」 事業体:15箇所(9事業体) 「福岡地区水道企業団 多々良浄水場の包括委託」ほか	
DBO※2	○施設の設計・建設・運転管理などを包括的に委託	4箇所(4事業体) 「大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業」ほか	
PFI※3	○公共施設の設計、建設、維持管理、修繕等の業務全般を一体的に行うものを対象とし、民間事業者の資金とノウハウを活用して包括的に実施する方式	12箇所(8事業体) 「横浜市川井浄水場再整備事業」 「東京都 朝霞浄水場・三園浄水場常用発電設備等整備事業」ほか	
公共施設等運営権方式(コンセッション方式)※PFIの一類型	○水道施設の所有権を公共が有したまま、民間事業者に当該施設の運営を委ねる方式	(未実施)	

※1 平成27年度実施中のもの(厚生労働省調べ:調査対象は全国約1,660箇所の水道施設、902事業体)

※2 DBO: (Design Build Operate) 公共が資金調達を担い、設計・建設、運営を民間に委託する方式

※3 PFI: (Private Finance Initiative) 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間資金、経営能力及び技術的能力を活用する方式

28

これを見ると、官民連携は第三者委託など、いくつかの手法があり、公共施設等運営権方式以外はすでに実施例があります。公共施設等運営権方式は水道法の改正が必要なので、今回、法改正をしようということです。

それによって、外国資本が入ってきて水道料金の高騰を招くことなどが心配されるところです。

一方で、外郭団体への委託などによる水道民営化はすでに徐々に進行しています。

例えば、東京都多摩地域では、昭島市・羽村市・武蔵野市を除く26市町は水道部門がなくなりました。こ

の3市以外の水道は東京都に一元化されています。

各市町の水道部門に代わって水道事務を行っているのは東京都水道局の外郭団体で、水道料金徴収業務等は㈱PUC（Public Utility Services Center）（代表取締役 小山隆 元・東京都水道局次長）、水道施設の管理、施工、水質調査分析等は東京水道サービス㈱（代表取締役 増子敦 元・東京都水道局長）が行っています。いずれも東京都水道局幹部の天下り先になっています。

今回の水道法改正で道を開く公共施設等運営権方式だけでなく、東京都多摩地域のような方式で各市町の水道部門がなくなっていくことも問題にしていかなければなりません。

2 大阪市水道の民営化問題

水道の民営化を先取りして進めようとしているのが大阪市水道です。

2017年1月に大阪市は「水道事業における公共施設等運営権制度の活用について（実施プラン案）平成27年8月修正版」を公表しました。<http://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000324186.html#2>

これはPFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）を活用し、大阪市水道設置条例を改正して、公共施設等運営権制度を導入するというものです。

しかし、市議会では慎重論が根強く、廃案になりました。

大阪市議会「水道民営化」議案廃案へ 市長、再提案はせず 自公が慎重

（毎日新聞 2017年3月27日 大阪夕刊）

大阪市議会で審議中の水道民営化関連議案が、審議未了で廃案となる公算が大きくなった。大阪維新の会は賛成の立場だが、他の主要会派は慎重な姿勢で、採決の条件が整っていない。吉村洋文市長は再提案しない方針で、橋下徹・前大阪府知事時代の「二重行政の解消」を発端とした民営化議論は仕切り直しとなる。

【念佛明奈】

大阪市案は、水道局を市から切り離し、市が100%出資する運営会社を設立。浄水場や水道管などの資産は市が保有し続け、30年間の運営権を株式会社に与える方式を想定していた。これに対し、公明は「運営会社の経営が行き詰まった場合、代わりをすぐ見つけられない。水道は一日の空白も許せない事業だ」と反対、自民も「公共性の担保ができるのか」などと慎重な意見が強い。

27日の市議会交通水道委員会で、大阪維新は賛成、自民は継続審査、公明は反対の立場を表明する方針。いずれも採決に必要な過半数に達しないため、本会議にかけず廃案となる見通しだ。

市はこれまで、運営会社が府内全市町村の水道事業を受託する形での「府域1水道」を目指していた。吉村市長は廃案となった場合、大阪市を除く42市町村による大阪広域水道企業団との協議を視野に府域1水道を検討する考えを表明している。

同時に、今国会に提案された水道法改正案に着目。水道事業者は自治体のままだが、施設を使って事業を運営する民間会社に厚生労働相が「許可」を与える仕組みで、民営化に近づけることが可能だ。他自治体からの受託もできる。

府内では大阪市が同市内に、府がそれ以外の市町村に水を供給してきたが、節水と需要減で府・市いずれも浄水場の能力は余っている。2008年に橋下知事（当時）と平松邦夫市長（同）が水道事業の一元化に向けた協議を開始。調整がつかず頓挫し、11年12月に大阪市長に転身した橋下氏は府域1水道の実現に向け、企業団への参加を目指した。しかし大阪市議会が「水道料金の値上げにつながる」と反対し、橋下氏は民営化に方針転換した。

大阪市の水道事業をめぐる流れ

- 2008年4月 橋下徹大阪府知事と平松邦夫大阪市長が府・市の水道事業の統合協議をスタート
- 2010年1月 統合協議が破綻
- 2011年4月 大阪市を除く42市町村でつくる「大阪広域水道企業団」が事業開始
- 2012年1月 大阪市長に就任した橋下氏が、市の企業団への参加を表明
- 2013年5月 大阪市議会で企業団と市水道局の統合の関連議案を否決
- 6月 民営化に方針転換
- 2015年3月 大阪市議会在が民営化関連条例案を否決
- 2016年2月 市が関連条例案を再提案。12月までに3回継続審議
- 2017年3月 関連条例案廃案へ

3 水道の民営化問題を取り上げた論考

市民に悪影響なのに 大阪市水道民営化のなぜ（ニュースソクラ 2017/1/6(金) 13:00)

維新の「大阪都構想」へのこだわりが背景に

今、大阪市では大阪維新の会の市長が打ち出している水道事業の民営化を巡って、市議会が紛糾している。民営化されれば全国初だが、品質の維持や安定供給できるのかなどを巡って議論は紛糾、可決には至らず、継続審議案件となった。「貧乏人は水も飲めんようになるのか」という反発も広がっている。

大阪市の水道民営化の出発点は2008年にさかのぼる。タレント弁護士から転身して大阪府知事に就任したばかりの橋下徹・前府知事が、大阪府守口市の淀川沿いに大阪府と大阪市の浄水場が近接して建っているのを「二重行政」と批判して、水道事業の統合協議が始まった。

大阪府も大阪市も水道施設は水の需要を大きく上回る処理能力があり、数字上は「一つでも賄える」。そのうえ、高度経済成長時に整備が進んだ水道管などの設備が更新時期を迎え、多額の費用がかかることも背景にあった。

しかし、協議に入ると大阪府、大阪市だけでなく、大阪府から水供給を受けている衛星都市も含めて思惑や利害が対立し、2010年に大阪府と大阪市の水道事業統合は破たん。翌年、大阪府で水道事業を担当する府水道部を府から切り離して「大阪広域水道企業団」という一部事務組合とし、市町村は各自の判断でこの企業団に参加することとなった。

一方、大阪市は、2011年12月に府知事からくら替えした橋下・前大阪市長が就任し、水道事業の一本化に再チャレンジする。大阪市水道局を企業団に統合する協議が大阪市と企業団の間で始まった。

しかし、企業団の一員になると「安さが自慢」の大阪市の水道料金が維持できないと予想されることなどから、大阪市議会は2013年5月、企業団との統合を「市民にメリットなし」と否決した。橋下前市長は2010年4月に旗揚げした地域政党「大阪維新の会」の代表であり、大阪市議会でも維新が与党ではあったが過半数はなかったためだ。

すると、大阪市議会在が企業団との統合を否決した翌月、大阪市長、副市長以下、市幹部職員らで構成される「大阪市戦略会議」の方針として「水道事業の民営化の検討」が発表された。

これは、同じ頃に閣議決定された安倍政権の「骨太の方針」と成長戦略に歩調を合わせたもの。大阪市議会が大阪市の水道事業は独立路線を選択したため、橋下前市長が「二重行政の解消」と振上げた拳の下ろし先が「民営化」になったのだ。

そもそも、何のための民営化なのか。大阪市水道局は、高品質の水を安い料金で提供してなお年間約100億円の黒字を確保している。リスクを冒して民営化に踏み切る状況にはみえない。

2015年12月に橋下前市長からバトンタッチした吉村洋文・大阪市長は、民営化によって水道料金が値下がりしたら市民にアピールできる「実績」になると考えているふしもある。

吉村市長は、「人件費削減による効率化」を全面に打ち出している。大阪市の試算では、民営化したら30年間で910億円のコスト削減ができ、一方で法人税や法人住民税で570億円の負担が発生するため、吉村市長は政府に税制優遇措置を求めている。

吉村市長の号令の下、大阪市が検討する民営化とはどんな形態なのか。まず、水道局を市から切り離して「株式会社」に改組し、市の100%子会社にするとしている。3～5年後をめどに株式を売却して民間出資を受け入れる方針だったが、これは議会や市民の反発を招き、吉村市長は株式売却については発言しなくなった。民間出資の方向性をあいまいにしているため、株式「上場」の話には至っていない。

問題は、世界各地では民営化が水質の悪化や水道料金の高騰を招き、巨額のコストを負担して公営に戻す自治体が続出していることだ。パリ、ベルリン、アトランタなど先進国の都市でも再公営化されている。

具体的にどんな問題が生じたのか。アトランタでは人員削減と料金値上げの末、浄化処理のレベルを落とすすぎて水道の蛇口から茶色の水が出たこともあった。インディアナポリスでは、何百万人も市民に対し「水道水は煮沸してから使用するよう」という警告が発せられ、学校が休校になるところまで追い詰められた。

既にこれほどに、海外で失敗例があるのに、今更なぜ民営化なのか。市民の間からは「時代遅れの政策」と反対運動もでてきている。

長年にわたって大阪の水道事業をウオッチしているNPO法人「水政策研究所」（大阪市北区）の北川雅之理事は「人口減少などで水道事業を支え切れなくなっている中小の自治体と、水道が優良公営事業である大阪市では事情が違う」と話す。

「安倍政権は成長戦略で上下水道事業の民営化を打ち出しているが、水道供給に負担の大きい中小の自治体が民営化という形で人件費を削減して乗り切る逃げ道を作ったに過ぎない。生命維持に不可欠な水の供給に携わる仕事でむやみに人件費を削っていいのかという問題もあるし、大阪市がそんな方針に乗っかるのは優良な水道サービスを享受している市民の利益を考えていない」と語る。

では、大阪市の水道事業は未来永劫、安泰かと言えばそうではない。人口減少などにより今の水道料金では二十数年後に「赤字」になるという試算もある。しかし、需要の低下は民営化しても避けられず、むしろ、そういう事態が想定されるからこそ、「命の水」は公営で支えるべきものだ。

民営化＝コストカット＝商品の値下がり＝消費者にメリット、という考え方は水道事業にはあてはまらない。水道は洋服を買うように消費者が自由に商品を選べない。民営化＝コストカット＝水道サービスが悪化＝消費者に被害、もしくは、民営化＝会社の利益優先＝水道料金の上昇＝消費者に被害、という結果は海外の失敗例を見ても容易に予想される。

大阪市営事業の民営化を考える上で、松井一郎府知事、吉村大阪市長をはじめ大阪維新の会の政治家たちが、2015年5月の住民投票で否決された「大阪都構想」にまだこだわっていることを忘れてはならない。

大阪市を廃止して東京のような特別区に解体するのが大阪都構想なので、大阪市営事業は邪魔なのである。大阪市がなくなれば、大阪市営事業は混乱が避けられないからだ。

前述の水政策研究所の北川理事が更に問題点を指摘する。「今後、水需要が高まる予測はなく設備過剰は確実なのだから、浄水場の規模を半分にして、土地の販売を売却したら大阪市の収入になる。設備縮小だって10年がかり。早く手をつけるほど早く合理化できるのに、民営化計画が出て来て設備縮小の話はストップしてしまった」と民営化論議が、必要な政策の先送りにつながっているという。

「二重行政の解消」という大阪維新の会の看板に端を発した大阪市の迷走はいつまで続くのだろうか。

■幸田 泉(ジャーナリスト)

立命館大学理工学部卒業。1989年に大手新聞に入社。大阪本社社会部で大阪府警、大阪地検など担当。東京本社社会部では警察庁などを担当。2012年から2年間、記者職を離れて大阪本社販売局に勤務。2014年に退社し、販売局での体験をベースに書いた『小説・新聞社販売局』（2015年9月、講談社）がその赤裸々さゆえにベストセラーに。